

資料Ⅱ（各サービス共通）

1. 介護保険給付費等の請求について
（和歌山県国民健康保険団体連合会）

令和7年度介護保険サービス事業者集団指導

介護給付費等の請求について

令和8年2月

和歌山県国民健康保険団体連合会

目 次

1	介護給付費等の請求	1
2	介護電子媒体化ソフト	7
3	伝送による請求の事前チェック機能の活用方法	8
4	支払決定の通知	14
5	支払決定額通知書帳票等	15
6	介護給付費明細書の取下げ	26
7	過誤申立	29
8	摘要欄記載事項	36
9	月額包括報酬の日割り請求にかかる適用	51
10	サービス種類と適用可能公費の関係	57
11	介護予防・日常生活支援総合事業	58
12	ケアプランデータ連携システム	65

1 介護給付費等の請求

(1) 請求の受付

伝送による請求・・・・・・・・・・毎月10日23時59分まで

CD-R等・紙媒体による請求・・・毎月10日17時まで

令和7年度（令和8年2月～令和8年3月受付分）締切日

令和8年2月	10日（火）
3月	10日（火）

※郵送及び宅配便等の受付についても、**締切日必着**です。

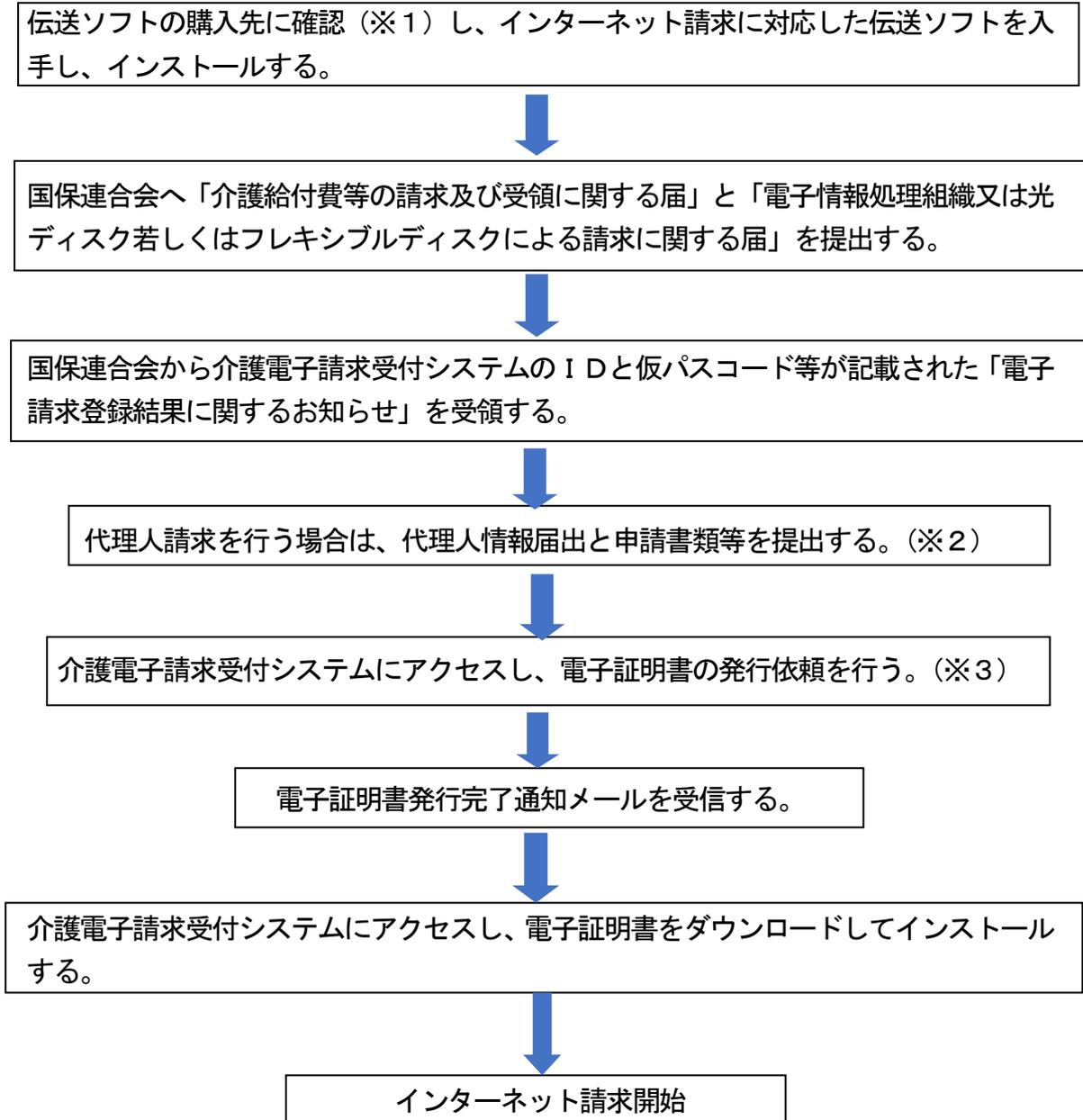
※受付締切日は本会HP <https://www.kokuhoren-wakayama.or.jp/>にも掲載しています。

(2) 請求の方法

- ・サービス事業所・施設は介護給付費請求を**原則として伝送または磁気媒体の提出（電子請求）により行う。**（厚生省令第20号）
- ・紙媒体での請求は平成30年3月で廃止（一部例外を除く）

<伝送での請求>

インターネット請求開始の流れ



※1 介護伝送ソフトを国保中央会から直接ご購入いただいている事業所等は、国保中央会の介護電子請求ヘルプデスクへご連絡ください。

※2 代理人請求を行う場合、代理人情報届出と申請書類等を提出し、代理人登録が完了してから、代理人として電子証明書の発行依頼を行ってください。

代理請求：介護保険または障害者総合支援における介護給付費等の請求事務を代理人が事業所等に代わって行うこと。

代理人の電子証明書1枚につき、100事業所まで登録できます。

※3 電子証明書の発行手数料について（有効期間3年）

介護保険証明書：13,200円

介護・障害共通証明書：13,900円

介護電子請求受付システムヘルプデスク

【問い合わせ先】：0570-059-402

【対応受付時間】

(1) 請求期間（毎月1日～10日）

平日：10:00～19:00 土曜：10:00～17:00

※ 日・祝日の電話受付は行っておりません。

(2) 請求期間以外（毎月11日～月末）

平日：10:00～19:00

※ 土・日・祝日の電話受付は行っておりません。

伝送請求のメリット

(1) 土・日・祝日に関わらず、毎月10日23:59まで送信できます。

(2) 事前チェックシステム機能により、送信後の請求データも状況を確認することができます。（詳しくは、8ページ「3 伝送による請求の事前チェック機能の活用方法」を参照ください。）

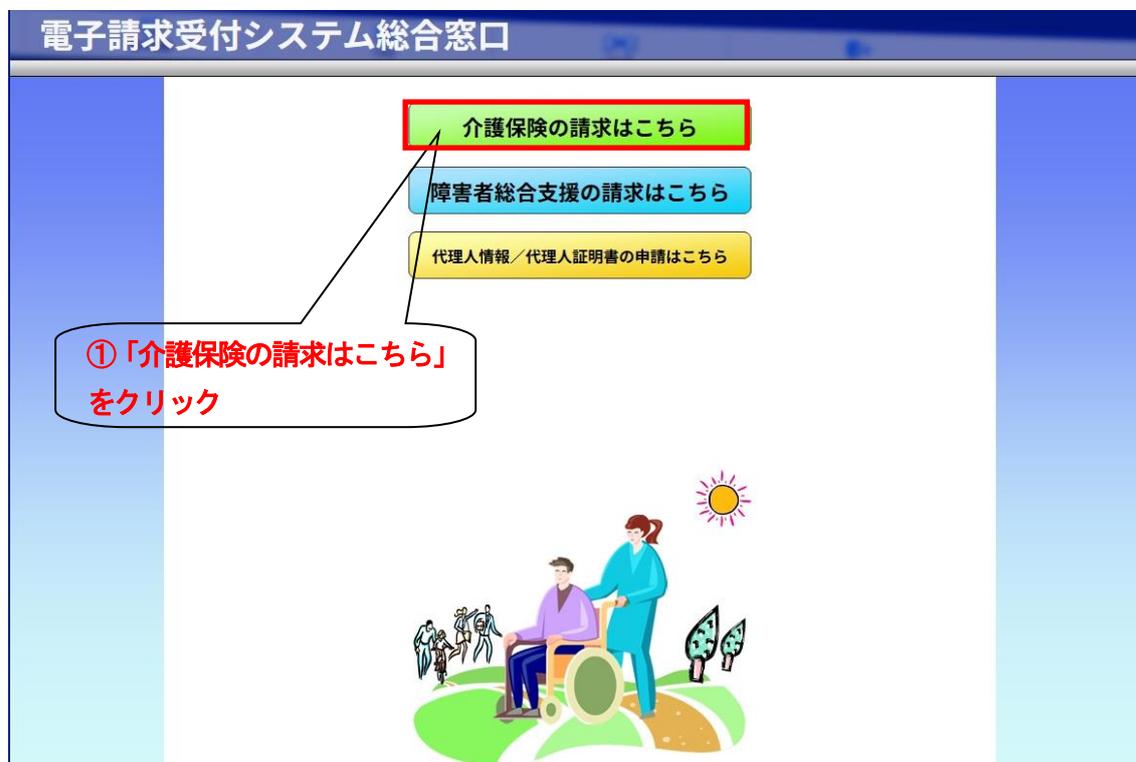
(3) 請求期間内（1日から10日）であれば、請求差替えができます。

(4) 国保連合会から送付される支払情報や返戻情報等を請求月の翌月初めに確認することができます。

介護電子請求をはじめめる前に（マニュアル）の取得方法

電子請求受付システム総合窓口に接続する。[\(https://www.e-seikyuu.jp/\)](https://www.e-seikyuu.jp/)

① 事業所等で請求する場合



② 代理人で請求する場合

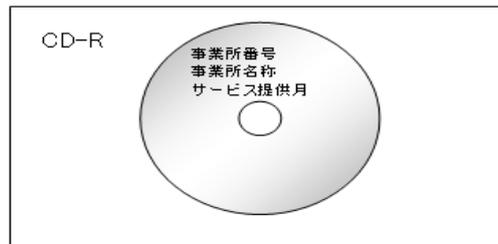
電子請求受付システム総合窓口



<磁気媒体(CD-R等)での請求>

(留意事項)

- ・磁気媒体で提出する場合、媒体本体に事業所番号・事業所名称・サービス提供月を必ず記載してください。
- ・事業所番号ごとに磁気媒体を作成してください。

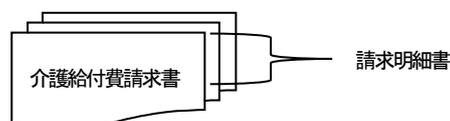


- ・月遅れ分請求を併せて提出する場合においても、処理年月はすべて連合会への提出年月で作成し、磁気媒体1枚で提出していただきますようお願いいたします。
- ・磁気媒体を提出後、10日までの間に差替えを行いたい場合は、国保連合会へ連絡をお願いします。
- ・磁気媒体へは、CSVファイルのみ保存してください。
※フォルダ内にCSVファイルを格納している場合、システムの取込みエラーとなり、受付できませんのでご注意ください。
- ・CSVファイルをExcelで開いて保存した場合、作成データが壊れる可能性があるため、CSVファイルの中を参照する場合は、メモ帳等を使用してください。
- ・伝送による請求への切替えについて、ご検討いただきますようお願いいたします。

<紙媒体での請求> (※請求省令附則第五条による免除届を提出した事業所のみ)

(留意事項)

- ・一番上に介護給付費請求書1枚、以下被保険者数分の請求明細書となります。
- ・介護給付費請求書は、サービス提供月ごとに1枚で編綴してください。
- ・返戻分の請求明細書を再提出する際は、介護給付費請求書も再度作成し編綴してください。



2 介護電子媒体化ソフト

(1) 介護電子媒体化ソフトとは

紙請求を行っている事業所等を対象に紙媒体での記載方法と同様のイメージで請求情報（CSVファイル）を作成可能とするソフトです。

(2) 介護電子媒体化ソフトで作成できるサービス種類

- ・ 居宅療養管理指導（様式第二）
- ・ 介護予防居宅療養管理指導（様式第二の二）
- ・ 福祉用具貸与（様式第二）
- ・ 介護予防福祉用具貸与（様式第二の二）

(3) 主な注意点

- ・ (2) で示したサービス種類以外は作成することはできません。
- ・ 複数の公費の請求には対応しておりません。
- ・ 請求明細書の給付明細欄に記載できる行数は20行までとなります。
- ・ 被保険者の作成数は100名までです。
- ・ このソフトで作成した請求情報は、磁気媒体（CD-R）に入れて提出ください。
- ・ 伝送及び紙媒体での提出はできません。
- ・ 主治医意見書料請求書の作成機能は使用しないでください。
(現在、環境が整っていないため、電子媒体での受付をすることができません。
従来通り、紙媒体でご請求をお願いいたします。)

(4) 介護電子媒体化ソフトの入手から請求までの流れ

- ①国保連合会へ電話にてお申し込みください。
- ②国保連合会から「介護電子媒体化ソフト 提供申込書」を送付いたします。
- ③申込書に必要な事項を記載のうえ、国保連合会へ提出してください。
- ④国保連合会から介護電子媒体化ソフトのインストールマニュアル・操作マニュアルが格納された介護電子媒体化ソフトの媒体を送付いたします。
- ⑤送付された媒体から介護電子媒体化ソフトをインストールします。
- ⑥介護電子媒体化ソフトで請求明細書に必要な情報を画面入力します。
- ⑦作成した請求情報（CSVファイル）をCD-Rに保存します。
- ⑧国保連合会へCD-Rを提出します。

<参考> 対応OS

- ・ Windows11 Home (64bit)
- ・ Windows11 Pro (64bit)

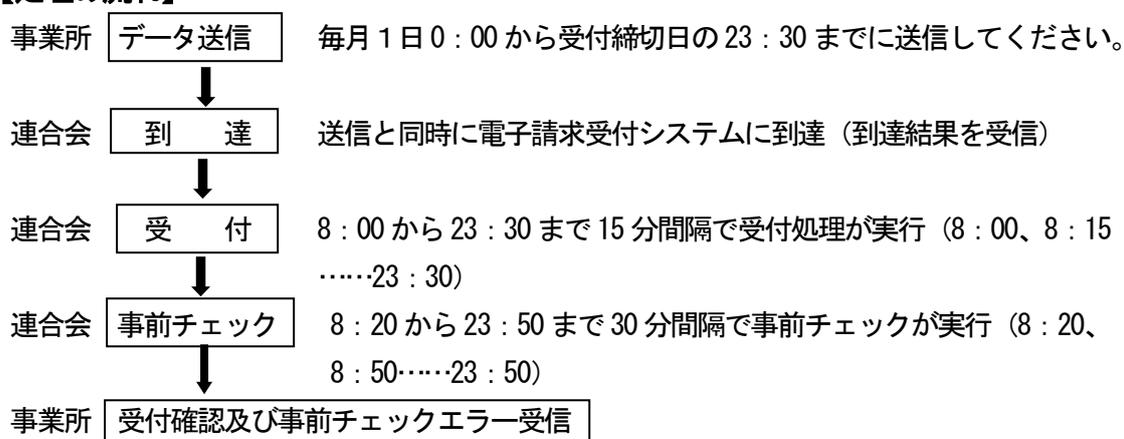
3 伝送による請求の事前チェック機能の活用方法

(1) データを送信したら必ず「送信結果」を確認して下さい

データ送信後は受信ボタンを押下し、受付確認及び事前チェックエラーを受信して下さい。受付確認及び事前チェックエラーは伝送通信ソフトの「送信結果」を選択し、確認して下さい。

送信データは下記【処理の流れ】のとおり、電子請求受付システムに到達完了後、受付処理をした後に事前チェック処理を行います。データ送信から50分程で、受付確認及び事前チェックエラーを受信することが可能となります。

【処理の流れ】



※23:30以降に送信された場合は、翌朝8:00の受付処理になります。ただし、受付締切日（原則、毎月10日）に関しては、23:30以降のデータ送信は受付自体を行いませんので、時間厳守をお願いいたします。

【伝送通信ソフトの送信結果画面】

請求年月	識別	提供年月	送信ファイル名	状態	到達	受付	取消状態
2024年05月	請求	2024年04月	SE104105.csv	連合会到達	○		
2024年05月	請求	2024年04月	SE104105.csv	受付中	○		
2024年05月	請求	2024年04月	SE104105.csv	伝送エラー	○	×	
2024年05月	請求	2024年04月	SE104105.csv	外部エラー	○	×	
2024年05月	請求	2024年04月	SE104105.csv	様式エラー有	○		△
2024年05月	請求	2024年04月	SE104105.csv	受付完了	○	○	
2024年05月	請求	2024年04月	SE104105.csv	送信完了	○	○	

[続き]

取消状態	到達番号	保険請求額	公費請求額	特定入所者(保険)	特定入所者(公費)	作成日時
	1399982021020030320	2,554円	0円	0円	0円	2024年0

前ページの送信結果画面【状態】【到達】【受付】状況説明

状態	到達	受付	説明
連合会到達	○		請求データが国保連合会へ送信された状態
受付中	○		「連合会到達」後、国保連合会で処理中の状態
伝送エラー	○	×	「受付中」後、伝送に関するチェックが終了し、エラーがあった状態
外部エラー	○	×	「受付中」後、ファイルの構造に関するチェックが終了し、エラーがあった状態
様式エラー有	○	△	「受付中」後、ファイルの内容に関する事前チェックが終了し、エラーがあった状態
受付完了	○	○	「受付中」後、全てのチェックが正常に終了した状態
送信完了	○	○ (△)	「受付完了」または「様式エラー有」後、連合会での審査が開始した状態

<凡例>

- ：正常
- △：一部がエラー
- ×：エラー

【状態】様式エラー有

受付は正常に行われていますが、データの中に事前チェックでエラーになった情報が含まれています。対応方法は、(2)【状態】に「様式エラー有」が表示されたらをご覧ください。

【状態】外部エラー

外部インタフェースエラー（※）が発生し、データ受付が行われていません。データの再作成・再送信が必要です。

※外部インタフェースエラー

コントロールレコードの処理対象年月が不正

ファイル名が規約に沿っていない

伝送整理番号中の事業所番号が存在しない 等

【状態】伝送エラー

送信すべきファイルの種類ではない場合や外部インタフェースエラー（※）等の理由でデータを取り込めなかった状態です。データの再作成・再送信が必要です。

(2) 【状態】に「様式エラー有」が表示されたら

請求されたデータの中に事前チェックエラーがある場合、「送信結果」の状態に「様式エラー有」が表示されます。

【様式エラー有の場合の表示例】

The screenshot shows the '送信送信ソフト' (Transmission Software) window. The main table displays the status of a transmission attempt for 'SE104105.csv' on 2024/05/01, which is marked as '様式エラー有' (Style Error). Below the main table, there are two detailed tables: '事前チェック情報' (Pre-check Information) and 'エラー情報' (Error Information).

請求年月	識別	提供年月	送信ファイル名	状態	到達	受付	取消状態
2024年05月	請求	2024年04月	SE104105.csv	様式エラー有	○	△	

ファイル名	識別	明細件数	レコード件数
SE104105.csv	請求	3	21

ファイル名	様式	提供年月	サービス種類	保険者番号	被保険者番号	項目名	値	エラー内容
SE104105.csv	第一	202405	-	-	-	サービス提供年月	202405	一次:サービス提供年月(対象年月)が審査年月に一致していません。
SE104105.csv	第二	202405	-	999999999	99999999999	サービス提供年月	202405	一次:サービス提供年月(対象年月)が審査年月に一致していません。

事前チェック情報（事前チェックを実施した状況）

ファイル名：送信したファイルの名前

識 別：請求＝請求明細書、総合＝総合事業請求書、給付＝給付管理票、
再審＝再審査申立書、提供終了＝サービス提供終了確認情報

明細件数：請求明細書、給付管理票等の件数

レコード件数：データの行数

エラー情報（事前チェックでエラーとなったデータの詳細情報）

ファイル名：エラーデータが含まれるファイルの名前

様 式：様式の種類

提 供 年 月：サービス提供年月、または給付管理対象年月

サービス種類：サービス種類コード（限定できない場合は「-」）

保 険 者 番 号：利用者の証記載保険者番号

被保険者番号：利用者の被保険者番号

項 目 名：エラーとなった項目の名前

値：上記項目に入力されていた値

エ ラ ー 内 容：一次チェックでエラーとなった事由

【状態】が「受付完了」「様式エラー有」となったデータは事前チェックエラーの有無に関わらず、国保連合会の審査支払システムに登録されます。

下枠に表示されたエラー情報は、事前チェックした結果、送信ファイルの中にエラー項目があったことを表しています。このエラーについて何も対処しなければ、データは審査支払システムに登録され、エラー項目のある請求明細書・給付管理票は「返戻」扱いになります。（ファイル全てが返戻になるわけではありません。）

エラー情報のあるファイルについての取扱手順を示します。

① エラーが含まれている送信データの取消をする。

取消方法については、参考①：送信データ取消についてをご覧ください。

②送信結果が「取消完了」になっていることを確認する。

確認方法については、参考①：送信データ取消についてをご覧ください。

送信から確認まで40分程かかる場合があります。

③事前チェックエラーのデータを修正したファイルを作成し送信する。

下枠に表示されたエラー情報のエラー内容を参考にしてデータを修正し、国保連合会にファイルを送信して下さい。エラー内容の意味がわからなければ、お問合せ下さい。

（参考②：事前チェックエラーについてをご覧ください。）

④送信結果が「受付完了」になっていることを確認する。

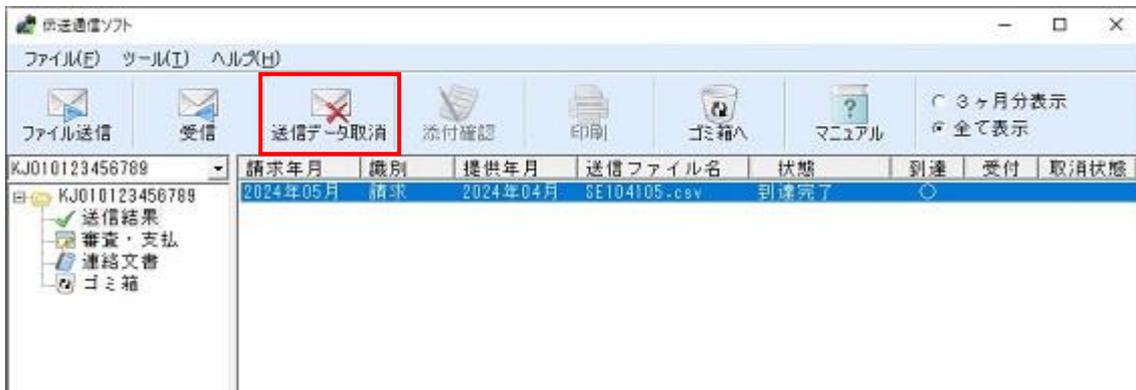
エラーを修正したファイルを作成され再送信していただくをお願いします。

修正にあたっては、エラーになったデータだけを作り直すのではなく、エラー情報が含まれたファイル全体を作り直して下さい。

また、再作成ファイルの送信前には、エラーが含まれたファイルの取消を必ず行って下さい。行わない場合、重複エラーが発生します。

参考①：送信データ取消について

【送信データ取消方法】



「送信結果」フォルダ内の取り消したいファイルを選択し、青く反転している状態で「送信データ取消」ボタンをクリックして下さい。

なお、状態が「送信完了」のファイルについては、審査処理の実施が確定された状態であるため、送信ファイル取消は行えません。

※送信データ取消は、エラー情報の含まれたファイルだけでなく、「受付完了」のデータについても可能です。また、毎月1日から受付締切日の23：30までなら、何度でも行うことが可能です。

【確認方法】



送信データ取消後、「受信」ボタンを押して取消結果を受信して下さい。

上図のように、取り消したいファイルの【取消状態】に「取消完了」と表示されれば、取消処理が正常に完了しています。

※取消結果が届くまで、40分程かかる場合があります。

参考②：事前チェックエラーについて

事前チェックとは、審査処理の前にファイルの内容にフォーマット上の問題がないかをチェックする処理です。

事前チェックは、「別冊 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表の対応について」P1～P18のエラーコード一覧に掲載されている「事前チェック適用有無」に○印が記入されているものが対象となります。

事業所台帳や受給者台帳との突合による資格チェックエラーは対象としません。

参考

「別冊 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表の対応について

7. エラーコード一覧

エラーコード一覧 (令和6年5月以降審査分)					
項目	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード) 新規追加となるエラーコードについては下線により示す	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前チェック 適用有無
コード体系 ×1×2×3×4 ×1×2・・・ カテゴリ AA:形式誤り AB:項目属性誤り AC:二重登録(一次) AD:台帳突合誤り(一次) AE:サービス提供年月誤り AG:緊急時情報関連 AH:特定情報関連 AI:二重登録(資格) AR:償還系誤り AS:計算誤り AT:数値不正(一次) AU:数値不正(資格) Y:医療 ZZ:その他 10:事業所基本台帳またはサービス台帳 12:受給者台帳 13:法別管理台帳/公費負担台帳 14:介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単位数表/特定診療・特別療養・特別診療表 15:種別別市町村固有台帳 16:市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳 20:介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳 ×3×4・・・ カテゴリ内の詳細コード					
1	形式誤り (A)	AA40	一次:レコードフォーマットに誤りがあります。(項目数不正)	レコード形式(項目数)誤り	○
2		AA41	一次:請求明細書のレコード種別の組み合わせに誤りがあります。	請求明細書のレコード種別の組み合わせ誤り	○
3		AA42	一次:必要なレコードでないものがあります。	不要なレコードあり	○
4		AA43	一次:レコード件数が規定の件数を超過しています。	レコード件数が規定件数を超過	○
5		AA44	一次:コントロールレコードのデータ種別に対する交換情報種別番号に誤りがあります。	データ種別に対する交換種別番号の不整合	○
6		AA45	一次:介護給付費請求明細書の基本情報レコードが存在しません。	請求明細書の基本情報レコード未登録	○
7		AA46	一次:償還連絡票の償還明細情報レコードが存在しません。	償還連絡票の償還明細情報未登録	○
8		AA47	一次:償還明細情報レコードに対応する償還連絡票情報が存在しません。	償還明細情報レコードの連絡票情報未登録	○
9		AA48	一次:CSV形式に誤りがあります。	CSV形式誤り	○
10		AA49	一次:一項目の長さが大きすぎます。	項目長が規定を超過しています	○
11		AA4A	一次:償還連絡票にフォーマットエラーがある為、無効な明細書とします。	償還連絡票の形式エラーにより明細書無効	
12		AA4B	一次:通帳・再審査回数が不正に設定されています。	通帳・再審査回数誤り	
13		AA4C	一次:コントロールレコードの送付元と送付内容の関係に誤りがあります。	送付元と送付内容の関係誤り	
14		AA4D	一次:該当保険者は当該業務を委託していません。	該当保険者は業務委託外	
15		AA4E	一次:コントロールレコードの事業所番号とデータレコードの事業所番号が異なります。	レコード間の事業所番号の不整合	○
16	項目属性誤り (A/B)	AB00	一次:必須項目であるのに値が存在しません。	必須項目が未設定	○
17		AB01	一次:この項目は、設定不可項目です。	当該項目は設定不可	○
18		AB02	一次:数値ではない値が設定されています。	数値項目に数値以外を設定	○
19		AB03	一次:日付の形式に誤りがあります。	日付の形式誤り	○
20		AB04	一次:集計情報が複数レコード存在します。	集計情報が複数レコード	○
21		AB06	一次:規定外のコードが設定されています。	規定外コードを設定	○
22		AB07	一次:規定の最大桁数を超過しています。	規定の最大桁数を超過	○
23		AB09	一次:往診日数と往診医療機関名の関係に誤りがあります。	往診日数と往診医療機関名の関係に誤り	○
24		AB09	一次:通院日数と通院医療機関名の関係に誤りがあります。	通院日数と通院医療機関名の関係に誤り	○
25		AB0A	一次:居室サービス計画費の中で、値が統一されていません。	サービス計画費レコードが不統一	○
26		AB0C	一次:公費負担者番号が設定されているにも関わらず公費受給者番号又は公費給付率が設定されていません。	公費受給者番号又は公費給付率が未設定	○
27		AB0E	一次:基本情報のキー項目と関係する情報のキー項目が一致しません。	基本キー項目と関連情報不一致	○
28		AB0F	一次:交換情報種別番号(介護給付費明細書様式)とサービス種類の関係に誤りがあります。	種別番号とサービス種類の不一致	○
29		AB0G	一次:半角のエリアに全角の文字が設定されています。	半角エリアに全角文字を設定	○
30	AB0H	一次:全角のエリアに半角の文字が設定されています。	全角エリアに半角文字を設定	○	
31	AB0J	一次:中止年月日と中止理由コードまたは退所(院)年月日と退所(院)後の状態の関係に誤りがあります。	年月日と中止理由又は退所後の状態不一致	○	
32	AB0K	一次:償還連絡票情報のキー項目と関係する情報のキー項目が一致しません。	償還連絡票情報キー項目と関連情報不一致	○	
33	AB0L	一次:集計情報に一致するサービス種別コードが存在しません。	集計情報に一致サービス種別無	○	

4 支払決定の通知

国保連合会では、事業所等の請求内容を審査のうえ、支払額を決定し介護給付費等支払決定額通知書等を事業所等に送付します。

(1) 送付方法

伝送事業所等：審査月の翌月初めに伝送ソフトにより取込み

磁気・紙媒体で請求する事業所等：審査月の翌月22日前後に郵送

(2) 通知帳票の種類 (①⑧⑨以外は介護給付・総合事業それぞれ別帳票)

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| ①介護給付費等支払決定額通知書 | ⑥介護給付費過誤決定通知書 |
| ②介護給付費等支払決定額内訳書 | ⑦介護給付費再審査決定通知書 |
| ③介護保険審査決定増減表 | ⑧介護職員処遇改善加算総額のお知らせ |
| ④介護保険審査増減単位数通知書 | ⑨審査状況一覧 (※伝送事業所のみ) |
| ⑤請求明細書・給付管理票返戻 (保留) 一覧表 | |

(3) 請求から支払までの流れ

事業所支払日：毎月26日 (26日が土・日・祝日の場合は翌営業日)



ポイント！

「請求差」の「合計」欄 マイナス表示・・・「介護給付費請求書情報」の数値>「介護給付費請求明細書情報」の集計値

「請求差」の「合計」欄 プラス表示・・・「介護給付費請求書情報」の数値<「介護給付費請求明細書情報」の集計値

(1) 「返戻」「保留分」がある場合

返戻・保留がある場合、件数・金額ともマイナスとしてカウントし、「請求差」の「合計」欄には、マイナス表示されます。

(2) 「査定増減」がある場合

査定により減単位があった場合、「請求差」の「合計」欄には金額のみがマイナス表示されます。件数はカウントしないため、{0}と表示されます。

(3) 「保留復活分」がある場合

給付管理票が国保連合会に未提出または返戻のため保留になっていた請求明細書が、給付管理票が提出され復活となった場合、プラス表示されます。

(4) 「返戻」「保留分」「査定増減」「保留復活分」がないのに、「請求差」の「合計」欄に表示がある場合、または「返戻」「査定増減」「保留分」「保留復活分」があるが、(1)～(3)の合計値が「請求差」件数・金額と一致していない場合

提出された「介護給付費請求書情報」に誤りがあります。請求時点の「介護給付費請求書情報」と「介護給付費請求明細書情報」を確認してください。

確認の結果、「介護給付費請求書情報」の誤りであれば、対応の必要はありません。「介護給付費請求明細書情報」の集計金額をお支払いします。

[例] 「返戻」1件・300単位（介護保険請求額2,700円、公費の請求無）

「査定減」1件・-50単位（介護保険請求額450円、公費の請求無）

⇒「請求差」の「合計」欄には件数{-1}、金額{-3,150}と表示されます。

※件数は返戻分の1件、金額は返戻分の保険請求額2,700円と査定減の保険請求額450円の合計3,150円

※「査定増減件数」には「介護保険増減単位数通知書」に表示されているものをカウントして表示しますが、「請求差」の「合計件数」欄にはカウントされません。「査定増減」は、単位数の増減であって、明細書合計件数に増減はないため、「介護給付費請求書情報」の件数数値と「介護給付費請求明細書情報」の件数集計値に差異はありません。

(2) 介護保険審査増減単位数通知書

事業所番号 3070000000

令和 年 月 審査分

令和 年 月 日

事業所名 □□介護事業所

※介護予防・日常生活支援総合事業分については、様式名は異なりますが、介護給付分と見方は同様です。

和歌山県国民健康保険団体連合会
和歌山県介護給付費等審査委員会

1 頁

保険者番号	被保険者番号 被保険者氏名	サービス 提供年月	サービス 種類コード	サービス 項目コード	増減単位数	事由	内容	連絡事項
300000	0000000001 カゴ 夕唯	R05.9	65	1111				
300000	0000000001 カゴ 夕唯	R05.9	65	6107	-1,719	A	給付管理票に実績が記載されていないもの 確定単位数 (0 単) 請求単位数 (1719 単)	

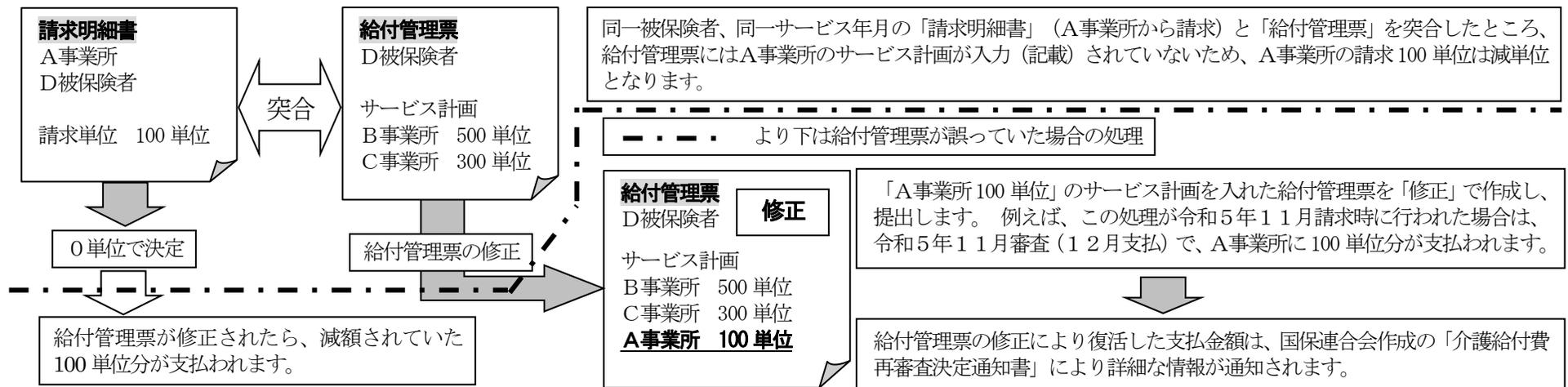
内容・・給付管理票に実績が記載されていないもの 事由記号=A

原因・・提出された請求明細書の被保険者の給付管理票は居宅介護支援事業所または地域包括支援センターから提出されているが、その中に該当のサービス事業所の該当サービスの実績(計画単位数)が入力(記載)されていない場合。

この場合、一覧表の内容欄に表示される確定単位数は0単位となります。

対応・・請求明細書の請求内容に誤りがなければ(サービス年月・サービス種類・サービスコードに誤りがないか確認)居宅介護支援事業所または地域包括支援センターに連絡し、給付管理票に実績を入れてもらう必要(このとき給付管理票は「修正」で提出します)があります。減単位された(0単位となった)請求明細書については、返戻となっているわけではない(0円の支払いをしている)ので、再請求する必要はありません。給付管理票が正しく修正されれば、給付管理票が修正された年月の審査分で減単位されていた金額がサービス事業所に支払われます。

「給付管理票に実績が記載されていないもの」についての具体例(請求明細書に誤りがなかった場合)



介護保険審査増減単位数通知書

事業所番号 3070000000

令和 年 月 審査分

令和 年 月 日

事業所名 □□介護事業所

※介護予防・日常生活支援総合事業分については、様式名は異なりますが、介護給付分と見方は同様です。

1 頁
和歌山県国民健康保険団体連合会
和歌山県介護給付費等審査委員会

保険者番号	被保険者番号 被保険者氏名	サービス 提供年月	サービス 種類コード	サービス 項目コード	増減単位数	事由	内容	連絡事項
300000	0000000002 かこ ジ 叻	R05.9	16	2101				
300000	0000000002 かこ ジ 叻	R05.9	16	5301				
300000	0000000002 かこ ジ 叻	R05.9	16	5605	-1,088	B	給付管理票の実績を超えるもの 確定単位数 (5427単) 請求単位数 (6515単)	

内容・・給付管理票の実績を超えるもの 事由記号=B

原因・・提出された請求明細書の被保険者の給付管理票は居宅介護支援事業所または地域包括支援センターから提出されていて、その中に該当のサービス事業所の該当サービスの実績（計画単位数）が入力（記載）されているが、その給付管理票の計画単位数が請求明細書の請求単位数よりも少なかった場合。

この場合、確定単位数は給付管理票の計画単位数と同じ単位数になります。

対応・・基本的な対応については、「給付管理票に実績が記載されていないもの」と同様です。

「給付管理票の実績を超えるもの」についての具体例（請求明細書に誤りがなかった場合）



(3) 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 3070000000

令和 年 月 審査分

令和 年 月 日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

和歌山県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
300000 △△市	0000000001 かこ 知	請	R06.9	15		10,043	C	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必 要	保留

内容・・支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要

サービス計画費に対応した給付管理票の提出が必要（支援事業所のサービス計画費の場合）

原因・・①保留 利用者の請求明細書は提出しているが、給付管理票の提出がない場合または給付管理票が返戻となっている場合に、このエラーとなります。

給付管理票、請求明細書共に提出は1ヶ月単位ですので、同月の給付管理票の提出がない場合です。

国保連合会では、通常2ヶ月間請求情報を保留しています。（この保留期間は、各県の国保連合会によって違います）保留されている期間中に、
該当の給付管理票が提出されれば、提出された審査年月で保留となっていた請求明細書の支払が行われます。

②返戻 保留期間内に給付管理票が提出されなければ請求明細書は返戻となります。この場合、備考欄には“返戻”と表示されます。

対応・・該当利用者の居宅介護支援事業所または地域包括支援センターに連絡し、給付管理票を国保連合会へ提出するように依頼します。①の場
合は、請求明細書を再提出する必要はありません。②の場合は、請求明細書を再提出する必要があります。

【例1】令和6年10月審査分で「保留」となり、給付管理票が提出されなかった場合



最初に保留となった翌々月に「返戻」とな
ります。

【例2】令和6年10月審査分で「保留」となり、令和6年12月審査時に給付管理票が提出された場合



保留期間中に給付管理票が提出されれば、
その月の審査対象になります。
（支払は令和7年1月振込分です）

「備考」欄 エラーコード=返戻

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	3070000000
------------	------------

令和 年 月 審査分

令和 年 月 日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000	0000000001	請	R6. 4	21		4,436	C	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の修正依頼が必要	返戻
△△市	かご 知								

内容・**支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の修正依頼が必要**

原因・請求明細書と居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが提出した給付管理票の内容が不一致で、かつ、特定入所者介護サービス費の請求がある場合にこのエラーとなり、主な原因として以下のことが考えられます。

- ①請求明細書のサービス種類が給付管理票に入力（記入）されていない場合
- ②請求明細書を提出した事業所と給付管理票に記載されているサービス事業所番号が異なる場合

対応・請求明細書の請求内容に誤りがなければ（サービス年月やサービスコード等に誤りがないか確認）居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに連絡し、給付管理票に実績を入れてもらう必要（このとき給付管理票は「修正」で提出します）があります。請求明細書は返戻となっているので再請求しなればなりません。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 3070000000

令和 年 月 審査分

令和 年 月 日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

和歌山県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
300000 △△市	0000000001 かご 知	請	R05.9	11		15,869	B	証記載保険者番号：市町村の認定変更が未決定	12PA
300000 △△市	0000000001 かご 知	請	R05.9	11		15,869	B	被保険者番号：市町村の認定変更が未決定	12PA
<p>1つの請求明細書につき証記載保険者番号と被保険者番号のエラーがセットで出力されます。</p>									

内容・証記載保険者番号、被保険者番号：市町村の認定変更が未決定

原因・保険者（市町村）が国保連合会に登録した最新の受給者情報の中で、要介護認定について「変更申請中」（更新申請中も含む）となっている被保険者の給付管理票や請求明細書が提出された場合に発生します。原因は下記の場合と考えられます。

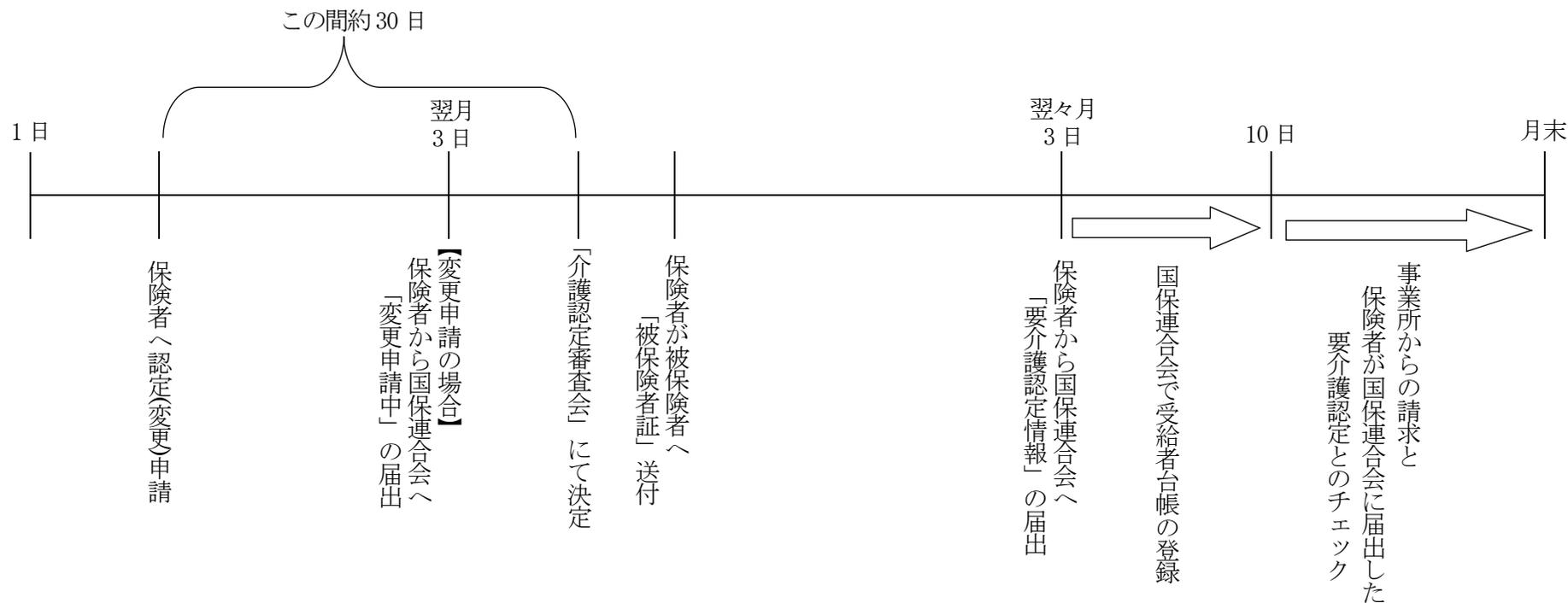
- ①保険者が国保連合会に登録する情報に登録漏れや誤りがある場合。
- ②保険者の国保連合会への受給者情報の登録期限（通常は前月末までの異動情報を当月の3日までに提出）と、事業者の請求書提出期限（10日）に期日のズレがあるため、事業者は当月の請求までに変更申請が確定（却下を含む）されていることを確認して請求明細書等を提出しても、エラーとなり返戻されることがあります。（この登録期限と請求書提出期限のズレによるエラーについては「12PA」だけでなく、受給者台帳との突合によるエラー全般に該当します。）
- ③単に変更申請中であることを忘れていて請求した場合。
- ④平成17年10月サービス分以降については、従来からの「要介護認定」の変更申請に加え、「特定入所者」にかかる申請または変更申請を行うようになりました。このため、「要介護認定」「特定入所者」のどちらか一方でも申請中であればエラーとなります。

対応・①②④については該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に照会します。変更申請（または更新申請）が確定（却下を含む）し、受給者情報に登録したことを確認のうえ再請求します。

③については変更申請確定後、再請求します。

保険者が変更申請（または更新申請）を受け付けてから確定するまで約30日かかります。この日数を考慮に入れて請求してください。また再請求時の注意点として、変更申請により要介護度が変更になっている場合がありますので、正しい要介護度で作成した請求明細書や給付管理票で再提出してください。

💡 **ポイント！ 要介護の認定申請（変更申請）から受給者台帳への登録まで**



- *要介護認定の申請（変更申請）から認定の決定まで通常 30 日程度ですが、手続きの不備等があれば 30 日以上の日数がかかる場合があります。
- *図のような場合は、認定（変更）申請の翌月に介護給付費等を請求しても 12P0エラー（市町村の認定情報が未登録（受給者情報））、変更申請の場合は 12PAエラー（市町村の認定変更が未決定）になり返戻となります。
- *要介護の認定申請・変更申請をした場合には、申請日・認定日等を確認して国保連合会に受給者台帳（認定情報）の登録が完了する月以降に請求してください。

「備考」欄 エラーコード=12SA

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 3070000000

令和 年 月 審査分

令和 年 月 日

事業所（保険者）名 介護事業所

1 頁

和歌山県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
300000 △△市	0000000001 かご 知	請	R05.9	51		21,142	B	保険給付率：市町村認定の給付率と相違	12SA
300000 △△市	0000000001 かご 知	請	R05.9	51		21,142	B	保険請求額：記載された値が計算値を超過	ASSA

- 内容・**保険給付率：市町村認定の給付率と相違**
- 原因・受給者台帳の給付率と請求した給付率が相違することに伴い、受給者台帳の給付率に基づき計算された値を超えているためエラーとなります。
- 対応・請求した給付率が正しいかを確認し、誤っている場合は正しい給付率及び請求額に修正のうえ、再請求してください。なお、給付率に誤りがない場合は、国保連合会に登録している給付率と相違がないか保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へ照会してください。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 3070000000

令和 年 月 審査分

令和 年 月 日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

和歌山県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
300000 △△市	0000000001 かご 知	請	R05.9	17		1,350	B	様式番号：過去に同じ請求明細書を提出済	ANN4
300000 △△市	0000000002 かご ジ	請	R05.9	11		1,450	B	様式番号：過去に同じ請求明細書を提出済	ANN4
300000 △△市	0000000002 かご ジ	請	R05.9	11		1,450	B	サービス種類：支援事業所に給付管理票の修正依頼が必要	ANNM

内容・
 ①ANN4 様式番号：過去に同じ請求明細書を提出済
 ②ANNM サービス種類：支援事業所に給付管理票の提出依頼が必要

原因・
 ①ANN4 前月以前に同じ介護給付費を請求し、支払が完了している請求明細書がある場合にこのエラーが発生します。

- (1) 既に請求支払が終わった請求明細書を、請求していないと思って月遅れで請求した場合。
- (2) 既に請求支払が終わった請求明細書の請求間違いに気づき、取下げ（過誤）の手続きをしないまま、再請求した場合。
- (3) 他の利用者の保険者番号や被保険者番号を誤って入力（記入）した場合。

②ANNM 前月以前に同じ介護給付費を請求し、給付管理票と突合審査を行った結果全額マイナス（0決定）しているのに再請求した場合。

対応・
 ①(1)の場合、既に請求支払が終了していますので、再請求する必要はありません。

①(2)の場合、請求明細書の取下げ（過誤）の手続きをして、介護給付費過誤決定通知書で過誤になったのを確認後、再請求してください。通常は取下げ（過誤）依頼をしてから介護給付費過誤決定通知書に載るまで2～3ヶ月かかります。

①(3)の場合、正しい保険者番号、被保険者番号等を入力（記入）した請求明細書を再請求します。

②ANNMの場合、過去の審査で決定した請求明細書に誤りがなければ、再請求する必要はありません。該当利用者の居宅介護支援事業所または地域包括支援センターに連絡し、給付管理票を「修正」で国保連合会へ提出するように依頼してください。

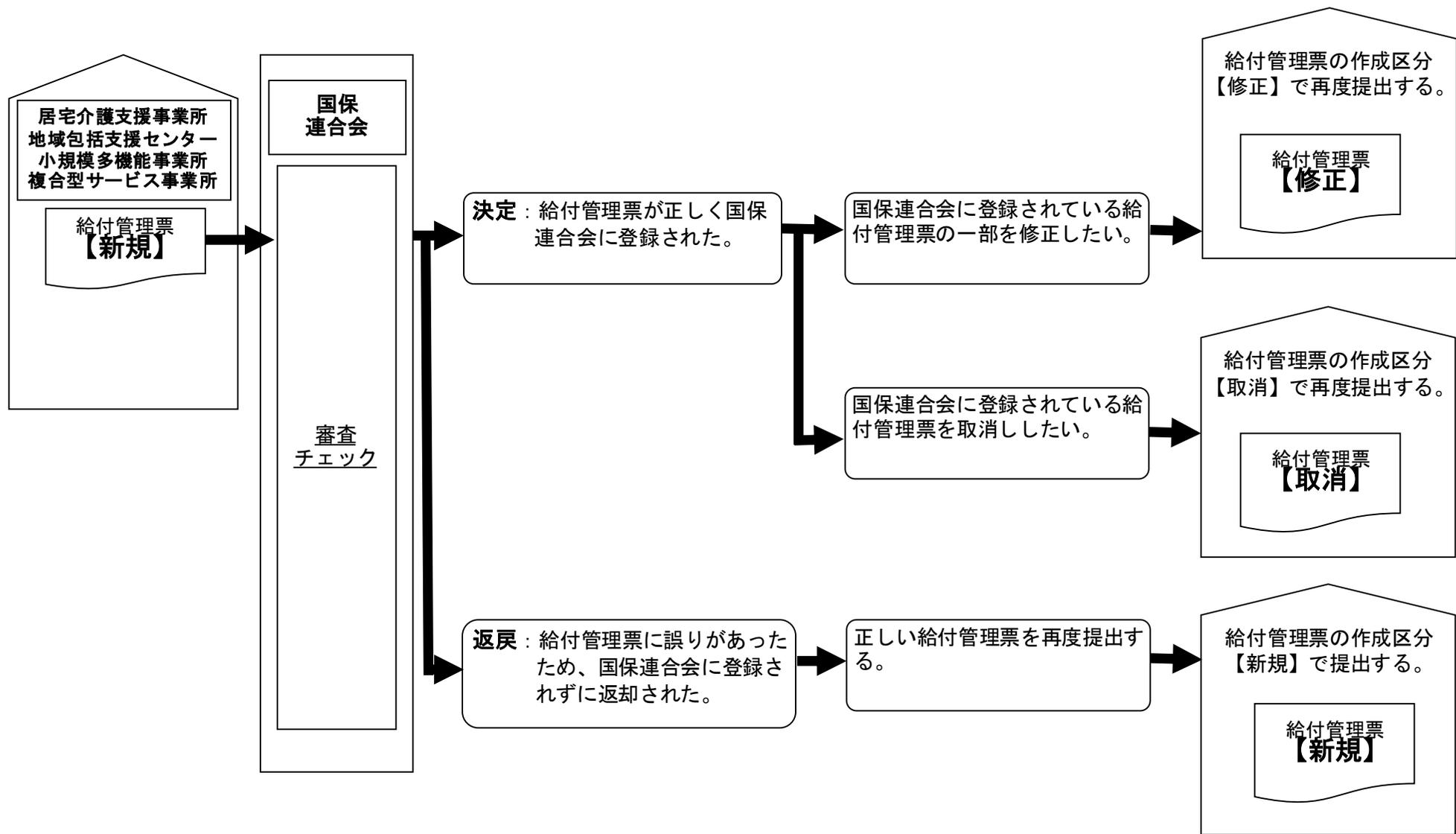
ANNMエラーはANN4エラーとセットで出力されます。



ポイント！ エラーコード=ANN2は当月審査分における重複、エラーコード=ANN4、ANNMは当月審査分と過去の審査で決定した分の重複です。

給付管理票 「新規」「修正」「取消」

給付管理票の作成区分には「新規」、「修正」、「取消」の3つの区分があります。それぞれの区分の取扱いは以下のとおりです。



6 介護給付費明細書の取り下げ

当月請求した介護給付費明細書を取り下げる場合、以下の取り下げ依頼書に明細書情報を記入し、請求月の20日必着で郵送してください。(20日が土・日・祝日の場合は翌営業日)

※様式は連合会のHPからダウンロードできます。

令和 年 月 日

和歌山県国民健康保険団体連合会 御中

事業所番号 _____
 所在地 _____
 名称 _____
 担当者 _____

電話番号 (_____ - _____)

介護給付費明細書の取り下げ依頼について

下記介護給付費明細書の取り下げをお願いいたします。

サービス提供月	年	月分
様式番号 (サービス種類)		
保険者番号		
被保険者番号		
被保険者氏名		
請求単位数		

※ 請求月の20日必着郵送でよろしくお願いたします。
 (県内保険者に限ります)
 ※ 20日が土・日・祝日の場合は翌日〆切になります。

27 ページから 28 ページの介護保険サービス種類表の明細書様式を参照してください。

保留分を取り下げる場合、〇年〇月審査**保留分**と余白に記載してください。

介護給付費明細書の請求額集計欄の**給付単位数**を記載してください。

- ※ 給付管理票は、取り下げできません。
- ※ 過去に請求して実績が確定した請求明細書を取り下げる場合は、保険者へ過誤申出をしてください。

介護保険サービス種類表

区分	サービス種類	明細書様式		
介護 給付	居宅サービス	11：訪問介護	様式第二	
		12：訪問入浴介護	様式第二	
		13：訪問看護	様式第二	
		14：訪問リハビリテーション	様式第二	
		31：居宅療養管理指導	様式第二	
		15：通所介護	様式第二	
		16：通所リハビリテーション	様式第二	
		21：短期入所生活介護	様式第三	
		22：短期入所療養介護(介護老人保健施設)	様式第四	
		23：短期入所療養介護(病院等)	様式第五	
		2A：短期入所療養介護(介護医療院)	様式第四の三	
		33：特定施設入居者生活介護(短期利用以外)	様式第六の三	
		27：特定施設入居者生活介護(短期利用)	様式第六の七	
		17：福祉用具貸与	様式第二	
		43：居宅介護支援	様式第七	
		施設サービス	51：介護福祉施設サービス	様式第八
			52：介護保健施設サービス	様式第九
	55：介護医療院サービス		様式第九の二	
	特定入所者介護サービス	59：特定介護サービス等		
	地域密着型サービス	76：定期巡回・随時対応型訪問介護看護	様式第二	
		71：夜間対応型訪問介護	様式第二	
		72：認知症対応型通所介護	様式第二	
		78 地域密着型通所介護	様式第二	
		73：小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)	様式第二	
		68：小規模多機能型居宅介護(短期利用)	様式第二	
		32：認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	様式第六	
		38：認知症対応型共同生活介護(短期利用)	様式第六の五	
		36：地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用以外)	様式第六の三	
		28：地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用)	様式第六の七	
		54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	様式第八	
		77：複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外)	様式第二	
		79：複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用)	様式第二	
	予防 給付	介護予防サービス	62：介護予防訪問入浴介護	様式第二の二
63：介護予防訪問看護			様式第二の二	
64：介護予防訪問リハビリテーション			様式第二の二	
34：介護予防居宅療養管理指導			様式第二の二	
66：介護予防通所リハビリテーション			様式第二の二	
24：介護予防短期入所生活介護			様式第三の二	
25：介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)			様式第四の二	
26：介護予防短期入所療養介護(病院等)			様式第五の二	
2B：介護予防短期入所療養介護(介護医療院)			様式第四の四	
35：介護予防特定施設入居者生活介護			様式第六の四	
67：介護予防福祉用具貸与			様式第二の二	
46：介護予防支援			様式第七の二	
地域密着型介護予防サービス			74：介護予防認知症対応型通所介護	様式第二の二
			75：介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)	様式第二の二
			69：介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)	様式第二の二
			37：介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	様式第六の二
39：介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)			様式第六の六	

※「53：介護療養施設サービス」については、令和6年4月サービス分以降廃止となります。

区分	サービス種類	明細書様式
介護予防・日常生活支援総合事業	A2：訪問型サービス(独自)	様式第二の三
	A3：訪問型サービス(独自/定率)	様式第二の三
	A4：訪問型サービス(独自/定額)	様式第二の三
	A6：通所型サービス(独自)	様式第二の三
	A7：通所型サービス(独自/定率)	様式第二の三
	A8：通所型サービス(独自/定額)	様式第二の三
	A9：その他の生活支援サービス(配食/定率)	様式第二の三
	AA：その他の生活支援サービス(配食/定額)	様式第二の三
	AB：その他の生活支援サービス(見守り/定率)	様式第二の三
	AC：その他の生活支援サービス(見守り/定額)	様式第二の三
	AD：その他の生活支援サービス(その他/定率)	様式第二の三
	AE：その他の生活支援サービス(その他/定額)	様式第二の三
	AF：介護予防ケアマネジメント	様式第七の三

※介護予防・日常生活支援総合事業については、市町村により実施の有無及び実施しているサービスは異なります。

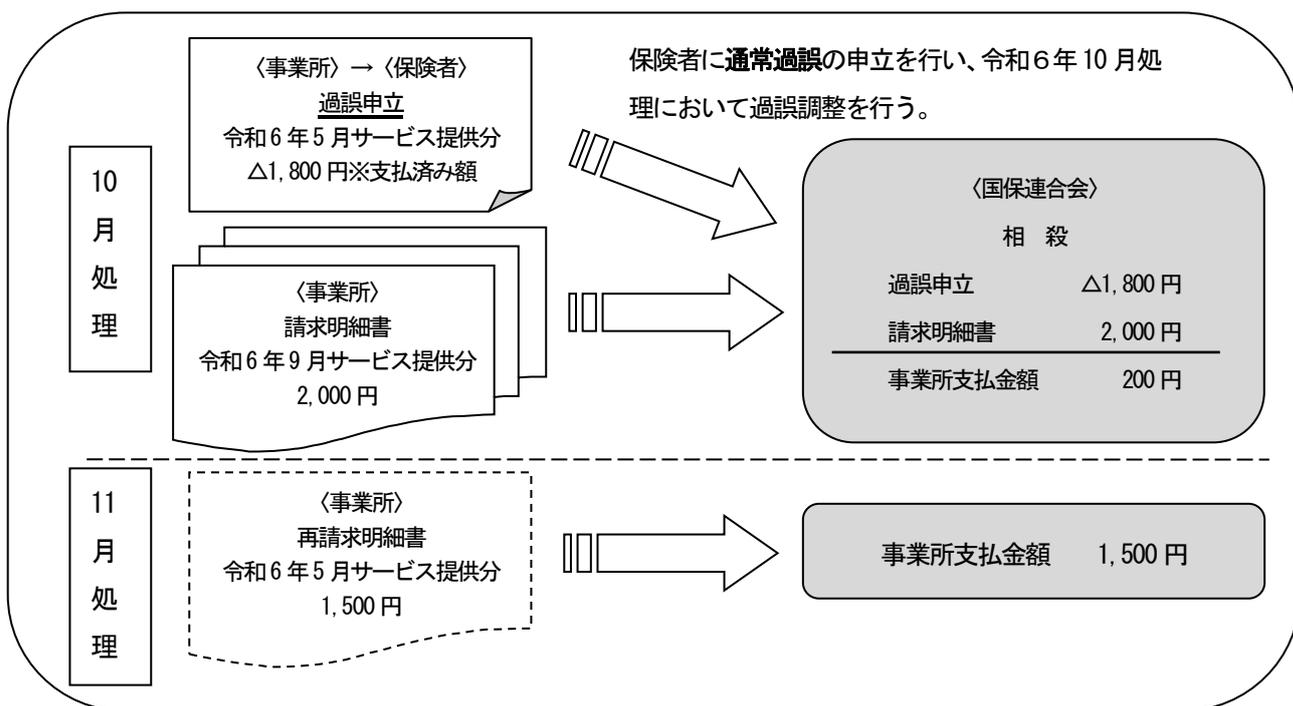
※「AF:介護予防ケアマネジメント」について、要支援者は平成27年4月サービス分より、事業対象者は平成29年4月サービス分より
 国保連合会を経由した請求が可能です。また、対象者の弾力化に伴い令和3年4月サービス分より要介護者も請求が可能です。

※「A1:訪問型サービス(みなし)」及び「A5:通所型サービス(みなし)」については、令和3年4月サービス分以降廃止となりました。

7 過誤申立

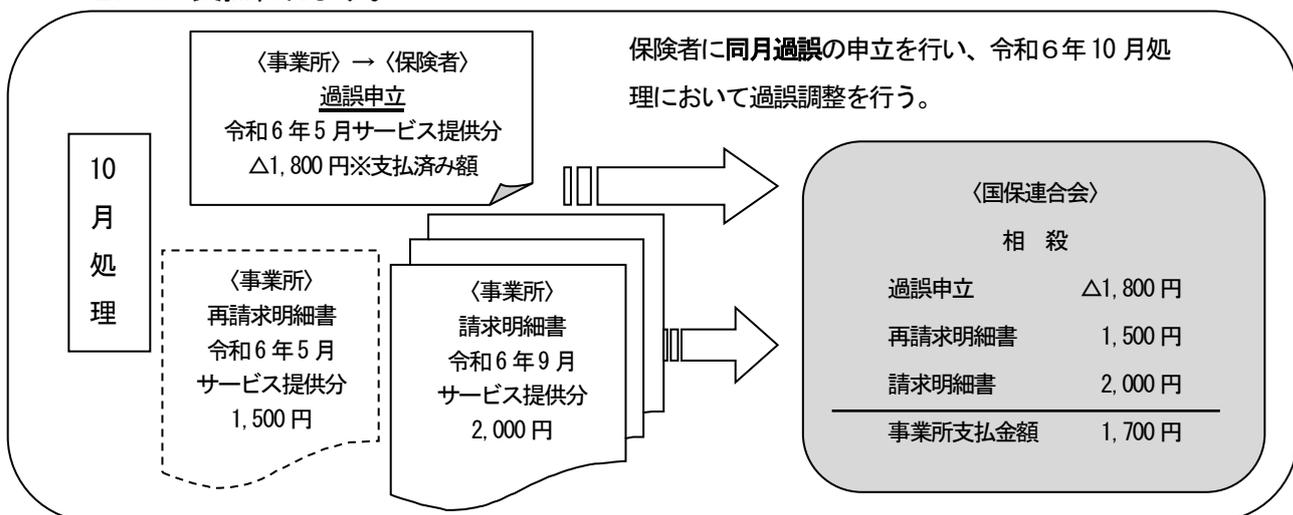
支払額が決定した後に請求内容の修正が必要となった場合、保険者に過誤申立を行ったうえで、再請求いただく必要があります。申立方法は各保険者に確認ください。

- (1) 通常過誤 <例>令和6年10月で過誤処理を行い翌11月に再請求をした場合
事業所等は、通常請求分（令和6年9月サービス提供分）2,000円を令和6年10月10日までに国保連合会へ提出します。通常請求分2,000円から過誤申立分1,800円を差引いた200円が令和6年11月26日に支払われます。



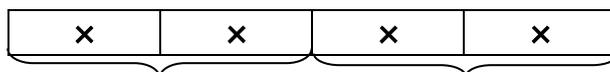
- (2) 同月過誤 <例>令和6年10月で過誤処理と再請求をした場合

事業所等は通常請求分（令和6年9月サービス提供分）2,000円と再請求分1,500円を令和6年10月10日までに国保連合会へ提出します。通常請求分2,000円と再請求分1,500円から過誤申立分1,800円を差引いた1,700円が令和6年11月26日に支払われます。



(3) 過誤申立コード

申立事由コードは下記の (A) (B) を組み合わせ、4ケタで設定してください。



(A) 過誤様式番号 (B) 申立理由番号

(A) 過誤様式番号

		過 誤 様式番号	様式名称	明 細 書 様式番号
介護 給付	居宅 サービス	10	訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・通所介護・ 通所リハ・福祉用具貸与・居宅療養管理指導・夜間対応型訪問介護・ 認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・ 定期巡回随時対応型訪問介護看護・複合型サービス・地域密着型通所介護	様式第2
		21	短期入所生活介護	様式第3
		22	介護老人保健施設における短期入所療養介護	様式第4
		23	病院または診療所における短期入所療養介護	様式第5
		2A	介護医療院における短期入所療養介護	様式第4-3
		30	認知症対応型共同生活介護	様式第6
		32	特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者介護	様式第6-3
		34	認知症対応型共同生活介護（短期利用）	様式第6-5
		36	特定施設入居者生活介護（短期利用）・ 地域密着型特定施設入居者介護（短期利用）	様式第6-7
		40	居宅介護支援介護給付費明細書（サービス計画費）	様式第7
	施設 サービス	50	介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設	様式第8
		60	介護老人保健施設	様式第9
		61	介護医療院	様式第9-2
		70	介護療養型医療施設	様式第10
予防 給付	介護 予防 サービス	11	介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・ 介護予防訪問リハ・介護予防通所介護・介護予防通所リハ・ 介護予防福祉用具貸与・介護予防居宅療養管理指導・ 介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	様式第2-2
		24	介護予防短期入所生活介護	様式第3-2
		25	介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護	様式第5
		26	病院または診療所における介護予防短期入所療養介護	様式第5-2
		2B	介護医療院における介護予防短期入所療養介護	様式第4-4
		31	介護予防認知症対応型共同生活介護	様式第6-2
		33	介護予防特定施設入居者生活介護	様式第6-4
		35	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	様式第6-6
41	介護予防支援介護給付費明細書	様式第7-2		
総合 事業		10	訪問型サービス・通所型サービス・その他の生活支援サービス	様式第2-3
		20	介護予防ケアマネジメント	様式第7-3

(B) 申立理由番号

申立理由番号	過誤申立の理由
02	請求誤りによる給付実績の取下げ
09	時効による保険者申立の取下げ
12	請求誤りによる実績取下げ（同月）
29	時効による公費負担者申立の取下げ
42	適正化（その他）による保険者申立の過誤取下げ
43	適正化（ケアプラン点検）による保険者申立の過誤取下げ
44	適正化（介護給付費通知）による保険者申立の過誤取下げ
45	適正化（医療突合）による保険者申立の過誤取下げ
46	適正化（縦覧点検）による保険者申立の過誤取下げ
47	適正化（給付実績を活用した情報提供）による保険者申立の過誤取下げ
49	適正化（その他）による保険者申立の過誤取下げ（同月）
4A	適正化（ケアプラン点検）による保険者申立の過誤取下げ（同月）
4B	適正化（介護給付費通知）による保険者申立の過誤取下げ（同月）
4C	適正化（医療突合）による保険者申立の過誤取下げ（同月）
4D	適正化（縦覧点検）による保険者申立の過誤取下げ（同月）
4E	適正化（給付実績を活用した情報提供）による保険者申立の過誤取下げ（同月）
52	適正化による公費負担者申立の過誤取下げ
59	適正化による公費負担者申立の過誤取下げ（同月）
62	不正請求による実績取下げ
69	不正請求による実績取下げ（同月）
99	その他の事由による実績の取下げ

(例)

サービス種類	申立事由	申立事由コード
訪問介護	請求誤り	1002
予防通所リハ	請求誤り（同月過誤）	1112 ※
居宅支援（サービス計画費）	請求誤り	4002
訪問型サービス（総合事業）	請求誤り（同月過誤）	1002 ※

※ 訪問介護と訪問型サービス（総合事業）の申立事由コードは同一のため、市町村に総合事業の過誤申立を行う場合は過誤申立書に【総合事業】とわかるように記載してください。

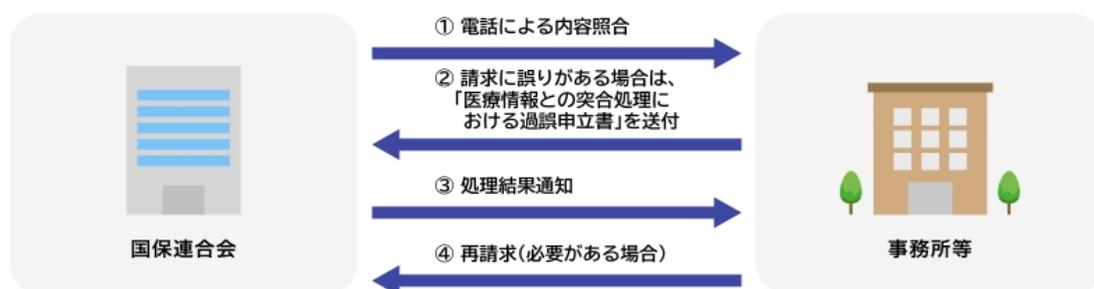
(4) 医療情報との突合過誤申立

(注) 医療情報との突合の過誤申立は、国保連合会で受付します。

<処理の概要>

国保連合会では、保険者からの委託を受けて、医療給付情報と介護給付情報を突合し、突合結果をもとに給付状況等を確認しています。確認した結果、内容に疑義があるものについては、事業所等に電話照会し、必要に応じて過誤処理を行います。

<処理の流れ>



<処理日程>

	①電話照会 (連→事)	②過誤申立締切日 (事→連)	通常過誤		同月過誤	
			③結果通知日 (連→事)	④再請求月 (事→連)	③処理結果通知日 (連→事)	④再請求月 (事→連)
令和7年 4月処理	5月20日(火)～	6月5日(木)	伝送: 7月1日(火) 媒体・紙: 7月24日(木)	令和7年 7月請求～	伝送: 8月1日(金) 媒体・紙: 8月22日(金)	令和7年 7月請求～
7月処理	8月20日(水)～	9月5日(金)	伝送: 10月1日(水) 媒体・紙: 10月22日(水)	10月請求～	伝送: 11月1日(土) 媒体・紙: 11月21日(金)	10月請求～
10月処理	11月20日(木)～	12月5日(金)	伝送: 1月1日(木) 媒体・紙: 1月22日(木)	令和8年 1月請求～	伝送: 2月1日(日) 媒体・紙: 2月24日(火)	令和8年 1月請求～
12月処理	1月20日(火)～	2月5日(木)	伝送: 3月1日(日) 媒体・紙: 3月24日(火)	3月請求～	伝送: 4月1日(水) 媒体・紙: 4月23日(木)	3月請求～

過誤申立書に必要事項を記入のうえ、5日必着で国保連合会あて郵送してください。
(5日が土・日・祝日の場合は翌営業日)

※ 様式は連合会のHPからダウンロードできます。

https://www.kokuhoren-wakayama.or.jp/download/#anc_2

※国保連合会から照会した結果、過誤となった場合のみご使用ください。

令和 年 月 日

和歌山県国民健康保険団体連合会 御中

事業所番号	
事業所名称	
所在地	
担当者名	
電話番号	

医療情報との突合処理における過誤申立書

下記の介護給付について、過誤を申し立てます。

27ページから28ページの介護保険サービス種類表を参照してください。

保険者番号	被保険者番号	被保険者氏名	サービス提供年月	サービス種類	過誤区分 (同月/通常)
			令和 年 月		
			令和 年 月		
			令和 年 月		
			令和 年 月		
			令和 年 月		

※ 郵送にて5日必着をお願いいたします。

※ 5日が土・日・祝日の場合は翌日〆切になります。

※ 通常過誤の場合、再請求は過誤処理が終了した翌月以降をお願いいたします。

※ 同月過誤の場合、過誤処理を実施する月に再請求をお願いいたします。

(例) 令和7年6月5日(木)までに過誤申立書を提出した場合

- ・通常過誤：令和6年6月処理 再請求可能月：令和6年7月以降
- ・同月過誤：令和6年7月処理 再請求：令和6年7月

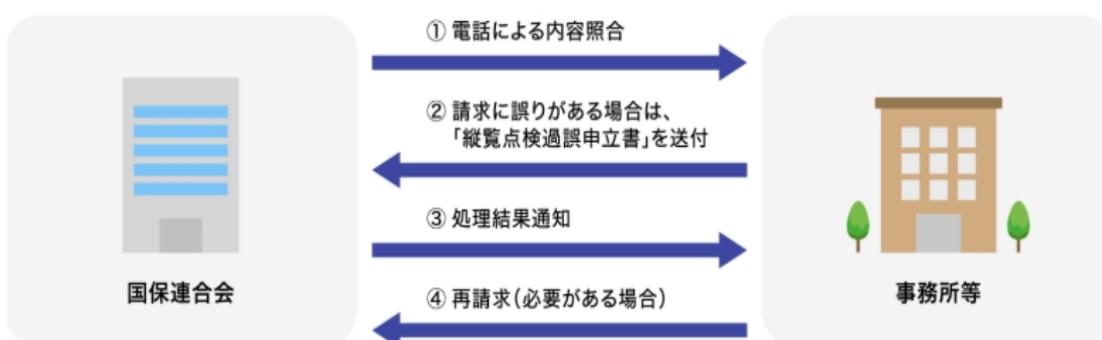
(5) 縦覧点検過誤申立

(注) 縦覧点検の過誤申立は、国保連合会で受付します。

<処理の概要>

国保連合会では、保険者からの委託を受けて、複数月の請求における算定回数を確認やサービス間・事業所間の給付の整合性を確認しています。確認した結果、内容に疑義があるものについては、事業所等に電話照会し、必要に応じて過誤処理を行います。

<処理の流れ>



<処理日程>

	①電話照会 (連→事)	②過誤申立締切日 (事→連)	③処理結果通知日 (連→事)	④再請求月 (事→連)
令和7年 5月処理	5月20日(火)～	6月5日(木)	伝送:7月1日(火) 媒体・紙:7月24日(木)	令和7年 7月請求～
7月処理	7月22日(火)～	8月5日(火)	伝送:9月1日(月) 媒体・紙:9月24日(水)	9月請求～
9月処理	9月22日(月)～	10月6日(月)	伝送:11月1日(土) 媒体・紙:11月21日(金)	11月請求～
11月処理	11月20日(木)～	12月5日(金)	伝送:1月1日(水) 媒体・紙:1月22日(木)	令和8年 1月請求～
令和8年 1月処理	1月20日(火)～	2月5日(木)	伝送:3月1日(日) 媒体・紙:3月24日(火)	3月請求～
2月処理	2月20日(金)～	3月5日(木)	伝送:4月1日(水) 媒体・紙:4月23日(木)	4月請求～

国保連合会が複数月の請求内容等の確認を行った結果、過誤が必要になった場合、過誤申立書に必要な事項を記入のうえ、5日必着で国保連合会あて郵送してください。（5日が土・日・祝日の場合は翌営業日）

※ 様式は連合会のHPからダウンロードできます。

https://www.kokuhoren-wakayama.or.jp/download/#anc_2

※国保連合会から照会した結果、過誤となった場合のみご使用ください。

令和 年 月 日

和歌山県国民健康保険団体連合会 御中

事業所番号	
事業所名称	
所在地	
担当者名	
電話番号	

縦覧点検過誤申立書

下記の介護給付について、過誤を申し立てます。

保険者番号	被保険者番号	被保険者氏名	サービス提供年月	サービス種類
			令和 年 月	
			令和 年 月	
			令和 年 月	
			令和 年 月	
			令和 年 月	
			令和 年 月	
			令和 年 月	

27ページから28ページの介護保険サービス種類表を参照してください。

- ※ 郵送にて5日必着でお願いいたします。
- ※ 5日が土・日・祝日の場合は翌日〆切になります。
- ※ 再請求のある場合は、過誤処理が終了した翌月以降でお願いいたします。（同月過誤では処理できません）

8 摘要欄記載事項

介護給付費請求書等の記載要領（別表1）

サービス種類	サービス内容 (算定項目)	摘要記載事項	備考
	サテライト事業所からのサービス提供（訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、訪問型サービス（独自）、訪問型サービス（独自／定率）、訪問型サービス（独自／定額）、通所型サービス（独自）、通所型サービス（独自／定率）、通所型サービス（独自／定額）、その他の生活支援サービス（配食／定率）、その他の生活支援サービス（配食／定額）、その他の生活支援サービス（見守り／定率）、その他の生活支援サービス（見守り／定額）、その他の生活支援サービス（その他／定率）、その他の生活支援サービス（その他／定額）	「サテライト」の略称として英字2文字を記載すること。 例 ST	
ADL値の提出（通所介護、地域密着型通所介護） （令和5年3月31日まで）		指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和3年厚生労働省告示第73号） 附則第5条（ADL維持等加算に係る経過措置）によって求められるADL値の提出は、評価対象期間において連続して6月利用した期間（複数ある場合には最初の月が最も早いもの。）の最初の月と、当該最初の月から起算して6月目に、事業所の機能訓練指導員がBarthel Indexを測定した結果をそれぞれの月のサービス本体報酬の介護給付費明細書の摘要欄に記載することによって行う。 例1 75 例2 ST/75 （当該事業所がサテライト事業所である場合）	

訪問介護	身体介護4時間以上の場合	計画上の所要時間を分単位で記載すること。 単位を省略する。 例 260	身体介護4時間以上については、1回あたりの点数の根拠を所要時間にて示すこと。
訪問看護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携して指定訪問看護を行う場合	訪問看護の実施回数を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	看護・介護職員連携強化加算	介護職員と同行したんの吸引等の実施状況を確認した日又は、会議等に参加した日を記載。 単位を省略する。 例 15	
	ターミナルケア加算を算定する場合	対象者が死亡した日を記載すること。 なお、訪問看護を月の末日に開始しターミナルケアを行い、その翌日に対象者が死亡した場合は、死亡した年月日を記載すること。 例 20030501 (死亡日が2003年5月1日の場合)	
訪問看護、予防訪問看護	退院時共同指導加算	算定回数に応じて医療機関での指導実施月日を記載すること。 なお、退院の翌月に初回の訪問看護を実施した場合は、医療機関で指導を実施した月日を記載すること。 例 0501 (指導実施日が5月1日の場合)	
	専門管理加算	専門の研修の種類(イまたはロ)を記載すること。 例 イ イ 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門・人工膀胱ケア ロ 特定行為	
訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	短期集中リハビリテーション実施加算を算定する場合	病院若しくは診療所または介護保険施設から退院・退所した年月日又は要介護・要支援認定を受 例 20060501 (退院(所)日が2006年5月1日の場合)	
訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション	退院時共同指導加算	退院前カンファレンスの参加月日を記載すること。 例 0501 (退院前カンファレンス参加日が5月1日の場合)	

<p>居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導</p>		<p>算定回数に応じて訪問日等を記載すること（訪問日等が複数あるときは「,（半角カンマ）」で区切る）。</p> <p>薬剤師による居宅療養管理指導において、サポート薬局による訪問指導を行った場合、訪問日等の前に「サ」と記載すること。</p> <p>単位を省略する。 例 6,20 （訪問指導を6日と20日に行った場合） 例 サ6,サ20 （サポート薬局による訪問指導を6日と20日に行った場合）</p>	
<p>通所リハビリテーション</p>	<p>短期集中個別リハビリテーション実施加算を算定する場合</p>	<p>病院若しくは診療所または介護保険施設から退院・退所した年月日又は要介護認定を受けた日を記載すること。 例 20060501 （退院（所）日が2006年5月1日の場合）</p>	
	<p>重度療養管理加算を算定する場合</p>	<p>摘要欄に利用者（要介護3、要介護4又は要介護5）の状態（イからリまで）を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。</p> <p>例 ハ イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態 ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ハ 中心静脈注射を実施している状態 ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態 ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ヘ 膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態 ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 チ 褥瘡に対する治療を実施している状態 リ 気管切開が行われている状態</p>	

福祉用具貸与、 介護予防福祉用 具貸与	福祉用具貸与 特別地域加算、 中山間地域等 における小規模事 業所加算、中山 間地域等に居住 する者へのサー ビス提供加算を 算定する場合	別記を参照 福祉用具貸与を開始した日付を記載すること。 単位を省略する。 例 6	
短期入所生活介 護	医療連携強化加 算を算定する場 合	摘要欄に利用者の状態（イからりまで）を記載 すること。なお、複数の状態に該当する場合は主 たる状態のみを記載すること。 例 ハ イ 喀痰吸引を実施している状態 ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用し ている状態 ハ 中心静脈注射を実施している状態 ニ 人工腎臓を実施している状態 ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により 常時モニター測定を実施している状態 ヘ 人口膀胱又は人口肛門の処理を実施し ている状態 ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われ ている状態 チ 褥瘡に対する治療を実施している状態 リ 気管切開が行われている状態	
短期入所生活介 護、介護予防短 期入所生活介護	多床室のサービ スコードの適用 理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載するこ と。 1 多床室入所 3 感染症等により医師が必要と判断した 従来型個室への入所者 4 居住面積が一定以下 5 著しい精神症状等により医師が必要と 判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理 由に該当する場合は、最 初の滞在理由を記載す ること。 同時に複数の理由（例 えば感染症等による入所 で居住面積が一定以下） に該当する場合は、最も 小さい番号を記載するこ と。

短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1 多床室入所 3 感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者 4 居住面積が一定以下 5 著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。
	重度療養管理加算を算定する場合（老健のみ）	摘要欄に利用者（要介護4又は要介護5）の状態（イからリまで）を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。 例 ハ イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態 ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ハ 中心静脈注射を実施している状態 ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態 ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ヘ 膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に掲げる身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態 ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 チ 褥瘡に対する治療を実施している状態 リ 気管切開が行われている状態	

<p>短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護</p>	<p>病院療養病床(介護予防)短期入所療養介護費(Ⅰ)(ii)(iii)(v)(vi)、病院療養病床(介護予防)短期入所療養介護費(Ⅱ)(ii)(iv)、ユニット型病院療養病床(介護予防)短期入所療養介護費(Ⅱ)(Ⅲ)、経過的ユニット型病院療養病床(介護予防)短期入所療養介護費(Ⅱ)(Ⅲ)、診療所(介護予防)短期入所療養介護費(Ⅰ)(ii)(iii)(v)(vi)、ユニット型診療所(介護予防)短期入所療養介護費(Ⅱ)(Ⅲ)又は経過的ユニット型診療所(介護予防)短期入所療養介護費(Ⅱ)(Ⅲ)を算定する場合</p>	<p>下記イからヌまでに適合する患者については、摘要欄にその状態を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。</p> <p>例1 イ</p> <p>例2 ハD</p> <p>イ NYHA分類Ⅲ以上の慢性心不全の状態</p> <p>ロ Hugh-Jones分類Ⅳ以上の呼吸困難の状態又は連続する1週間以上人工呼吸器を必要としている状態</p> <p>ハ 各週2日以上的人工腎臓の実施が必要であり、かつ、次に掲げるいずれかの合併症を有する状態。</p> <p>A 常時低血圧(収縮期血圧が90mmHg以下)</p> <p>B 透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈するもの</p> <p>C 出血性消化器病変を有するもの</p> <p>D 骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進症のもの</p> <p>ニ Child-Pugh分類C以上の肝機能障害の状態</p> <p>ホ 連続する3日以上、JCS100以上の意識障害が継続している状態</p> <p>ヘ 単一の凝固因子活性が40%未満の凝固異常の状態。</p> <p>ト 現に経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食機能障害を有し、造影撮影(医科診療報酬点数表中「造影剤使用撮影」をいう。)又は内視鏡検査(医科診療報酬点数表中「喉頭ファイバースコープ」をいう。)により誤嚥が認められる(喉頭侵入が認められる場合を含む。)状態</p> <p>チ 認知症であって、悪性腫瘍と診断された者</p> <p>リ 認知症であって、次に掲げるいずれかの疾病と診断された者</p> <p>A パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病)</p> <p>B 多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)</p> <p>C 筋萎縮性側索硬化症</p> <p>D 脊髄小脳変性症</p> <p>E 広範脊柱管狭窄症</p> <p>F 後縦靭帯骨化症</p> <p>G 黄色靭帯骨化症</p> <p>H 悪性関節リウマチ</p> <p>ヌ 認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢb、Ⅳ又はMに該当する者</p>
------------------------------	--	--

特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護	看取り介護加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例 20120501 (死亡日が2012年5月1日の場合)	
特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護	外部サービス利用型における福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	別記を参照	
介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	退所時栄養情報連携加算	管理栄養士が対象者の栄養管理に関する情報を提供した日を記載すること。 例 20240501 (情報提供日が2024年5月1日の場合)	

介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	退所前訪問相談援助加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	退所後訪問相談援助加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1 多床室入所 2 制度改正前入所による経過措置 3 感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者（30日以内の者） 4 居住面積が一定以下 5 著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。
	看取り介護加算	対象者が死亡した時間帯の番号を摘要欄に左詰めで記載すること（早朝・夜間の場合のみ）。 1 18:00～19:59 2 20:00～21:59 3 6:00～8:00 対象者が死亡した場所の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1 施設内 2 施設外 例 19時に施設内で死亡した場合 1/1	
配置医師緊急時対応加算	対応を要した入所者の状態についての番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1 看取り期 2 看取り期以外 配置医師を呼ぶ必要が生じた理由についての番号を摘要欄に左詰めで記載すること（複数該当する場合は最もあてはまるものを1つ選択すること）。 1 転倒や外傷に関連する痛み、創傷処置 2 外傷以外の痛み（関節、頭痛、胸痛、腰痛、背部痛、腹痛、その他痛み） 3 服薬に関連すること（誤薬、服薬困難、処方内容の変更後の予期せぬ変化など） 4 発熱、食欲低下、水分摂取不足、排便の異常、排尿の異常、嘔気・嘔吐、血圧の異常、血糖値の異常 5 認知症BPSD関連 6 医療機器のトラブル（カテーテルの抜去・閉塞、点滴トラブルなど） 7 神経障害（感覚障害・運動障害など）、意識レベルの変化、呼吸の変化 8 死亡診断の依頼 9 上記以外 例 月のうちに3回緊急時の訪問が行われた場合 24,27,28		

介護保健施設 サービス	入所前後訪問指 導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	訪問看護指示加 算	訪問看護指示書の交付日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	多床室のサービ スコードの適用 理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載するこ と。 1 多床室入所 2 制度改正前入所による経過措置 3 感染症等により医師が必要と判断した 従来型個室への入所者（30日以内の者） 4 居住面積が一定以下 5 著しい精神症状等により医師が必要と 判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理 由に該当する場合は、最 初の滞在理由を記載する こと。 同時に複数の理由（例 えば感染症等による入所 で居住面積が一定以下） に該当する場合は、最も 小さい番号を記載するこ と。
	短期集中リハビ リテーション実 施加算、認知症 短期集中リハビ リテーション実 施加算を算定す る場合	当該施設に入所した日を記載すること。 例 20060501 （入所日が2006年5月1日の場合）	
	ターミナルケア 加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例 20080501 （死亡日が2008年5月1日の場合）	
	かかりつけ医連 携薬剤調整加算 （Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）	退所の際に減薬した旨等を主治の医師に報告し た日を記載すること。 例 20180501 （報告日が2018年5月1日の場合）	
	地域連携診療計 画情報提供加算	入所者が入所する直前に、対象となる医療機関 を退院した日を記載すること。 例 20080501 （退院日が2008年5月1日の場合）	

介護医療院サービス	他科受診時費用	他科受診を行った日を記載すること（複数日行われたときは「,（半角カンマ）」で区切る）。 単位を省略する。 例 6,20	
	退所前訪問指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	退所後訪問指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	訪問看護指示加算	訪問看護指示書の交付日を記載すること。 単位を省略する。 例 20	
	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1 多床室入所 2 制度改正前入所による経過措置 3 感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者（30日以内の者） 4 居住面積が一定以下 5 著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。
認知症対応型共同生活介護	看取り介護加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例 20090501 （死亡日が2009年5月1日の場合）	
小規模多機能型居宅介護、訪問入浴介護、短期入所生活介護	看取り連携体制加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例 20060501 （死亡日が2006年5月1日の場合）	
小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）	小規模多機能型居宅介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費（加算を除く）	通所、訪問、宿泊のサービスを提供した日数を、二桁の数字で続けて記載すること。 例 100302 （通所サービスを10日、訪問サービスを3日、宿泊サービスを2日提供した場合） 例 150000 （通所サービスを15日提供し、訪問サービス・宿泊サービスを提供しなかった場合）	同日内に複数のサービスを提供した場合においても、それぞれのサービスで日数を集計し、記載すること。（例えば通所と訪問のサービスを同日に提供した場合、通所と訪問のそれぞれで1日として記載すること。）

定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護	ターミナルケア 加算を算定する 場合	対象者が死亡した日を記載すること。 なお、訪問看護を月の末日に開始しターミナル ケアを行い、その翌日に対象者が死亡した場 合は、死亡した年月日を記載すること。 例 20120502 (死亡日が2012年5月2日の場合)	
	退院時共同指導 加算	算定回数に応じて医療機関での指導実施月日を 記載すること。 なお、退院の翌月に初回の訪問看護を実施した 場合は、医療機関で指導を実施した月日を記載す ること 例 0502 (指導実施日が5月2日の場合)	
看護小規模多機 能型居宅介護 (短期利用以 外)	看護小規模多機 能型居宅介護 (加算を除く)	看護、通所、訪問、宿泊のサービスを提供した 日数を、二桁の数字で続けて記載すること。 例 04010303 (訪問看護サービスを4日、通所サービスを1 日、訪問サービスを3日、宿泊サービスを3日提供 した場合) 例 00150001 (通所サービスを16日提供し、訪問サービス・ 宿泊サービスを提供しなかった場合)	同日内に複数のサービスを 提供した場合においても、それぞれのサービス で日数を集計し、記載す ること。(例えば通所と 訪問のサービスを同日に 提供した場合、通所と訪 問のそれぞれで2日とし て記載すること。)
	退院時共同指導 加算	算定回数に応じて医療機関での指導実施月日を 記載すること。 なお、退院の翌月に初回の訪問看護を実施した 場合は、医療機関で指導を実施した月日を記載す ること 例 0502 (指導実施日が5月2日の場合)	
	ターミナルケア 加算を算定する 場合	対象者が死亡した日を記載すること。 なお、訪問看護を月の末日に開始しターミナル ケアを行い、その翌日に対象者が死亡した場 合は、死亡した年月日を記載すること。 例 20120502 (死亡日が2012年5月2日の場合)	
	専門管理加算	専門の研修の種類(イまたはロ)を記載するこ と。 例 イ イ 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門・人工膀 胱ケア ロ 特定行為	
介護給付費の割引		割引の率を記載すること。 例 6	
介護予防ケアマネジメント		給付管理票の提出の必要がないケアプランにつ いて、原案作成委託料の請求支払を行う場合の み、ケアプラン原案作成の委託先である居宅介 護支援事業所の事業所番号を記載すること。 例 9070000110	2行目に記載すること。

複数の摘要記載事項がある場合は、表上の掲載順に従って「/」で区切って記載すること。
例 ST/260/5 (サテライト事業所から260分の訪問介護を6%の割引率で実施した場合。)

(別記)

介護保険請求時の福祉用具貸与における商品コード等の
介護給付費明細書の記載について

介護給付費明細書へ記載するコードについては、公益財団法人テクノエイド協会が付しているT A I Sコード又は福祉用具届出コードのいずれかを記載すること。

いずれのコードについても、企業コード（5桁）及び商品コード（6桁）（半角英数字）を左詰で記載すること（英字は大文字で記載すること。）。その際に企業コードと商品コードの間は「-」（半角）でつなぐこと。

(例) 同一商品を複数貸与している場合は、給付費明細欄の行を分けて記載すること。

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード						単位数		回数	サービス単位数			公費分回数	公費対象単位数			摘要		
		1	7	1	0	0	7			3	1			3	0	0				
	手すり貸与	1	7	1	0	0	7			3	1			3	0	0				00000-111111
	手すり貸与	1	7	1	0	0	7			3	1			3	0	0				00000-111111

(例) 付属品を併せて貸与している場合は、それぞれのサービス単位数を記載すること。

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード						単位数		回数	サービス単位数			公費分回数	公費対象単位数			摘要		
		1	7	1	0	0	3			3	1			9	0	0				
	特殊寝台貸与	1	7	1	0	0	3			3	1			9	0	0				00000-222222
	特殊寝台 付属品貸与	1	7	1	0	0	4			3	1			1	0	0				00000-Z33333

介護給付費請求書等の記載要領（別表5）

基本摘要欄記載事項

サービス種類	サービス内容 (算定項目)	基本摘要記載事項	備 考
短期入所療養介護(介護医療院)、介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	I型介護医療院(予防)短期入所療養介護費(I)、I型介護医療院(予防)短期入所療養介護費(II)、I型介護医療院(予防)短期入所療養介護費(III)、I型特別介護医療院(予防)短期入所療養介護費、ユニット型I型介護医療院(予防)短期入所療養介護費(I)、ユニット型I型介護医療院(予防)短期入所療養介護費(II)、ユニット型I型特別介護医療院(予防)短期入所療養介護費	<p>下記イからヌまでに適合する入所者については、基本摘要欄の摘要種類を「02：利用者状態等コード」とし、内容にその状態を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。</p> <p>例1 イ</p> <p>例2 ハD</p> <p>イ NYHA分類Ⅲ以上の慢性心不全の状態</p> <p>ロ Hugh-Jones分類Ⅳ以上の呼吸困難の状態又は連続する1週間以上人工呼吸器を必要としている状態</p> <p>ハ 各週2日以上的人工腎臓の実施が必要であり、かつ、次に掲げるいずれかの合併症を有する状態。</p> <p>A 常時低血圧(収縮期血圧が90mmHg以下)</p> <p>B 透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈するもの</p> <p>C 出血性消化器病変を有するもの</p> <p>D 骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進症のもの</p> <p>ニ Child-Pugh分類C以上の肝機能障害の状態</p> <p>ホ 連続する3日以上、JCS100以上の意識障害が継続している状態</p> <p>ヘ 単一の凝固因子活性が40%未満の凝固異常の状態</p> <p>ト 現に経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食機能障害を有し、造影撮影(医科診療報酬点数表中「造影剤使用撮影」をいう。)又は内視鏡検査(医科診療報酬点数表中「喉頭ファイバースコープ」をいう。)により誤嚥が認められる(喉頭侵入が認められる場合を含む。)状態</p>	

		<p>チ 認知症であって、悪性腫瘍と診断された者</p> <p>リ 認知症であって、次に掲げるいずれかの疾病と診断された者</p> <p>A パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病）</p> <p>B 多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）</p> <p>C 筋萎縮性側索硬化症</p> <p>D 脊髄小脳変性症</p> <p>E 広範脊柱管狭窄症</p> <p>F 後縦靭帯骨化症</p> <p>G 黄色靭帯骨化症</p> <p>H 悪性関節リウマチ</p> <p>ヌ 認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢ b、Ⅳ又はMに該当する者</p>	
<p>介護医療院サービス</p>	<p>I型介護医療院サービス費（Ⅰ）、 I型介護医療院サービス費（Ⅱ）、 I型介護医療院サービス費（Ⅲ）、 I型特別介護医療院サービス費、 ユニット型I型介護医療院サー</p>	<p>I型療養床のすべての入所者について、医療資源を最も投入した傷病名を、医科診療報酬における診断群分類（DPC）コードの上6桁を用いて基本摘要欄の摘要種類を「01：DPCコード(疾患コード)」とし、内容に記載すること。ただし、平成30年9月30日までにおいては、適切なコーディングが困難な場合、XXXXXXと記載すること。</p> <p>下記イからヌまでに適合する入所者については、基本摘要欄の摘要種類を「02：利用者状態等コード」とし、内容にその状態を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。</p> <p>例1 050050,イ （傷病名が慢性虚血性心疾患で、下記のイに該当する場合）</p> <p>例2 110280,ハD （傷病名が慢性腎不全で、下記のハDに該当する場合）</p> <p>例3 040120 （傷病名が慢性閉塞性肺疾患で、下記のイからヌまでに該当しない場合）</p> <p>イ NYHA分類Ⅲ以上の慢性心不全の状態</p> <p>ロ Hugh-Jones分類Ⅳ以上の呼吸困難の状態又は連続する1週間以上人工呼吸器を必要としている状態</p> <p>ハ 各週2日以上的人工腎臓の実施が必要であり、かつ、次に掲げるいずれかの合併症を有する状態。</p> <p>A 常時低血圧（収縮期血圧が90mmHg以下）</p> <p>B 透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈するもの</p> <p>C 出血性消化器病変を有するもの</p> <p>D 骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進症のもの</p>	

		<p>ニ Child-Pugh分類C以上の肝機能障害の状態</p> <p>ホ 連続する3日以上、JCS100以上の意識障害が継続している状態</p> <p>ヘ 単一の凝固因子活性が40%未満の凝固異常の状態</p> <p>ト 現に経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食機能障害を有し、造影撮影（医科診療報酬点数表中「造影剤使用撮影」をいう。）又は内視鏡検査（医科診療報酬点数表中「喉頭ファイバースコープ」をいう。）により誤嚥が認められる（喉頭侵入が認められる場合を含む。）状態</p> <p>チ 認知症であって、悪性腫瘍と診断された者</p> <p>リ 認知症であって、次に掲げるいずれかの疾病と診断された者</p> <p>A パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病）</p> <p>B 多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）</p> <p>C 筋萎縮性側索硬化症</p> <p>D 脊髄小脳変性症</p> <p>E 広範脊柱管狭窄症</p> <p>F 後縦靭帯骨化症</p> <p>G 黄色靭帯骨化症</p> <p>H 悪性関節リウマチ</p> <p>ヌ 認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢb、Ⅳ又はMに該当する者</p>	
--	--	--	--

9 月額包括報酬の日割り請求にかかる適用

○月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については以下のとおり。

- ・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。(該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。)
- ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間(※)に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。

※サービス算定対象期間：月の途中で開始した場合は、起算日から月末までの期間。
月の途中で終了した場合は、月初から起算日までの期間。

<対象事由と起算日>

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2	
介護予防通所リハ (介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む)	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日	
	・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除	契約日	
	開始	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日	
	・公費適用の有効期限開始	開始日	
	・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日	
	終了	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日
		・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)	入居日の前日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日
		・公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2		
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	開始	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要介護1～要介護5の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) 	変更日	
	開始	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要介護⇔要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・受給資格取得 ・転入 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く) 	サービス提供日 (通い、訪問又は宿泊)	
		・公費適用の有効期限開始	開始日	
		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日	
		終了	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要介護1～要介護5の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) 	変更日
	終了	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要介護⇔要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・受給資格喪失 ・転出 ・利用者との契約解除 	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日) (喪失日) (転出日)	
		・公費適用の有効期間終了	終了日	
		開始	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く) 	契約日
			・公費適用の有効期限開始	開始日
	・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)		資格取得日	
終了	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業所指定有効期間満了 ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除 		契約解除日 (満了日) (開始日)	
	・公費適用の有効期間終了	終了日		
	夜間対応型訪問介護 地域未着型通所介護(療養通所介護)			

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
訪問看護(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合)	・区分変更(要介護1～要介護5の間)	変更日
	・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)	契約日
	開始 ・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の退居(※1)	退所日の翌日 退居日の翌日
	・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間(ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く)	給付終了日の翌日
	・公費適用の有効期限開始	開始日
	・生保単独から生保併用への変更(65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	・区分変更(要介護1～要介護5の間)	変更日
	・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	契約解除日 (満了日) (開始日)
	終了 ・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の入居(※1)	入所日の前日 入居日の前日
	・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間(ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く)	給付開始日の前日
	・公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	開始	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要介護1～要介護5の間) 	変更日
	開始	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く) 	契約日
		<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の退居(※1) 	退所日 退居日
		・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付終了日の翌日
		・公費適用の有効期限開始	開始日
		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
		・区分変更(要介護1～要介護5の間)	変更日
		・区分変更(要介護→要支援)	契約解除日
	・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)	(満了日) (開始日)	
	・事業廃止(指定有効期間満了)		
	・事業所指定効力停止の開始		
	・利用者との契約解除		
終了	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の入居(※1) 	入所日の前日 入居日の前日	
終了	・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付開始日の前日	
	・公費適用の有効期間終了	終了日	
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 (特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む)	開始	・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合(ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。)	開始日
	開始	・公費適用の有効期限開始	開始日
		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
		・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合(ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。)	中止日
	終了	・公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2	
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス(独自) ・通所型サービス(独自) ※月額包括報酬の単位とした場合	開始	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)(通所型サービス(独自)のみ) ・区分変更(事業対象者→要支援)(通所型サービス(独自)のみ) 	変更日
		<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 	契約日
		・利用者との契約開始	契約日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1) 	退居日の翌日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
		・介護予防短期入所生活介護の退所(※1)	退所日の翌日
		・介護予防短期入所療養介護の退所・退院(※1)	退所・退院日又は退所・退院日の翌日
		・公費適用の有効期間開始	開始日
	<ul style="list-style-type: none"> ・生保単独から生保併用への変更(65歳になって被保険者資格を取得した場合) 	資格取得日	
	終了	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)(通所型サービス(独自)のみ) ・区分変更(事業対象者→要支援)(通所型サービス(独自)のみ) 	変更日
		<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(事業対象者→要介護) ・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
		・利用者との契約解除	契約解除日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1) 	入居日の前日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
・介護予防短期入所生活介護の入所(※1)		入所日の前日	
<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所療養介護の入所・入院(※1) 	入所・入院日又は入所・入院日の前日		
・公費適用の有効期間終了	終了日		

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
居宅介護支援費 介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費	<ul style="list-style-type: none"> ・日割りを行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※1) ・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 ・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、それぞれにおいて月額包括報酬の算定を可能とする。 	-
日割り計算用サービスコードがない加算及び減算	<ul style="list-style-type: none"> ・日割りを行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※1) ・月の途中で、要介護度(要支援含む)に変更がある場合は、月末における要介護度(要支援含む)に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 ・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、生保併用にて月額包括報酬の算定を可能とする。(月途中に介護保険から生保単独、生保併用に変更となった場合も同様) 	-

- ※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。
 なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。
- ※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

1 1 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) サービス種類（実施サービスは市町村毎に相違）

	サービス種類 コード	サービス種類名	備考
訪問型 サービス	A 2	訪問型サービス（独自）	
	A 3	訪問型サービス（定率）	
	A 4	訪問型サービス（定額）	
通所型 サービス	A 6	通所型サービス（独自）	
	A 7	通所型サービス（定率）	
	A 8	通所型サービス（定額）	
	A F	介護予防ケアマネジメント	介護予防支援費に相当

(2) 請求について

・請求書等様式

請求書 様式第1の2（介護予防・日常生活支援総合事業費請求書）

明細書 様式第2の3（介護予防・日常生活支援総合事業費明細書）

※同一事業所で同一被保険者が総合事業と予防給付を受けた場合、請求書及び明細書はそれぞれの様式で提出いただく必要があります。

・請求時の注意点

様式第2の3については、様式第2、様式第2の2とは別にファイルを作成いただく必要がありますので、請求漏れの無いようご注意ください。

・サービス種類

総合事業のサービスを行う場合、各市町村の指定を受け、請求してください。被保険者が属する市町村にそれぞれ指定を受ける必要があります。

・利用者負担割合・負担額

訪問型サービス	通所型サービス	利用者負担割合・負担額
A 2	A 6	予防給付と同様。※1
A 3	A 7	市町村規定の定率
A 4	A 8	市町村規定の定額

※1 原則1割、一定以上所得者は2割もしくは3割負担

・ 区分支給限度額

要支援者が総合事業を利用する場合、現在適用されている予防給付の区分支給限度基準額の範囲内で、予防給付と総合事業を一体的に給付管理します。

○要支援1・事業対象者※ : 5,032単位

○要支援2 : 10,531単位

※事業対象者：特に必要と認めたときは要支援2の額を適用可能

・ 地域単価

訪問型サービス	通所型サービス	地域単価
A2	A6	市町村規定 (当該市町村の地域単価または10円)
A3	A7	
A4	A8	

住所地特例でない被保険者が、他市町村に所在する事業所で総合事業サービスを受けた場合

→受給者証を発行している市町村が指定する地域単価で請求

住所地特例者が、他市町村に所在する事業所で総合事業サービスを受けた場合

→施設所在市町村が指定する地域単価で請求

例) A市の被保険者がB町の事業所で総合事業サービス

→A市の地域単価

A市の被保険者(住所地特例者: B町の施設入所)がB町の事業所で総合事業サービス

→B町の地域単価

・ 住所地特例

住所地特例対象者に対する総合事業は、施設所在市町村が行い、費用は施設所在市町村が定める額を適用します。

<住所地特例対象者の明細書記載例>

介護二郎さんは、保険者(300000)と異なる市町村(300001)に所在する施設に入所し、住所地特例者となった

様式第二の三 (附則第二条関係)

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書
(訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費)

公費負担者番号		令和		年	1	0	月分
公費受給者番号		保険者番号	3	0	0	0	0

被保険者番号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
(フリガナ)	カゴ ジョウ										
氏名	介護 二郎										
生年月日	1.明治	2.大正	3.昭和	性別	1.男 2.女						
要支援状態区分等	事業対象者・要支援1・要支援2										

事業所番号	3	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0
事業所名称	〇〇事業所										
所在地	〒 -										

- ・被保険者が住所地特例者であり、住所地にて総合事業サービスを受けた場合、事業費明細欄(住所地特例対象者)に記載
- ・A2のサービスコードは、施設所在市町村から認められたサービス

開始年月日	令和		0	月	0	1	日	中止年月日	令和			年		月		日
-------	----	--	---	---	---	---	---	-------	----	--	--	---	--	---	--	---

サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分単位数	公費対象単位数	摘要

住所地特例者が入所(入居)する施設の所在する市町村の保険者番号(300001)を設定

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分単位数	公費対象単位数	施設所在保険者番号	摘要
訪問型サービス	A 2 1 1 1 1 1 1 6 8	1	1	1 1 6 8			300001	

①サービス種類コード / ②名称	A 2							
③サービス実日数	4	日		日				
④計画単位数	1	1	6	8				
⑤限度額管理対象単位数	1	1	6	8				
⑥限度額管理対象外単位数				0				給付率 (/100)
⑦給付単位数(④⑤のうち少ない数)+⑥	1	1	6	8				事業 9 0
⑧公費分単位数								公費
⑨単位数単価	1	0	4	2	円/単位			合計
⑩事業費請求額	1	0	9	5	3			1 0 9 5 3
⑪利用者負担額	1	2	1	7				1 2 1 7
⑫公費請求額								
⑬公費分本人負担								

・各種帳票

① 支払決定額通知書

〒123-4567

〇〇県〇〇市1丁目1番1号

□□介護事業所
〇〇 太郎 様

介護報酬、主治医意見書料の支払のある事業所の住所が表示されます。表示されている住所・事業所名が間違っている場合は、国保連合会まで連絡して下さい。

介護給付費等支払決定額通知書

令和6年5月 審査分として下記金額を支払決定し
右記銀行に送金しますので通知致します。

事業所番号	3070000000
金額	1,000,000

事業所番号と月末に振込まれる金額、振込み銀行名が表示されます。

介護保険銀行
本店

令和6年6月30日
〇〇県国民健康保険団体連合会

上記振込み金額の内訳が表示されます。

振込金額内訳	
介護給付費支払額	1,000,000
主治医意見書作成料	0
消費税	0
認定調査費委託料	0
消費税	0
介護予防・日常生活支援総合事業費支払額	0
原案作成委託料（消費税を含む）	0
電子証明書発行手数料（消費税を含む）	0
ケアプランデータ連携システムライセンス料（消費税を含む）	0
介護給付費等合計	1,000,000

③ 介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ

〒123-4567
 ○○県○○市1丁目1番1号
 □□介護事業所
 ○○ 太郎 様

介護職員処遇改善加算の支払のある事業所の住所が表示されます。表示されている住所・事業所名が間違っている場合は、国保連合会まで連絡して下さい。

介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ

令和6年7月審査分の介護職員処遇改善加算等の加算総額は、右のとおりですので、お知らせいたします。

<お知らせの内容について>

- このお知らせには、介護職員等処遇改善加算、旧介護職員処遇改善加算、旧介護職員等特定処遇改善加算及び旧介護職員等ベースアップ等支援加算の額（加算の単位数×単位数単価）を記載しています。
- 都道府県等へ年間の介護職員処遇改善等の実績を報告する際に、本帳票を参考にしてください。

事業所番号	9970000000
加算総額	56,740

事業所番号と介護職員処遇改善加算総額が表示されます。

上記金額の内訳が表示されます。

保険請求分に係る加算額のみを記載しております。査定された単位数（給付管理票修正、再審査を含む）は考慮しておりません。取下げ（過誤）については、加算額をマイナスで計上します。

令和6年7月31日
 ○○県国民健康保険団体連合会

介護職員処遇改善加算等の加算総額	
指定サービス等	
介護職員等処遇改善加算総額	24,500
旧介護職員処遇改善加算総額	15,070
旧介護職員等特定処遇改善加算総額	6,930
旧介護職員等ベースアップ等支援加算総額	2,640
地域密着型サービス	
介護職員等処遇改善加算総額	0
旧介護職員処遇改善加算総額	0
旧介護職員等特定処遇改善加算総額	0
旧介護職員等ベースアップ等支援加算総額	0
介護予防・日常生活支援総合事業サービス	
介護職員等処遇改善加算総額	7,600
旧介護職員処遇改善加算総額	0
旧介護職員等特定処遇改善加算総額	0
旧介護職員等ベースアップ等支援加算総額	0

※総合事業分は、介護職員処遇改善加算総額のお知らせで、A2・A6のサービスで処遇改善加算の請求があった場合のみお知らせに集計されます。総合事業で、市町村が規定するサービスの処遇改善加算のサービスコードは集計されませんのでご了承ください。

12 ケアプランデータ連携システム

ケアプランデータ連携システムが、令和5年4月から稼働いたしました。

居宅介護支援事業所と介護サービス事業所がデータ連携することで、介護事業所の文書作成に要する業務等の負担軽減につながりますので、導入をご検討いただきますようお願いいたします。

<リーフレット>

参考

介護をつなぐ。心をつなげる。 ケアプラン データ連携システム



公益社団法人
国民健康保険中央会
NHI - Japan Federation of National Health Insurance Organizations

ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ケアプランデータ連携システムとは

居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプランのやりとりを、オンラインで完結できる仕組みです。



介護分野の生産性向上を図り、いきいきと働ける職場を実現するためには、ICTを介護現場のインフラとして活用することが重要です。

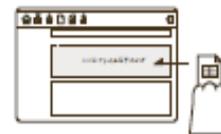
厚生労働省では、事業所間でやりとりされる情報について、データ連携の約束事を「ケアプラン標準仕様」として定めています。

その約束事に従って、異なる介護ソフト同士でも安心してつながれる基盤として、国民健康保険中央会は「ケアプランデータ連携システム」を提供します。

3つのメリット

🖱️ かんたん

計画書(1表、2表)や提供票データ(6表、7表)といったCSVファイルなどを、ドラッグ&ドロップするだけで準備完了。郵送やFAXなどの送付の手間から解放。



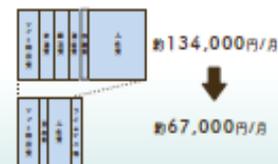
📍 あんしん

記載ミスや書類不備が減り、手戻りが減少。介護報酬請求で使用されているセキュリティ方式を採用し、安全性は万全。導入から運用まで、安心のサポート体制を提供。



📄 さくげん

やりとりにかかる業務時間を約1/3に抑えられる研究結果があります。費用については、ライセンス料一月あたり1,750円のご負担で、年間約80万円の削減が見込めます。



(出典：令和2年度老人保健福祉推進事業「介護分野の生産性向上に向けたICTの更なる活用に関する調査研究」)

推奨の言葉

「今の時代に、なくてはならないもの」だと思います。
ケアマネジャーの仕事である「モニタリング」は人が行わなければならないものですが、もう一方の「給付管理」は効率化が可能な事務作業です。
「給付管理」の時間を短くして、「モニタリング」にあてれば、ケアマネジメントが非常に豊かになっていくと思います。



国際医療福祉大学大学院
医療福祉経営専攻
石山 麗子教授

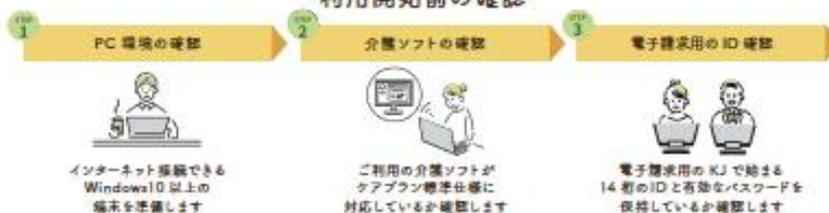


居宅介護支援事業所
株式会社トワイドマネジメント
長谷川 徹代表

導入したきっかけは、スタッフの負担を減らし、利用者さんとの時間を取ってほしかったためです。
システムの操作は、ドラッグ & ドロップと、ワンクリックだけで利用できます。
介護業界の時代が変わる瞬間で、間違いなく大きな手段の一つだと思います。

利用開始までのステップ

利用開始前の確認



利用開始までの流れ



事前のご確認



パソコン

OS：Windows10またはWindows11（最新のWindows Updateを適用していること）
推奨モニター解像度：1366×768ピクセル以上



ソフトウェア

ブラウザ：Microsoft EdgeまたはGoogle Chrome
PDFビューアー：Adobe Acrobat Reader 推奨

よくある質問

- Q. ケアプランデータ連携システムを導入するにはどのような準備が必要ですか？
- A. 標準仕様に対応した介護ソフトの導入、クライアントソフトと電子証明書のインストール、システム利用申請が必要です。詳細は公式サイト「ケアプランデータ連携システム スタートガイド導入フロー編」をご参照ください。
- Q. ライセンス料はいくらでしょうか？
- A. ライセンス料は、1事業所番号ごとに一月あたり1,750円（税込）、年間21,000円（税込）です。ライセンス料のお支払いは年間一括払いで、介護給付費からの差引、または請求書送付による口座振込となります。なお、ライセンスは1年ごとに更新申請いただく必要があります。
- Q. データ連携できる事業所を教えてください。
- A. 福祉・保健・医療の総合情報サイト「WAM NET（ワムネット）」より検索することができます。
<https://www.wam.go.jp/wamappl/kpdrsys.nsf/top>

公式サイト

詳しいご説明を掲載したサイトをご用意。
使用開始までの手順などを動画つきで解説しています。



<https://www.careplan-renkel-support.jp>

電話でのお問い合わせ

TEL 0120-584-708

受付時間 9:00～17:00（土日祝日は除く）
年末年始（12月29日～1月3日）は、お休みさせていただきます。



公式キャラクター
（ケアプー）

2024.08

公式サイトには、プロモーション動画も公開しています
ご検討の際は、ぜひ一度ご視聴ください



フリーパスキャンペーンとは、ケアプランデータ連携システムのすべての機能を**1年間無料**でご利用できる期間限定のキャンペーンです。「導入コストが気になる」「周りの事業所を誘いたいけれど、きっかけがない」。そのようなお声にお応えし、業務改善の第一歩を、負担ゼロで気軽に始められるキャンペーンとなっています。

キャンペーン申請期間

2025年6月1日～2026年5月31日（予定）

無料でご利用いただける期間は、申請いただいた日から1年間です。

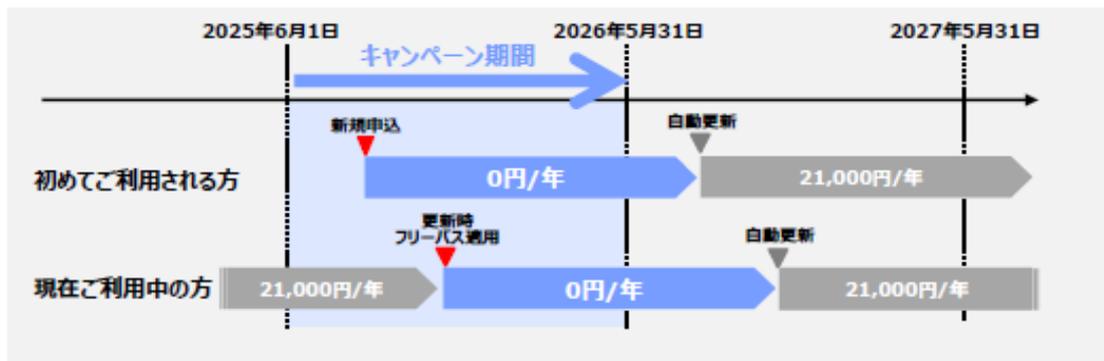
ライセンス料

通常 21,000円/年 → **0円/年**

対象となる事業所

すべての介護事業所が対象です

初めて利用する方 ◯ 現在利用中の方 ◯ 一度ご利用をやめた方 ◯



<https://www.careplan-renkei-support.jp>

詳しくは、サポートサイト内 特設ページよりご覧ください

ケアプラン ヘルプデスク

検索



フリーパスキャンペーンに係るご質問・お問合せ先

ケアプランデータ連携システム ヘルプデスクサポートサイト
 TEL 0120-584-708 受付時間 9:00～17:00（土日祝日除く）
 サポートサイト内にて、メッセージフォームからも受け付けています。

※ 2025年4月～5月にケアプランデータ連携システムのお申し込みや更新をされた方も2026年4月～5月の更新時にフリーパス適用可能となります！

別冊

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表の対応について

令和8年2月

和歌山県国民健康保険団体連合会

7. エラーコード一覧

エラーコード一覧 (令和6年5月以降審査分)

コード体系					
×1×2×3×4 × 1 × 2 . . . カテゴリ		AA: 形式誤り AB: 項目属性誤り AC: 二重登録 (一次) AD: 台帳突合誤り (一次) AE: サービス提供年月誤り AG: 緊急時情報関連 AH: 特定情報関連 AN: 二重登録 (資格) AR: 償還系誤り AS: 計算誤り AT: 数値不正 (一次) AU: 数値不正 (資格) Y: 医療 ZZ: その他 10: 事業所基本台帳またはサービス台帳 12: 受給者台帳 13: 法別管理台帳/公費負担者台帳 14: 介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15: 種類別市町村固有台帳 16: 市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳 20: 介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳			
× 3 × 4 . . . カテゴリ内の詳細コード					
項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード) 新規追加となるエラーコードについては下線により示す	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前チェック 適用有無
1	形式誤り (A A)	AAA0	一次: レコードフォーマットに誤りがあります。(項目数不正)	レコード形式 (項目数) 誤り	○
2		AAA1	一次: 請求明細書のレコード種別の組み合わせに誤りがあります。	請求明細書のレコード種別の組み合わせ誤り	○
3		AAA2	一次: 必要なレコードでないものがあります。	不要なレコードあり	○
4		AAA3	一次: レコード件数が規定の件数を超過しています。	レコード件数が規定件数を超過	○
5		AAA4	一次: コントロールレコードのデータ種別に対する交換情報識別番号に誤りがあります。	データ種別に対する交換識別番号の不整合	○
6		AAA5	一次: 介護給付費請求明細書の基本情報レコードが存在しません。	請求明細書の基本情報レコード未登録	○
7		AAA6	一次: 償還連絡票の償還明細情報レコードが存在しません。	償還連絡票の償還明細情報未登録	○
8		AAA7	一次: 償還明細情報レコードに対応する償還連絡票情報が存在しません。	償還明細情報レコードの連絡票情報未登録	○
9		AAA8	一次: CSVの形式に誤りがあります。	CSV形式誤り	○
10		AAA9	一次: 一項目の長さが大きすぎます。	項目長が規定を超過してます	○
11		AAAA	一次: 償還連絡票にフォーマットエラーがある為、無効な明細書とします。	償還連絡票の形式エラーにより明細書無効	○
12		AAAB	一次: 過誤・再審査回数が不正に設定されています。	過誤・再審査回数誤り	○
13		AAAC	一次: コントロールレコードの送付元と送付内容の関係に誤りがあります。	送付元と送付内容の関係誤り	○
14		AAAD	一次: 該当保険者は当該業務を委託していません。	該当保険者は業務委託外	○
15		AAAE	一次: コントロールレコードの事業所番号とデータレコードの事業所番号が異なります。	レコード間の事業所番号の不整合	○
16	項目属性誤り (A B)	ABB0	一次: 必須項目であるのに値が存在しません。	必須項目が未設定	○
17		ABB1	一次: この項目は、設定不可項目です。	当項目は設定不可	○
18		ABB2	一次: 数値ではない値が設定されています。	数値項目に数値以外を設定	○
19		ABB3	一次: 日付の形式に誤りがあります。	日付の形式誤り	○
20		ABB4	一次: 集計情報が複数レコード存在します。	集計情報が複数レコード	○
21		ABB6	一次: 規定外のコードが設定されています。	規定外コードを設定	○
22		ABB7	一次: 規定の最大桁数を超過しています。	規定の最大桁数を超過	○
23		ABB8	一次: 往診日数と往診医療機関名の関係に誤りがあります。	往診日数と往診医療機関名の関係に誤り	○
24		ABB9	一次: 通院日数と通院医療機関名の関係に誤りがあります。	通院日数と通院医療機関名の関係に誤り	○
25		ABBA	一次: 居宅サービス計画費の中で、値が統一されていません。	サービス計画費レコードが不統一	○
26		ABBC	一次: 公費負担者番号が設定されているにも関わらず公費受給者番号又は公費給付率が設定されていません。	公費受給者番号又は公費給付率が未設定	○
27		ABBE	一次: 基本情報のキー項目と関係する情報のキー項目が一致しません。	基本キー項目と関連情報不一致	○
28		ABBF	一次: 交換情報識別番号 (介護給付費明細書様式) とサービス種類の関係に誤りがあります。	様式番号とサービス種類の不整合	○
29		ABBG	一次: 半角のエリアに全角の文字が設定されています。	半角エリアに全角文字を設定	○
30		ABBH	一次: 全角のエリアに半角の文字が設定されています。	全角エリアに半角文字を設定	○
31		ABBJ	一次: 中止年月日と中止理由コードまたは退所 (院) 年月日と退所 (院) 後の状態の関係に誤りがあります。	年月日と中止理由又は退所後の状態不整合	○
32		ABBK	一次: 償還連絡票情報のキー項目と関係する情報のキー項目が一致しません。	償還連絡票情報キー項目と関連情報不一致	○
33		ABBL	一次: 集計情報に一致するサービス種類コードが存在しません。	集計情報に一致サービス種類無	○

機2:関係者限り

コード体系					
×1×2×3×4 ×1×2 . . . カテゴリ AA:形式誤り AB:項目属性誤り AC:二重登録(一次) AD:台帳突合誤り(一次) AE:サービス提供年月誤り AG:緊急時情報関連 AH:特定情報関連 AN:二重登録(資格) AR:償還系誤り AS:計算誤り AT:数値不正(一次) AU:数値不正(資格) Y:医療 ZZ:その他 10:事業所基本台帳またはサービス台帳 12:受給者台帳 13:法別管理台帳/公費負担者台帳 14:介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15:種類別市町村固有台帳 16:市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳 20:介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳 ×3×4 . . . カテゴリ内の詳細コード					
項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード) 新規追加となるエラーコードについては下線により示す	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前チェック 適用有無
34	項目属性誤り(A B)	ABBM	一次:明細情報に一致するサービス種類コードが存在しません。	明細情報に一致するサービス種類コード無	○
35		ABBN	資格:同一サービスに同じ公費給付率の公費請求が複数存在しています。	同一サービス同一公費給付率複数有	
36		ABBQ	一次:給付管理票の中で、給付管理票作成区分コードが統一されていません。	コード値が給付管理票内で不統一	○
37		ABBR	一次:被保険者番号のコードが不正です。	被保険者番号のコード誤り	○
38		ABBS	一次:生活保護者以外の公費への請求は、受け付けられません。	生活保護以外の公費請求は受付対象外	○
39		ABBU	一次:証記載保険者番号が統一されていません。	証記載保険者番号が不統一	○
40		ABBV	一次:被保険者番号が統一されていません。	被保険者番号が不統一	○
41		ABBW	一次:サービス提供年月が統一されていません。	サービス提供年月が不統一	○
42		ABBX	一次:支援事業所番号が統一されていません。	支援事業所番号が不統一	○
43		ABBY	一次:公費負担者番号の妥当性エラーです。(先頭2桁が不正です。)	公費負担者番号先頭2桁が法別番号でない	○
44		ABBZ	資格:生保単独の公費併用に食事情報の設定は認められません。	生保単独の公費併用食事設定不可	○
45		ABP1	資格:介護給付費給付実績に該当する給付実績情報が存在しません。	当該給付実績情報は給付実績に未登録	
46		ABQX	資格:特定介護サービスの請求に対する様式が不一致です。	特定入所者様式不一致	
47		AB01	一次:生保単独の総合事業の請求は受け付けません。	同左	○
48		AB02	一次:様式とサービス種類の関係に誤りがあります。	同左	○
49		AB03	一次:回数には1以外設定できません。	同左	○
50		AB04	資格:総合事業費給付実績に該当する給付実績情報が存在しません。	同左	
51		AB05	一次:規定英数字でない値が設定されています。	規定英数字以外を設定	○
52		AB06	資格:公費と出来高の関係に誤りがあります。	同左	
53		AB07	資格:特定介護サービスの請求に対するサービス種類が不一致です。	同左	
54	AB08	一次:サービス単位数と、請求額または本人負担額の関係に誤りがあります。	同左	○	
55	AB09	一次:D P Cコード(疾患コード)のフォーマットに誤りがあります。	同左	○	
56	AB10	一次:利用者状態等コードに規定外のコードが設定されています。	同左	○	
57	(A C) (一次) (二重登録)	ACC0	一次:既に該当する介護給付費請求書が存在しています。	既に該当介護給付費請求書有り	
58		ACC1	一次:既に該当する介護給付費請求書別紙が存在しています。	既に該当介護給付費請求書別紙有り	
59		AC01	一次:既に該当する総合事業費請求書が存在しています。	同左	

機2:関係者限り

コード体系					
×1×2×3×4 ×1×2・・・カテゴリ AA:形式誤り AB:項目属性誤り AC:二重登録(一次) AD:台帳突合誤り(一次) AE:サービス提供年月誤り AG:緊急時情報関連 AH:特定情報関連 AN:二重登録(資格) AR:償還系誤り AS:計算誤り AT:数値不正(一次) AU:数値不正(資格) Y:医療 ZZ:その他 10:事業所基本台帳またはサービス台帳 12:受給者台帳 13:法別管理台帳/公費負担者台帳 14:介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15:種類別市町村固有台帳 16:市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳 20:介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳 ×3×4・・・カテゴリ内の詳細コード					
項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード) 新規追加となるエラーコードについては下線により示す	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前チェック 適用有無
60	台帳突合誤り(一次)(AD)	ADDO	一次:事業所基本台帳に該当する事業所情報が無効もしくは存在しません。	無効もしくは事業所基本台帳に未登録	
61		ADD1	一次:指定・基準該当等サービス台帳に該当する事業所情報が無効もしくは存在しません。	無効もしくはサービス台帳に未登録	
62		ADD2	一次:保険者台帳及び広域連合行政区台帳に該当する保険者等の情報が存在しません。	当該保険者等情報が保険者台帳等に未登録	
63		ADD3	一次:事業所基本台帳の指定・基準該当サービス区分コードと一致しません。	指定・基準該当サービス区分コード誤り	
64		ADD4	一次:サービス提供終了確認情報登録対象者一覧表に該当する情報が存在しません。	(事業所評価加算で使用につき該当無し)	
65		ADDA	一次:有効期間外の保険者です。	有効期間外の保険者	
66		ADDB	一次:有効期間外の広域市町村(行政区)です。	有効期間外の広域市町村(行政区)	
67		ADDC	一次:証記載保険者番号が単独保険者または広域行政区番号ではありません。	証記載保険者番号誤り	
68		ADDD	一次:有効期間外の保険者または広域市町村(行政区)です。	有効期間外の保険者又は広域市町村等	
69		ADDE	一次:自県内のサービス事業所からの請求ではありません。	他県サービス事業所からの請求	○
70		ADDF	一次:法別管理表に該当する法別番号情報が存在しません。	当該法別番号情報は法別管理表に未登録	
71		ADDG	一次:有効期間外の法別番号です。	有効期間外の法別番号	
72		ADDH	一次:公費1・2・3の優先順位関係に誤りがあります。	公費1・2・3の優先順位に誤り	
73		ADDJ	一次:他県保険者認定の基準該当事業所です。	他県保険者認定の基準該当事業所です	
74		ADDK	一次:決定時の事業所(基本またはサービス)台帳が廃止されています。	当該事業所情報は事業所台帳上は廃止	
75		ADDL	一次:決定時の事業所(基本またはサービス)台帳が論理削除されています。	当該事業所情報は事業所台帳上は論理削除	
76		ADDM	一次:決定時の事業所(基本またはサービス)台帳が物理削除されています。	当該事業所情報は事業所台帳上は物理削除	
77		ADDN	一次:支払が停止されている事業所です	支払が停止されている事業所です	
78		ADDP	一次:該当保険者により支払が停止されています	該当保険者により支払が停止されています	
79		ADDQ	一次:事業所指定の効力が停止された事業所です。	指定の効力が停止された事業所です	
80	ADDR	一次:介護支援専門員台帳に該当する介護支援専門員情報が存在しません。	介護支援専門員情報が未登録		
81	(一次)台帳突合誤り(AD)	ADDS	一次:決定時の事業所サービス台帳が指定有効期間外です。	当該事業所情報は事業所台帳上指定期間外	
82		ADDT	一次:決定時の事業所サービス台帳が効力停止中です。	当該事業所情報は事業所台帳上は効力停止	
83		ADO1	一次:自県内の証記載保険者ではありません。	同左	○
84	サービス提供年月誤り(AE)	AEE0	一次:開始年月日と終了年月日の関係に誤りがあります。	終了年月日が開始年月日より前のため誤り	○
85		AEE1	一次:サービス提供年月(対象年月)が介護保険制度の施行前になっています。	サービス提供年月誤り(制度施行前)	○
86		AEE2	一次:日数が期間を超えています。	日数が期間を超過	○
87		AEE3	一次:サービス提供年月(対象年月)が審査年月以降になっています。	サービス提供年月誤り(審査月以降)	○
88		AEE6	一次:公費の回数(日数)が介護保険の回数(日数)を超えています。	公費の回数・日数が保険分を超	○
89		AEE7	一次:有効期間外の給付管理票種別区分コードです。	有効期間外の給付管理票種別区分コード	○
90		AEE8	一次:有効期間外の交換情報識別番号です。	有効期間外の交換情報識別番号	○
91		AEE9	一次:短期入所期間の連続利用日数が30日を超えています。	短期入所連続利用日数が30日を超過	○
92		AEEA	一次:年月日がサービス提供年月の期間外です。	年月日がサービス提供年月の期間外	○

機2:関係者限り

コード体系					
×1×2×3×4 ×1×2・・・カテゴリ AA:形式誤り AB:項目属性誤り AC:二重登録(一次) AD:台帳突合誤り(一次) AE:サービス提供年月誤り AG:緊急時情報関連 AH:特定情報関連 AN:二重登録(資格) AR:償還系誤り AS:計算誤り AT:数値不正(一次) AU:数値不正(資格) Y:医療 ZZ:その他 10:事業所基本台帳またはサービス台帳 12:受給者台帳 13:法別管理台帳/公費負担者台帳 14:介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15:種類別市町村固有台帳 16:市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳 20:介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳 ×3×4・・・カテゴリ内の詳細コード					
項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード) 新規追加となるエラーコードについては下線により示す	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前チェック 適用有無
93	サービス提供年月誤り(AE)	AEEB	一次:食事情報の記載に誤りがあります。	食事情報の記載誤り	○
94		AEEC	資格:公費対象単位数が介護保険のサービス単位数を超えています。	公費対象単位数オーバー	
95		AEFO	資格:請求された日数は受給可能な日数を超えています。	市町村認定の利用可能日数超過	
96		AEF1	資格:外泊加算又は試行的退所サービスの請求日数が外泊日数を超えています。	外泊・試行的退所が外泊日数超	
97		AEF2	一次:他県受給者の県単公費の請求は、受け付けられません。	他県受給者の県単公費請求は受付対象外	○
98		AEF3	一次:他県の県単公費の請求は、受け付けられません。	他県の県単公費請求は受付対象外	
99		AEF4	資格:認定有効期間と入退所年月日に重なりがありません。	入退所年月日が認定有効期間外	
100		AEF5	一次:自己作成の場合、他県受給者を指定できません。	自己作成の場合、他県受給者は指定不可	○
101		AEF6	資格:同一サービス種類において複数の特別地域加算等のサービスは請求できません。	特別地域加算等請求複数有り	
102		AEF7	資格:公費負担者番号が重複しています。	公費負担者番号が重複	○
103		AEF8	一次:短期入所(利用型)における入所実日数が30日または入所日数を超えています。	入所実日数が有効日数超過	○
104		AEF9	一次:サービス計画費の台帳過誤は受け付けられません。	サービス計画費台帳過誤受付不可	
105		AEFA	資格:請求された日数は受給可能な日数を超えています。	集計値がサービス実日数超過	
106		AEFB	資格:請求された日数は受給可能な日数を超えています。	明細が受給可能日数超過	
107		AEFC	資格:請求された日数は受給可能な日数を超えています。	該当項目が償還払期間内の請求	
108		AEFD	資格:請求された日数は受給可能な日数を超えています。	明細が償還払期間内の請求	
109		AEFE	資格:当該サービスコードの算定に必要なサービスが請求されていません。	算定に必要なサービス未請求	
110		AEFJ	資格:請求された日数は受給可能な日数を超えています。	サービス可能な日数を超過	○
111		AEFK	資格:請求された日数が加算の対象となる本体サービスの日数を超えています。	同左	
112		AE01	一次:サービス提供年月が介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)の施行前になっています。	同左	○
113		AE02	一次:サービス提供年月が介護予防・日常生活支援総合事業の施行前になっています。	同左	○
114		AE03	資格:サービス提供年月が保険者の介護予防・日常生活支援総合事業開始年月より前になっています。	同左	
115		AE04	一次:サービス提供年月が住所地特例に関わる事務の見直し前になっています。	同左	○
116		AE05	資格:サービス提供年月が保険者の介護予防訪問介護・介護予防通所介護終了年月より後になっています。	同左	
117	AE06	一次:介護予防ケアマネジメント費の台帳過誤は受け付けられません。	同左		
118	AE07	一次:サービス提供年月が保険者の介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)終了年月より後になっています。	同左		
119	AE08	資格:公費対象単位数が総合事業のサービス単位数を超えています。	同左		
120	AE09	一次:公費の回数(日数)が総合事業の回数(日数)を超えています。	同左		
121	AE0A	資格:保険者の介護予防・日常生活支援総合事業みなしサービス終了年月より後になっています。	同左		
122	AE0B	一次:サービス提供年月(対象年月)が過去データの制限年月より前になっています。	同左	○	

機2:関係者限り

コード体系					
×1 ×2 ×3 ×4 ×1 ×2 . . . カテゴリ AA:形式誤り AB:項目属性誤り AC:二重登録(一次) AD:台帳突合誤り(一次) AE:サービス提供年月誤り AG:緊急時情報関連 AH:特定情報関連 AN:二重登録(資格) AR:償還系誤り AS:計算誤り AT:数値不正(一次) AU:数値不正(資格) Y:医療 ZZ:その他 10:事業所基本台帳またはサービス台帳 12:受給者台帳 13:法別管理台帳/公費負担者台帳 14:介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15:種類別市町村固有台帳 16:市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳 20:介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳 ×3 ×4 . . . カテゴリ内の詳細コード					
項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード) 新規追加となるエラーコードについては下線により示す	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前チェック 適用有無
123	緊急時情報 (AG)	AGG0	資格:明細情報に設定されている緊急時施設サービスに対応する緊急時施設療養(診療)費情報が存在しません。	明細情報に対する緊急施設情報無	○
124		AGG1	資格:緊急時施設療養(診療)費情報に対応する明細情報の緊急時施設サービスが存在しません。	緊急時施設療養(診療)費情報に対する明細情報無	
125		AGG2	資格:緊急時施設管理サービスが、月1回を超えて請求されています。	緊急時施設管理サービス回数超	○
126		AG01	資格:明細情報に設定されている緊急時治療管理に対応する所定疾患施設療養費等情報が存在しません。	同左	○
127		AG02	資格:明細情報に設定されている所定疾患施設療養費に対応する所定疾患施設療養費等情報が存在しません。	同左	○
128		AG03	資格:所定疾患施設療養費等情報に対応する明細情報の緊急時治療管理サービスが存在しません。	同左	
129		AG04	資格:所定疾患施設療養費等情報に対応する明細情報の所定疾患施設療養費サービスが存在しません。	同左	
130		AG05	資格:所定疾患施設療養費サービスが、月1回を超えて請求されています。	同左	○
131		AG06	資格:摘要が記載されていません。	同左	○
132		特定情報 (AH)	AHH1	資格:介護特定診療・特別療養・特別診療表に該当するサービス情報が存在しません。	特定診療・特別療養・特別診療表に未登録
133	AHH2		資格:有効期間外の特定診療費・特別療養費・特別診療費です。	有効期間外の特定診療・特別療養・特別診療	
134	AHH3		資格:特定診療・特別療養・特別診療マスタの個別リハビリテーション基準提供回数を超えています。	個別リハビリ基準提供回数超過	
135	AHH4		資格:請求されたサービス種類では算定できない特定診療費・特別療養費・特別診療費です。	請求と特定診療・特別療養・特別診療の不整合	
136	AHH5		資格:同時に請求できないサービスです。	同時請求不可サービス	
137	AHH6		資格:該当サービスを算定できない事業所です。(特定診療費・特別療養費・特別診療費)	同時請求不可サービス	
138	AHH7		資格:該当サービスを算定できない事業所です。(LIFEへの登録)	同左	
139	AH01		資格:基本摘要情報が記載されていません。	同左	
140	AH02	資格:摘要種類コードにDPCコード(疾患コード)が記載されていません。	同左		
141	二重登録 (AN)	ANNO	資格:同月に該当する給付管理票を提出済みです。	同月に同じ給付管理票(新規)を提出済	
142		ANN1	資格:既に該当する給付管理票が存在しています。(区間異動)	既に該当給付管理票有り(区間異動)	
143		ANN2	資格:同月に該当する介護給付費請求明細書を提出済みです。	同月に同じ請求明細書を提出済	
144		ANN3	資格:既に該当する介護給付費請求明細書が存在しています。(区間異動)	既に該当請求明細書有り(区間異動)	
145		ANN4	資格:過去に該当する介護給付費請求明細書を提出済みです。	過去に同じ請求明細書を提出済	
146		ANN5	資格:既に該当する介護給付費給付実績が存在しています。(区間移動)	既に該当給付費給付実績有り(区間異動)	
147		ANN6	資格:同月に再審査を行っています。	同月に再審査を実施済	
148		ANN7	資格:既に過誤調整を行っています。	同月に市町村等による過誤調整を実施済	
149		ANN8	資格:既に該当する償還払連絡票が存在しています。	既に該当償還払連絡票有り	
150		ANN9	資格:対象となる給付管理票は存在しません。	給付管理票の作成区分新規での提出が必要	
151		ANNA	資格:既に給付管理票修正を行っています。	既に給付管理票修正を実施済	
152		ANNB	資格:公費受給者番号が重複して使われています。	公費受給者番号の重複	
153		ANNC	資格:既に償還明細書が提出されています。	既に償還払明細書を提出済	
154		ANND	資格:既に介護給付費請求明細書が提出されています。	既に介護給付費請求明細書を提出済	

機2:関係者限り

コード体系					
×1×2×3×4 ×1×2・・・カテゴリ AA:形式誤り AB:項目属性誤り AC:二重登録(一次) AD:台帳突合誤り(一次) AE:サービス提供年月誤り AG:緊急時情報関連 AH:特定情報関連 AN:二重登録(資格) AR:償還系誤り AS:計算誤り AT:数値不正(一次) AU:数値不正(資格) Y:医療 ZZ:その他 10:事業所基本台帳またはサービス台帳 12:受給者台帳 13:法別管理台帳/公費負担者台帳 14:介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15:種類別市町村固有台帳 16:市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳 20:介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳 ×3×4・・・カテゴリ内の詳細コード					
項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード) 新規追加となるエラーコードについては下線により示す	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前チェック 適用有無
155	(資格二重登録)(AN)	ANNE	資格:過去に再審査を行っています。	過去に再審査を実施済	
156		ANNF	資格:特定入所者介護サービス費が決定されている請求明細書の本体報酬が全査定されるため、給付管理票修正ができません。	報酬全査定(特定入所者介護決定済)	
157		ANNG	資格:特定入所者介護サービス費が決定されている請求明細書の本体報酬が全査定されるため、再審査ができません。	報酬全査定(特定入所者介護決定済)	
158		ANNH	資格:既に該当するサービス提供終了確認情報が存在しています。	(事業所評価加算で使用につき該当無し)	
159		ANNJ	資格:過去に該当する給付管理票を提出済みです。	過去に同じ給付管理票(新規)を提出済	
160		ANNK	資格:給付管理票内の明細情報が重複しています。	給付管理票内でサービス情報が重複	○
161		ANNL	資格:介護給付費請求明細書内の情報が重複しています。	請求明細書内の情報が重複	○
162		ANNM	資格:過去に該当する介護給付費請求明細書を提出済みです。(ゼロ査定サービスあり)。	支援事業所に給付管理票の修正依頼が必要	
163		AN01	資格:介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書内の情報が重複しています。	同左	○
164		AN02	資格:同月に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書を提出済みです。	同左	
165		AN03	資格:既に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書が存在しています。(区間異動)	同左	
166		AN04	資格:過去に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書を提出済みです。	同左	
167		AN05	資格:既に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費給付実績が存在しています。(区間異動)	同左	
168		AN06	資格:同月に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書(介護予防ケアマネジメント費)を提出済みです。	同左	
169		AN07	資格:同月に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書(介護予防ケアマネジメント費)を提出済みです。(区間異動)	同左	
170		AN08	資格:過去に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書(介護予防ケアマネジメント費)を提出済みです。	同左	
171		AN09	資格:過去に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書(介護予防ケアマネジメント費)を提出済みです。(区間異動)	同左	
172		AN10	資格:過去に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書(介護予防ケアマネジメント費)を提出済みです。	同左	
173		AN11	資格:過去に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書(介護予防ケアマネジメント費)を提出済みです。(区間異動)	同左	
174	AN12	資格:過去に該当する介護給付費請求明細書(介護予防支援費)を提出済みです。	同左		
175	AN13	資格:過去に該当する介護給付費請求明細書(介護予防支援費)を提出済みです。(区間異動)	同左		

機2:関係者限り

コード体系					
×1×2×3×4 × 1 × 2 . . . カテゴリ AA:形式誤り AB:項目属性誤り AC:二重登録(一次) AD:台帳突合誤り(一次) AE:サービス提供年月誤り AG:緊急時情報関連 AH:特定情報関連 AN:二重登録(資格) AR:償還系誤り AS:計算誤り AT:数値不正(一次) AU:数値不正(資格) Y:医療 ZZ:その他 10:事業所基本台帳またはサービス台帳 12:受給者台帳 13:法別管理台帳/公費負担者台帳 14:介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15:種類別市町村固有台帳 16:市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳 20:介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳 × 3 × 4 . . . カテゴリ内の詳細コード					
項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード) 新規追加となるエラーコードについては下線により示す	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前チェック 適用有無
176	(AR) 償還系誤り	ARRO	資格:保険給付支払の一時差止です。	保険給付支払の一次差し止め	
177		ARR1	資格:共同処理用受給者台帳に該当する受給者情報が存在しません。	受給者情報が共同処理用台帳に未登録	
178		ARR2	一次:共同処理用保険者台帳に該当する保険者情報が存在しません。	保険者情報が共同処理用台帳に未登録	
179		ARR3	資格:短期入所限度額管理対象期間終了前の申請です。	短期入所限度額管理対象期間終了前の申請	
180		ARR4	一次:福祉用具販売年月とサービス提供年月が一致していません。	福祉用具販売年月とサービス提供月不一致	
181		ARR5	一次:住宅改修着工年月とサービス提供年月が一致していません。	住宅改修着工年月とサービス提供月不一致	
182		ARR6	資格:審査済みの申請に、要介護区分に非該当・旧措置無しが設定されています。	審査済申請に非該当・旧措置無しの設定有	
183		ARR7	一次:審査方法区分コードが有効な値ではありません。	有効な審査方法区分コードでない	
184		ARR8	一次:要介護状態区分コードが有効な値ではありません。	要介護状態区分コード誤り	
185		ARR9	一次:口座名義人に使用できない文字があります。	講座名義人に不正な文字あり	
186		ARRA	資格:審査済みの申請に、要介護区分に事業対象者が設定されています。	同左	
187	(AS) 計算誤り	ASS0	資格:保険及び公費請求額と利用者負担額(標準負担額)の合計が、審査により再計算した総額又は訂正後求めた総額を超えています。	利用者負担額等の総額が再計算値を超過	
188		ASS1	資格:標準負担額(月額)の計算結果が不正になります。	標準負担額(月額)の計算結果誤り	
189		ASS2	資格:公費分出来高医療費単位数合計が、保険分出来高医療費単位数合計と一致していません。	公費と保険の出来高医療費単位数合計不一致	○
190		ASS3	資格:サービス単位数と、請求額または本人負担額の関係に誤りがあります。	単位数と請求額、本人負担額の関係誤り	○
191		ASS4	資格:生保単独の公費併用の請求額が不正です。	生保単独の公費併用請求額誤り	○
192		ASS5	資格:請求金額等が計算値を超えています。	請求金額等計算値超過	
193		ASS6	資格:受給者台帳の負担限度額と記載された負担限度額が一致しません。	市町村認定の負担限度額と相違	
194		ASS7	資格:集計情報の出来高単位数が(緊急+特定)の単位数と一致しません。	集計と緊急+特定の出来高単位数不一致	○
195		ASSA	資格:既定値又は計算値を超えているため自動訂正しました。	記載された値が計算値を超過	
196		ASSB	資格:査定後の請求額が計算できません。	査定後の請求額計算不可	
197		ASSC	資格:生保単独受給者の食事提供費請求額が食事提供費合計を超えています。	生保単独の食事提供費請求額が超過	
198		ASSD	資格:生保単独受給者の公費食事提供費合計が計算値を超えています。	生保単独の公費食事提供費が計算値超	
199		ASSE	資格:生保単独受給者の公費負担額(明細)が費用額を超えています。	生保単独の公費負担額が超過	
200		ASSF	資格:生保単独受給者の公費負担額(明細)が計算値を超えています。	生保単独の公費負担額計算値超	
201		AS01	資格:利用者負担額が明細情報の合計を超えています。	同左	
202		AS02	資格:利用者負担額が計算値を超えています。	同左	
203		AS03	資格:請求額が計算値を超えています。(定額)	同左	
204		AS04	資格:請求額が計算値を超えています。(定額)	同左	
205	AS05	資格:請求額が計算値を超えています。(給付率)	同左		
206	AS06	資格:事業費請求額が計算値を超えています。(給付率)	同左		
207	AS07	資格:事業費請求額が計算値を超えています。(給付率:支給限度基準額超過)	同左		
208	AS08	資格:事業費請求額が計算値を超えています。(定額)	同左		

機2:関係者限り

コード体系					
×1×2×3×4 × 1 × 2 . . . カテゴリ AA:形式誤り AB:項目属性誤り AC:二重登録(一次) AD:台帳突合誤り(一次) AE:サービス提供年月誤り AG:緊急時情報関連 AH:特定情報関連 AN:二重登録(資格) AR:償還系誤り AS:計算誤り AT:数値不正(一次) AU:数値不正(資格) Y:医療 ZZ:その他 10:事業所基本台帳またはサービス台帳 12:受給者台帳 13:法別管理台帳/公費負担者台帳 14:介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15:種類別市町村固有台帳 16:市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳 20:介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳 × 3 × 4 . . . カテゴリ内の詳細コード					
項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード) 新規追加となるエラーコードについては下線により示す	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前チェック 適用有無
209	(AS) 計算誤り	AS09	資格:事業費請求額が計算値を超えています。(定額:支給限度基準額超過)	同左	
210		AS0A	資格:請求金額等が計算値と異なります。	同左	
211		AS0B	資格:減算単位数が一致しません。	同左	
212		AS0C	資格:本体サービスの日数と減算サービスの日数が一致しません。(身体拘束廃止取組)	同左	
213		AS0D	資格:サービス単位数が計算値と一致していません。	同左	
214		AS0E	資格:本体サービスの日数と減算サービスの日数が一致しません。(高齢者虐待防止措置実施)	同左	
215	AS0F	資格:本体サービスの日数と減算サービスの日数が一致しません。(業務継続計画策定)	同左		
216	(AT) 数値不正	ATT0	一次:保険給付率が0(ゼロ)は、不正です。	保険給付率0は誤り	○
217		ATT1	一次:保険単位数合計>0のとき、保険請求額が0(ゼロ)は、不正です。	保険請求額0は誤り	○
218		ATT2	一次:保険出来高医療費単位数合計>0のとき、保険出来高医療費請求額が0(ゼロ)は、不正です。	保険出来高医療費請求額0は誤り	○
219		ATT3	一次:食事提供費合計>0のとき、食事提供費請求額が0(ゼロ)は、不正です。	食事提供費請求額0は誤り	○
220		ATT4	一次:サービス計画費の請求金額が0(ゼロ)は、不正です。	サービス計画費請求額0は誤り	○
221		ATT5	一次:生保単独受給者のとき、保険請求額>0は、不正です。	保険請求額>0は誤り(生保単独)	○
222		ATT6	一次:生保単独受給者のとき、保険出来高請求額>0は、不正です。	保険出来高請求額>0は誤り(生保単独)	○
223		ATT7	一次:生保単独受給者のとき、食事提供費請求額>0は、不正です。	食事提供費請求額>0は誤り(生保単独)	○
224		ATT8	一次:生保単独受給者のとき、公費1給付率=0は、不正です。	公費1給付率0は誤り(生保単独)	○
225		ATT9	一次:生保単独受給者のとき、保険出来高単位数>0かつ公費出来高請求額=0は、不正です。	公費1出来高請求額0は誤り(生保単独)	○
226		ATTA	一次:生保単独受給者のとき、給付単位数>0かつ公費1請求額=0は、不正です。	公費1請求額0は誤り(生保単独)	○
227		ATTB	一次:生保単独受給者のとき、食事提供費合計>0かつ公費1食事提供費請求額=0は、不正です。	公費1食事費請求額0は誤り(生保単独)	○
228		ATTC	一次:公費給付率>90以外は、不正です。	公費給付率>90以外は誤り	
229		ATTD	一次:給付単位数>0のとき、計画単位数または限度額管理対象単位数=0は、不正です。	計画/限度額管理対象単位数0は誤り	
230		ATTE	一次:給付単位数が0(ゼロ)は、不正です。	給付単位数0は誤り	○
231		ATTF	一次:食事提供費合計が0(ゼロ)は、不正です。	食事提供費合計0は誤り	○
232		ATTG	一次:サービス計画費の単位数が0(ゼロ)は、不正です。	サービス計画費単位数0は誤り	○
233		ATTH	一次:基本食日数×基本食単価>0のとき、基本食金額が0(ゼロ)は、不正です。	基本食金額0は誤り(日数×単価>0)	○
234		ATTJ	一次:特別食日数×特別食単価>0のとき、特別食金額が0(ゼロ)は、不正です。	特別食金額0は誤り(日数×単価>0)	○
235		ATTK	一次:基本食日数+特別食日数>0のとき、食事提供延べ日数が0(ゼロ)は、不正です。	食事提供延べ日数0は誤り(基+特>0)	○
236		ATTL	一次:給付計画単位数・日数にゼロが指定されています。	給付計画単位数・日数ゼロは誤り	○
237		ATTM	一次:日数又は実日数が0(ゼロ)は、不正です。	サービス実日数ゼロは設定不可	○
238		ATTP	一次:保険分請求額合計が0(ゼロ)は、不正です。	保険分請求額合計0は誤り	○
239		ATTQ	一次:生保単独受給者のとき、公費請求額合計が0(ゼロ)は、不正です。	生保公費請求額0は誤り(生保単独)	○
240	ATTR	一次:受領すべき利用者負担額の総額が0(ゼロ)は、不正です。	受領すべき利用者負担額0は誤り	○	
241	AT01	一次:ケアマネジメント費の単位数が0(ゼロ)は誤りです。	同左	○	
242	AT02	一次:ケアマネジメント費のサービス単位数合計が0(ゼロ)は誤りです。	同左	○	

機2:関係者限り

コード体系					
×1 ×2 ×3 ×4 ×1 ×2 . . . カテゴリ AA:形式誤り AB:項目属性誤り AC:二重登録(一次) AD:台帳突合誤り(一次) AE:サービス提供年月誤り AG:緊急時情報関連 AH:特定情報関連 AN:二重登録(資格) AR:償還系誤り AS:計算誤り AT:数値不正(一次) AU:数値不正(資格) Y:医療 ZZ:その他 10:事業所基本台帳またはサービス台帳 12:受給者台帳 13:法別管理台帳/公費負担者台帳 14:介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15:種類別市町村固有台帳 16:市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳 20:介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳 ×3 ×4 . . . カテゴリ内の詳細コード					
項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード) 新規追加となるエラーコードについては下線により示す	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前チェック 適用有無
243	(一次数値不正) (AT)	AT03	一次:ケアマネジメント費の請求金額が0(ゼロ)は誤りです。	同左	○
244		AT04	一次:給付単位数>0のとき、事業費請求額が0(ゼロ)は誤りです。	同左	○
245		AT05	一次:生保単独受給者のとき、事業費請求額>0は、誤りです。	同左	○
246		AT06	一次:介護予防ケアマネジメント費の公費給付率が100%以外は、誤りです。	同左	○
247		AT07	一次:公費の回数(日数)と総合事業の回数(日数)が一致していません。	同左	○
248		AT08	一次:公費のサービス単位数と総合事業のサービス単位数が一致していません。	同左	○
249		AT09	一次:公費のサービス単位数合計と総合事業のサービス単位数合計が一致していません。	同左	○
250		AT0A	一次:ケアマネジメント費の利用者負担額>0は誤りです。	同左	○
251		AT0B	一次:生保単独受給者のとき、ケアマネジメント費の公費1負担額>0は誤りです。	同左	○
252		AT0C	一次:公費負担者番号に該当する公費請求がありません。	同左	○
253	AT0D	一次:サービス単位数合計が単位数上限を超えています。	同左	○	
254	(資格数値不正) (AU)	AUQ3	資格:再審査の申立単位数が当初請求時のサービス単位数を超えています。	再審査申立単位数が当初請求時単位数超過	
255		AUU0	資格:保険単位数合計>0のとき、保険請求額が0(ゼロ)に訂正され、不正となりました。	保険請求額が0に訂正されエラー	
256		AUU1	資格:保険出来高医療費単位数合計>0のとき、保険出来高医療費請求額が0(ゼロ)に訂正され、不正になりました。	保険出来高請求額が0に訂正されエラー	
257		AUU2	資格:サービス計画費の請求金額が0(ゼロ)に訂正され、不正となりました。	サービス計画請求額が0に訂正されエラー	
258		AUU3	資格:公費給付率>90以外に訂正され、不正となりました。	公費給付率>90に訂正されエラー	
259		AUU4	資格:給付単位数>0のとき、計画単位数または限度額管理対象単位数が0に訂正され、不正となりました。	計画/限度対象単位数が0訂正されエラー	
260		AUU5	資格:給付単位数が0(ゼロ)に訂正され、不正となりました。	給付単位数が0に訂正されエラー	
261		AUU6	資格:食事提供費合計が0(ゼロ)に訂正され、不正となりました。	食事提供費合計が0訂正されエラー	
262		AUU7	資格:サービス計画費の単位数が0(ゼロ)に訂正され、不正となりました。	サービス計画費単位数が0訂正されエラー	
263		AUU8	資格:食事標準負担額(日額)が不正です。	食事標準負担額(日額)誤り	
264		AUU9	資格:福祉用具貸与に係る特別地域加算が福祉用具貸与費の100分の100を超えています。	福祉用具貸与に係る特別地域加算オーバー	
265		AUUA	資格:集計情報の記載内容と一致しません。	集計情報の記載内容と不一致	
266		AUUB	資格:旧措置入所者で、かつ、保険給付率≧95%の場合、社会福祉法人軽減情報を設定できません。	旧措置で保険給付率≧95の場合設定不可	
267		AU01	資格:単位数単価が誤りです。	同左	
268	AU02	資格:生保受給者の公費本人負担額が15000円を超えています。	同左		
269	(Y)医療	Y0	一次:入院区分コード、給付点検の項目何れもが未設定です。	入院区分コード給付点検の項目が未設定	
270		Y1	一次:規定の桁数を満たしていません。	桁数不正	
271		Y2	一次:日数が暦日を超えています。	日数が暦日を超過	
272		Y3	一次:診療年月が処理年月以降になっています。	診療年月誤り(処理年月以降)	
273	その他(ZZ)	ZZZZ	その他エラー	その他エラー	

機2:関係者限り

コード体系					
×1×2×3×4 ×1×2・・・カテゴリ AA:形式誤り AB:項目属性誤り AC:二重登録(一次) AD:台帳突合誤り(一次) AE:サービス提供年月誤り AG:緊急時情報関連 AH:特定情報関連 AN:二重登録(資格) AR:償還系誤り AS:計算誤り AT:数値不正(一次) AU:数値不正(資格) Y:医療 ZZ:その他 10:事業所基本台帳またはサービス台帳 12:受給者台帳 13:法別管理台帳/公費負担者台帳 14:介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15:種類別市町村固有台帳 16:市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳 20:介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳 ×3×4・・・カテゴリ内の詳細コード					
項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード) 新規追加となるエラーコードについては下線により示す	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前チェック 適用有無
274	事業所基本台帳又はサービス台帳 (10)	10PT	資格:小規模多機能型利用開始月における居宅サービス等の利用有無との関係に誤りがあります。	居宅サービス等利用有無の設定と不一致	
275		10Q4	資格:送付元と居宅サービス計画作成区分が異なります。	送付元と居宅サービス計画作成区分が相違	
276		10QB	資格:居宅サービス計画作成区分と計画サービス種類の関係に誤りがあります。	サービス種類と作成区分が相違	
277		10QC	資格:指定・基準該当等サービス台帳の食事管理の状況の値が不正です。	サービス台帳の食事管理の状況の値誤り	
278		10QD	資格:指定・基準該当等サービス台帳の食事管理の状況の値が3:別表第二注2口該当の時、特別食単価・日数・金額に値が設定されています。	特別食単価・日数・金額項目設定不可	
279		10QE	資格:生活保護指定を受けていない事業所のため請求できません。	生保指定無事業所のため請求できません	
280		10QF	資格:受給者の要介護状態区分では算定できないサービスです。	サービス内容と要介護度不一致	
281		10QG	資格:旧措置入所者特例対象外の受給者です。	旧措置入所者特例対象外受給者	
282		10QK	資格:特加算は算定できない事業所です。	特加算算定対象外の事業所です	
283		10V1	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(特別地域加算)	算定不可-特別地域加算	
284		10V2	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(緊急時訪問看護加算(緊急時対応加算))	算定不可-緊急時訪問看護加算	
285		10V3	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(特別管理体制)	算定不可-特別管理体制	
286		10V4	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(機能訓練指導体制)	算定不可-機能訓練指導体制	
287		10V5	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(食事算定体制)	算定不可-食事算定体制	
288		10V6	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(入浴介助加算)	算定不可-入浴介助加算	
289		10V7	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(特別入浴介助体制)	算定不可-特別入浴介助体制	
290		10V8	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(リハビリテーション加算状況)	算定不可-リハビリ加算状況	
291		10V9	資格:体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。(療養環境基準)	減算請求要-療養環境基準減算	
292		10VA	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(障害者生活支援体制)	算定不可-障害者生活支援体制	
293		10VB	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(常勤専従医師配置)	算定不可-常勤専従医師配置	
294		10VC	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(夜間勤務条件基準)	算定不可-夜間勤務条件基準	
295		10VD	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(医師配置)	算定不可-医師配置	
296		10VE	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(精神科医師定期的療養指導)	算定不可-精神科医師定期指導	
297		10VF	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(認知症専門棟)	算定不可-認知症専門棟	
298		10VG	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(送迎体制)	算定不可-送迎体制	
299		10VH	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(特定事業所加算(訪問介護))	算定不可-特定事業所訪問	
300		10VJ	資格:請求先の公費負担者番号のため、事業所からの請求には使用できません。	当該公費負担者番号は使用不可	
301		10VK	資格:指定・基準該当等サービス台帳の施設等の区分コードと一致しません。	施設等の区分コード不一致	
302		10VL	資格:指定・基準該当等サービス台帳の人員配置区分コードと一致しません。	人員配置区分コード不一致	
303		10VM	資格:受給者台帳記載の公費負担者番号が生活保護の公費負担者番号ではありません。	受給者台帳記載の公費負担者番号が誤り	
304	10VN	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(食事提供の状況)	算定不可-食事提供の状況		
305	10VP	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(時間延長サービス体制)	算定不可-時間延長サービス体制		
306	10VQ	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(個別リハビリテーション提供体制)	算定不可-個別リハビリ提供体制		

機2:関係者限り

コード体系					
×1×2×3×4 ×1×2・・・カテゴリ AA:形式誤り AB:項目属性誤り AC:二重登録(一次) AD:台帳突合誤り(一次) AE:サービス提供年月誤り AG:緊急時情報関連 AH:特定情報関連 AN:二重登録(資格) AR:償還系誤り AS:計算誤り AT:数値不正(一次) AU:数値不正(資格) Y:医療 ZZ:その他 10:事業所基本台帳またはサービス台帳 12:受給者台帳 13:法別管理台帳/公費負担者台帳 14:介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15:種類別市町村固有台帳 16:市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳 20:介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳 ×3×4・・・カテゴリ内の詳細コード					
項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード) 新規追加となるエラーコードについては下線により示す	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前チェック 適用有無
307	事業所基本台帳又はサービス台帳 (10)	10VR	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(夜間ケア体制)	算定不可-夜間ケア体制	
308		10VS	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(居住費対策)	算定不可-居住費対策	
309		10VT	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(人員基準欠如)	算定不可-人員基準欠如	
310		10VV	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(リハビリテーション機能強化)	算定不可-リハビリ機能強化	
311		10VW	資格:社会福祉法人軽減事業実施事業所ではありません。	社会福祉法人軽減事業実施不可	
312		10VX	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(栄養管理の評価)	算定不可-栄養管理の評価	
313		10VY	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(若年性認知症ケア加算)	算定不可-若年性認知症ケア体制	
314		10VZ	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(運動器機能向上体制)	算定不可-運動器機能向上体制	
315		10W0	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(栄養マネジメント(改善)体制)	算定不可-栄養マネ・改善体制	
316		10W1	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(口腔機能向上加算)	算定不可-口腔機能向上加算	
317		10W2	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(事業所評価加算(決定))	算定不可-事業所評価加算	
318		10W3	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(緊急受入体制)	算定不可-緊急受入体制	
319		10W4	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(夜間看護体制加算)	算定不可-夜間看護体制	
320		10W5	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(特定事業所加算(居宅介護支援))	算定不可-特定事業所支援	
321		10W6	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(大規模事業所)	算定不可-大規模事業所	
322		10W7	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(重度化対応体制)	算定不可-重度化対応体制	
323		10W8	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(医療連携体制加算I(医療連携体制))	算定不可-医療連携体制	
324		10W9	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(ユニットケア体制)	算定不可-ユニットケア体制	
325		10WA	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(在宅・入所相互利用体制)	算定不可-在宅・入所相互体制	
326		10WB	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(ターミナルケア(看取り看護)体制)	算定不可-ターミナルケア体制	
327		10WC	資格:体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。(身体拘束廃止取組)	減算請求要-身体拘束廃止取組	
328		10WD	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(小規模拠点集合体制)	算定不可-小規模拠点集合体制	
329		10WE	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(準ユニットケア体制)	算定不可-準ユニットケア体制	
330		10WF	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(認知症ケア加算)	算定不可-認知症ケア加算	
331		10WG	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(個別機能訓練加算)	算定不可-個別機能訓練加算	
332		10WH	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(アクティビティ実施加算)	算定不可-アクティビティ	
333		10WJ	資格:体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。(設備基準)	減算請求要-設備基準	
334		10WK	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(療養体制維持特別加算)	算定不可-療養体制維持	
335		10WL	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(3級ヘルパー体制)	算定不可-3級ヘルパー体制	
336		10WM	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(中山間地域加算(地域))	算定不可-中山間加算(地域)	
337		10WN	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(中山間地域加算(規模))	算定不可-中山間加算(規模)	
338		10WP	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(サービス提供体制強化)	算定不可-サービス提供体制	
339		10WQ	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(認知症短期集中リハビリ加算)	算定不可-認知症短期集中リハ	

機2:関係者限り

コード体系					
×1×2×3×4 ×1×2・・・カテゴリ AA:形式誤り AB:項目属性誤り AC:二重登録(一次) AD:台帳突合誤り(一次) AE:サービス提供年月誤り AG:緊急時情報関連 AH:特定情報関連 AN:二重登録(資格) AR:償還系誤り AS:計算誤り AT:数値不正(一次) AU:数値不正(資格) Y:医療 ZZ:その他 10:事業所基本台帳またはサービス台帳 12:受給者台帳 13:法別管理台帳/公費負担者台帳 14:介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15:種類別市町村固有台帳 16:市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳 20:介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳 ×3×4・・・カテゴリ内の詳細コード					
項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード) 新規追加となるエラーコードについては下線により示す	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前チェック 適用有無
340	事業所基本台帳又はサービス台帳 (10)	10WR	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(若年性認知症受入加算)	算定不可-若年性認知症受入	
341		10WS	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(看護体制)	算定不可-看護体制	
342		10WT	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(夜勤職員配置)	算定不可-夜勤職員配置	
343		10WU	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(療養食加算)	算定不可-療養食加算	
344		10WV	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(日常生活継続支援)	算定不可-日常生活継続支援	
345		10WW	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(認知症ケア加算)	算定不可-認知症ケア加算	
346		10WX	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(24時間通報対応)	算定不可-24時間通報対応	
347		10WY	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(看護職員配置)	算定不可-看護職員配置	
348		10WZ	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(夜間ケア加算)	算定不可-夜間ケア加算	
349		1001	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(日中の身体介護20分未満体制)	同左	
350		1002	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(サービス提供責任者体制)	同左	
351		1003	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(緊急短期入所体制確保加算)	同左	
352		1004	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(介護職員等処遇改善加算)	同左	
353		1005	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(在宅復帰・在宅療養支援機能加算)	同左	
354		1006	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(生活機能向上グループ活動加算)	同左	
355		1007	資格:受給者の要介護状態区分では算定できないサービスです。	同左	
356		1008	資格:受給者の要介護状態区分では算定できない保険者独自サービスです。	同左	
357		1009	資格:指定・基準該当等サービス台帳に該当する事業所情報が無効もしくは存在しません。(住所地特例対象者)	同左	
358		100A	資格:事業所指定の効力が停止された事業所です。(住所地特例対象者)	同左	
359		100B	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(看護体制強化加算)	算定不可-看護体制強化加算	
360		100C	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(短期集中個別リハビリテーション実施加算)	算定不可-短期集中個別リハビリテーション実施加算	
361		100D	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(リハビリテーションマネジメント加算)	算定不可-リハビリテーションマネジメント加算	
362		100E	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(移行支援加算(社会参加支援加算))	算定不可-移行支援加算(社会参加支援加算)	
363		100F	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(短期集中リハビリテーション実施加算)	算定不可-短期集中リハビリテーション実施加算	
364		100G	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(中重度者ケア体制加算)	算定不可-中重度者ケア体制加算	
365		100H	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(個別送迎体制強化加算)	算定不可-個別送迎体制強化加算	
366		100J	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(入浴介助体制強化加算)	算定不可-入浴介助体制強化加算	
367		100K	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(生活行為向上リハビリテーション実施加算)	算定不可-生活行為向上リハビリテーション実施加算	
368		100L	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(医療連携強化加算)	算定不可-医療連携強化加算	
369		100M	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(特定事業所集中減算)	算定不可-特定事業所集中減算	
370	100N	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(総合マネジメント体制強化加算)	算定不可-総合マネジメント体制強化加算		

機2:関係者限り

コード体系					
×1×2×3×4 ×1×2・・・カテゴリ AA:形式誤り AB:項目属性誤り AC:二重登録(一次) AD:台帳突合誤り(一次) AE:サービス提供年月誤り AG:緊急時情報関連 AH:特定情報関連 AN:二重登録(資格) AR:償還系誤り AS:計算誤り AT:数値不正(一次) AU:数値不正(資格) Y:医療 ZZ:その他 10:事業所基本台帳またはサービス台帳 12:受給者台帳 13:法別管理台帳/公費負担者台帳 14:介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15:種類別市町村固有台帳 16:市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳 20:介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳 ×3×4・・・カテゴリ内の詳細コード					
項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード) 新規追加となるエラーコードについては下線により示す	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前チェック 適用有無
371	事業所基本台帳又はサービス台帳 (10)	100P	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(訪問看護体制強化加算)	算定不可-訪問看護体制強化加算	
372		100R	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(認知症加算)	算定不可-認知症加算	
373		100S	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(看取り連携体制加算)	算定不可-看取り連携体制加算	
374		100T	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(訪問体制強化加算)	算定不可-訪問体制強化加算	
375		100U	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(夜間支援体制加算)	算定不可-夜間支援体制加算	
376		100V	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(一体的サービス提供加算(選択的サービス複数実施加算))	算定不可-選択的サービス複数実施加算	
377		100W	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(訪問看護体制減算)	算定不可-訪問看護体制減算	
378		100X	資格:当該サービスは、医師が行う居宅療養管理指導です。	同左	
379		100Y	資格:当該サービスは、歯科医師が行う居宅療養管理指導です。	同左	
380		100Z	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(定期巡回・随時対応サービスに関する状況)	算定不可-定期巡回・随時対応サービスに関する状況	
381		1010	資格:指定・基準該当等サービス台帳に該当する事業所情報が無効もしくは存在しません。	同左	
382		1011	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(生活相談員配置等加算)	同左	
383		1012	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(個別機能訓練体制Ⅰ)	同左	
384		1013	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(個別機能訓練体制Ⅱ)	同左	
385		1014	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(看護体制加算Ⅰ又はⅢ)	同左	
386		1015	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(看護体制加算Ⅱ又はⅣ)	同左	
387		1016	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(重度認知症疾患療養体制加算)	同左	
388		1017	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(入居継続支援加算)	同左	
389		1018	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(ターミナルケアマネジメント加算)	同左	
390		1019	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(配置医師緊急時対応加算)	同左	
391		101A	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(褥瘡マネジメント加算)	同左	
392		101B	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(移行定着支援加算)	同左	
393		101C	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(生活機能向上連携加算)	同左	
394		101D	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(ADL維持等加算Ⅲ(ADL維持等加算))	同左	
395		101E	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(リハビリテーション提供体制加算)	同左	
396		101F	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(特定事業所医療介護連携加算(特定事業所加算Ⅳ))	同左	
397		101G	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(事業所評価加算)	同左	
398		101H	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(利用者の入院期間中の体制)	同左	
399		101J	資格:体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。(食堂の有無)	同左	
400		101K	資格:体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。(療養環境基準(廊下))	同左	

機2:関係者限り

コード体系					
×1×2×3×4 × 1 × 2 . . . カテゴリ AA:形式誤り AB:項目属性誤り AC:二重登録(一次) AD:台帳突合誤り(一次) AE:サービス提供年月誤り AG:緊急時情報関連 AH:特定情報関連 AN:二重登録(資格) AR:償還系誤り AS:計算誤り AT:数値不正(一次) AU:数値不正(資格) Y:医療 ZZ:その他 10:事業所基本台帳またはサービス台帳 12:受給者台帳 13:法別管理台帳/公費負担者台帳 14:介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15:種類別市町村固有台帳 16:市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳 20:介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳 × 3 × 4 . . . カテゴリ内の詳細コード					
項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード) 新規追加となるエラーコードについては下線により示す	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前チェック 適用有無
401	事業所基本台帳又はサービス台帳 (10)	101L	資格:体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。(療養環境基準(療養室))	同左	
402		101M	資格:体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。(サテライト体制)	同左	
403		101N	資格:特別介護医療院、特別介護保健施設等に該当する事業所では算定できないサービスです。	同左	
404		101P	資格:一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には算定できないサービスです。	同左	
405		101Q	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(療養体制維持特別加算Ⅰ)	同左	
406		101R	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(療養体制維持特別加算Ⅱ)	同左	
407		101S	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(看護体制加算Ⅰ)	同左	
408		101T	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(看護体制加算Ⅱ)	同左	
409		101U	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(入院患者に関する基準)	同左	
410		101V	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(介護職員等特定処遇改善加算)	同左	
411		101W	資格:該当サービスを算定できない事業所による居宅療養管理指導です。	同左	
412		101X	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応)	同左	
413		101Y	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(科学的介護推進体制加算)	同左	
414		101Z	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(LIFEへの登録)	同左	
415		1020	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制(情報通信機器等の活用等の体制))	同左	
416		1021	資格:体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。(安全管理体制)	同左	
417		1022	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(栄養マネジメント強化体制)	同左	
418		1023	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(自立支援促進加算)	同左	
419		1024	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(安全対策体制)	同左	
420		1025	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(排せつ支援加算)	同左	
421		1026	資格:体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。(移行計画の提出状況)	同左	
422		1027	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(リハビリ計画書情報加算)	同左	
423		1028	資格:体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。(3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合)	同左	
424		1029	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(特定事業所加算Ⅴ(訪問介護))	同左	
425		102A	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(口腔連携強化加算)	同左	
426		102B	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(生産性向上推進体制加算)	同左	
427		102C	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ)	同左	

機2:関係者限り

コード体系					
×1×2×3×4 × 1 × 2 . . . カテゴリ AA:形式誤り AB:項目属性誤り AC:二重登録(一次) AD:台帳突合誤り(一次) AE:サービス提供年月誤り AG:緊急時情報関連 AH:特定情報関連 AN:二重登録(資格) AR:償還系誤り AS:計算誤り AT:数値不正(一次) AU:数値不正(資格) Y:医療 ZZ:その他 10:事業所基本台帳またはサービス台帳 12:受給者台帳 13:法別管理台帳/公費負担者台帳 14:介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15:種類別市町村固有台帳 16:市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳 20:介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳 × 3 × 4 . . . カテゴリ内の詳細コード					
項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード) 新規追加となるエラーコードについては下線により示す	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前チェック 適用有無
428	事業所基本台帳又はサービス台帳 (10)	102D	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ)	同左	
429		102E	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(認知症チームケア推進加算)	同左	
430		102F	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(重度者ケア体制加算)	同左	
431		102G	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(医療連携体制加算Ⅱ)	同左	
432		102H	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(専門管理加算)	同左	
433		102J	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(遠隔死亡診断補助加算)	同左	
434		102K	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明)	同左	
435		102L	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(医療用麻薬持続注射療法加算)	同左	
436		102M	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(在宅中心静脈栄養法加算)	同左	
437		102N	資格:体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。(栄養ケア・マネジメントの実施)	同左	
438		102P	資格:体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。(高齢者虐待防止措置実施)	同左	
439		102Q	資格:体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。(業務継続計画策定)	同左	
440		102R	資格:栄養管理の基準を満たさない事業所では算定できないサービスです。	同左	
441			1030	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(ADL維持等加算(申出))	同左
442		1031	資格:体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。(特定事業所集中減算)	同左	
443		1032	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(介護職員等ベースアップ等支援加算)	同左	
444	受給者台帳 (12)	12P0	資格:受給者台帳に該当する受給者情報が存在しません。	市町村の認定情報が未登録(受給者情報)	
445		12P2	資格:資格を喪失している被保険者です。	資格喪失被保険者	
446		12P3	資格:給付管理票の合計+償還払給付実績の合計が受給者台帳の区分支給限度基準額を超えています。	給管+償還合計が区分支給限度基準額超過	
447		12P4	資格:受給者台帳記載の支援事業所番号と一致しません。	市町村の認定情報と不一致(支援事業所)	
448		12P5	資格:受給者台帳記載の居宅サービス作成区分と一致しません。	市町村の認定情報と不一致(作成区分)	
449		12P9	資格:受給者台帳記載の公費負担者番号と一致しません。	受給者台帳記載の公費負担者番号と不一致	
450		12PA	資格:変更申請中の受給者です。	市町村の認定変更が未決定	
451		12PB	資格:給付減額又は償還払化の受給者です。	給付減額又は償還払化の受給者	
452		12PC	資格:特定入所者介護サービスを受けられない受給者です。	市町村の特定入所者認定と相違	
453		12PD	資格:認定有効期間外の被保険者です。	認定有効期間外の被保険者	
454		12PE	資格:訪問通所限度額管理期間外の被保険者です。	訪問通所限度額管理期間外の被保険者	
455		12PF	資格:短期入所限度額管理期間外の被保険者です。	短期入所限度額管理期間外の被保険者	
456		12PJ	資格:小規模多機能型利用開始月における居宅サービス等の利用有無が未設定です。	居宅サービス等利用有無が未設定	
457		12PK	資格:有料老人ホーム等の同意書が提出されていません。	有料老人ホーム等の同意書が未提出	
458	12PL	資格:利用者負担減免の申請中です。	利用者負担減免の申請中		
459	12Q5	資格:既に資格喪失した受給者です。	資格喪失受給者		
460	12Q6	資格:受給者台帳記載、または設定された基準値の給付率と一致しません。	受給者台帳記載又は基準値給付率と不一致		
461	12Q7	資格:証記載保険者番号が不正です。	無効な証記載保険者番号		
462	12Q9	資格:この受給者は、旧措置者のため対象外です。	旧措置者のため対象外		

機2:関係者限り

コード体系 ×1×2×3×4 ×1×2 . . . カテゴリ AA:形式誤り AB:項目属性誤り AC:二重登録(一次) AD:台帳突合誤り(一次) AE:サービス提供年月誤り AG:緊急時情報関連 AH:特定情報関連 AN:二重登録(資格) AR:償還系誤り AS:計算誤り AT:数値不正(一次) AU:数値不正(資格) Y:医療 ZZ:その他 10:事業所基本台帳またはサービス台帳 12:受給者台帳 13:法別管理台帳/公費負担者台帳 14:介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15:種類別市町村固有台帳 16:市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳 20:介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳 ×3×4 . . . カテゴリ内の詳細コード					
項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード) 新規追加となるエラーコードについては下線により示す	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前チェック 適用有無
463	受給者台帳 (12)	12QA	資格:請求明細書様式に対する受給者の要介護状態区分が不正です。	様式に対する要介護状態区分が不一致	
464		12QJ	資格:受給者の要介護状態区分では算定できないサービスです。要介護度を確認してください。	市町村認定の要介護度と相違	
465		12QT	資格:受給者台帳記載項目と一致しません。	受給者台帳記載項目不一致	
466		12VU	資格:居住費対策の請求が受給者台帳の食事標準負担額に対応しません。	居住費対策不一致	
467		1201	資格:二次予防事業有効期間、もしくは認定有効期間外の受給者です。	同左	
468		1202	資格:総合事業を受けることのできない受給者です。	同左	
469		1203	資格:住所地特例対象者でない受給者です。	同左	
470		1204	資格:市町村認定の施設所在保険者番号と一致しません。	同左	
471		1205	資格:有効期間外の住所地特例対象者です。	同左	
472		1206	資格:該当の被保険者は65歳未満のため、総合事業を受ける資格がありません。	同左	
473		1207	資格:小規模多機能型事業所がサービス計画を行っているため、介護予防ケアマネジメント費の請求は行えません。	同左	
474		1208	資格:受給者の要介護状態区分では算定できないサービスです。要介護度を確認してください。	同左	
475		1209	資格:受給者の要介護状態区分では算定できない保険者独自サービスです。要介護度を確認してください。	同左	
476		120A	資格:受給者の要介護状態区分では算定できないサービスです。要介護度を確認してください。	同左	
477		120B	資格:二割負担対象者及び三割負担対象者に適用されない公費が記載されています。	同左	
478		120C	資格:この受給者は、旧措置者のため二割負担及び三割負担の対象外です。	同左	
479		120D	資格:二割負担対象者または三割負担対象者の場合、社会福祉法人軽減情報を設定できません。	同左	
480		120E	資格:住所地特例対象者に該当しないため事業費明細欄(住所地特例対象者)に記載はできません。	同左	
481		120F	資格:住所地特例対象者であるため事業費明細欄に記載はできません。	同左	
482		12SA	資格:給付率が受給者台帳の設定と異なるため、自動訂正しました。	市町村認定の給付率と相違	
483	費法別負担管理台帳 (31公)	13PS	資格:公費負担者台帳に該当する公費負担者情報が存在しません。	当該公費負担者情報は同台帳に未登録	
484		13PU	資格:法別管理表に該当する法別番号情報が存在しません。	当該法別番号情報は法別管理表に未登録	
485		13PW	資格:有効期間外の公費負担者です。	有効期間外の公費負担者	
486		13Q0	資格:有効期間外の法別番号です。	有効期間外の法別番号	
487		13Q2	資格:公費1・2・3の優先順位関係に誤りがあります。	公費1・2・3の優先順位に誤り	
488		13QV	資格:給付額減額により引下げられた給付率に一致しません。	給付額減額による引下げ給付率に不一致	

機2:関係者限り

コード体系					
×1×2×3×4 ×1×2・・・カテゴリ AA:形式誤り AB:項目属性誤り AC:二重登録(一次) AD:台帳突合誤り(一次) AE:サービス提供年月誤り AG:緊急時情報関連 AH:特定情報関連 AN:二重登録(資格) AR:償還系誤り AS:計算誤り AT:数値不正(一次) AU:数値不正(資格) Y:医療 ZZ:その他 10:事業所基本台帳またはサービス台帳 12:受給者台帳 13:法別管理台帳/公費負担者台帳 14:介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15:種類別市町村固有台帳 16:市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳 20:介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳 ×3×4・・・カテゴリ内の詳細コード					
項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード) 新規追加となるエラーコードについては下線により示す	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前チェック 適用有無
489	介護給付費単位数表 / サービスコード管理 / 特別診療表(14)	14P8	資格:介護給付費単位数表に該当するサービス情報が存在しません。	当該サービス情報は単位数表無	○
490		14PG	資格:介護給付費単位数表または介護特定診療表の制限回数日数を超過しています。	制限回数日数超過	
491		14PH	資格:このサービスに該当する公費は適用されていません。	当該サービスは公費対象外	
492		14PM	資格:有効期間外の介護サービスです。	有効期間外の介護サービス	○
493		14PR	資格:給付単価表に該当する給付単価情報が存在しません。	当該給付単価情報は給付単価表になし	
494		14PY	資格:有効期間外の給付単価です。	有効期間外の給付単価	
495		14PZ	資格:複数の市町村独自加算のサービスは請求できません。	市町村独自加算請求複数有り	
496		14QH	資格:入所年月日、又は事業開始日より起算して算定期間の範囲外です。	入所・事業開始後算定期間超	
497		14QL	資格:ターミナルケア(看取り介護)加算算定に必要な中止、退所年月日が未設定、又は中止理由が誤っています。	中止、退所日未設定又は理由誤	
498		14QN	資格:初期加算算定に必要な入所年月日が未設定、又は入所年月日より30日を超過しています。	入所日未設定入所日後30日超	
499		14QP	資格:算定対象期間外に提供されたサービス、又は退所後の状況が誤りです。	算定対象期間外退所後の状況誤	
500		14QR	資格:摘要欄が未記入です。	摘要欄は必須項目です	○
501		14QU	資格:旧措置入所者は請求できないサービスです。	旧措置入所者請求不可サービス	
502		14QW	資格:食事サービスを算定できない法別番号です。	食事を算定できない法別番号	
503		14QY	資格:同時に請求できないサービスです。	同時請求不可サービス	
504		14QZ	資格:退所(院)年月日の翌月以降に算定できないサービスです。	退所翌月以降は算定不可	
505		1401	資格:初期加算又は認知症緊急対応加算算定に必要な入所年月日が未設定です。	同左	
506		1402	資格:入所年月日より30日を超過しています。	同左	
507		1403	資格:入所年月日より7日を超過しています。	同左	
508		1404	資格:介護給付費単位数表(総合事業)に該当するサービス情報が存在しません。	同左	○
509		1405	資格:有効期間外の総合事業サービスです。	同左	○
510		1406	資格:介護給付費単位数表(総合事業)の制限回数日数を超過しています。	同左	
511		1407	資格:福祉用具商品コードのフォーマットに誤りがあります。	同左	
512		1408	資格:福祉用具商品コードが登録されていません。	同左	
513		1409	資格:適用期間外の福祉用具商品コードです。	同左	
514		140A	資格:福祉用具商品コードの上限単位数を超過しています。	同左	
515		1410	資格:共生型サービスのサービスコードが存在しません。	同左	
516		1411	資格:単位数が介護給付費単位数表の合成単位数と一致していません。	同左	
517	1412	資格:同一サービス種類において複数算定できないサービスが請求されています。	同左		
518	種類別市町村固有	15P6	資格:このサービス種類に該当する計画単位数(日数)の合計が種類別支給限度基準額を超過しています。	サービス種類の合計が支給限度基準額超過	
519		15P7	資格:種類別市町村固有台帳に該当する市町村固有情報が存在しません。	該当市町村固有情報台帳未登録	
520		15PQ	資格:有効期間外の種類別市町村固有情報です。	有効期間外-種類別市町村固有	
521		1501	資格:有効な種類別市町村固有情報が未登録です。市町村に確認してください。	同左	
522		1502	資格:種類支給限度基準額を超過しています。	同左	
523		1503	資格:有効な区分別市町村固有情報が未登録です。市町村に確認してください。	同左	
524		1504	資格:区分支給限度基準額を超過しています。	同左	

機2:関係者限り

コード体系					
×1×2×3×4 ×1×2・・・カテゴリ AA:形式誤り AB:項目属性誤り AC:二重登録(一次) AD:台帳突合誤り(一次) AE:サービス提供年月誤り AG:緊急時情報関連 AH:特定情報関連 AN:二重登録(資格) AR:償還系誤り AS:計算誤り AT:数値不正(一次) AU:数値不正(資格) Y:医療 ZZ:その他 10:事業所基本台帳またはサービス台帳 12:受給者台帳 13:法別管理台帳/公費負担者台帳 14:介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15:種類別市町村固有台帳 16:市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳 20:介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳 ×3×4・・・カテゴリ内の詳細コード					
項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード) 新規追加となるエラーコードについては下線により示す	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前チェック 適用有無
525	域市 密町 着村 型特 給別 付給 付台 帳(1 6) ス コ ー ド 地	16PN	資格:市町村特別給付台帳に該当する市町村特別給付情報が存在しません。	市区町村特別給付は台帳未登録	
526		16PP	資格:有効期間外の市町村特別給付サービスです。	有効期間外一市町村特別給付	
527		16PV	資格:地域密着型サービスコード台帳に該当するサービス情報が存在しません。	市町村独自加算算定不可	
528		16PX	資格:有効期間外の地域密着型サービスです。	有効期間外の市町村独自加算	
529		16Q8	資格:市町村特別給付台帳の市町村特別支給限度基準額を超えています。	市町村特別給付の支給限度額超	
530	支 援 総 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 サ ー ビ ス コ ー ド (2 0)	2001	資格:保険者に認定されていない総合事業サービスです。	同左	
531		2002	資格:有効期間外の総合事業サービスです。	同左	
532		2003	資格:介護予防・日常生活支援総合事業費サービスコード台帳の利用者負担額を超えています。	同左	
533		2004	資格:有効期間外の総合事業サービスです。(保険者指定)	同左	
534		2005	資格:総合事業サービスコード台帳の制限回数日数を超えています。	同左	
535		2006	資格:保険者より総合事業サービスコード台帳が提出されていません。	同左	
536		2007	資格:保険者が設定した総合事業サービスコード台帳の単位数が誤っています。	同左	
537		エ 上 限 イ ー ラ	保留	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要	同左
538	返戻		サービス計画費に対応した給付管理票の提出が必要	同左	
539	返戻		支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の修正依頼が必要	同左	
540	返戻		査定でエラーのあるもの	同左	
541	返戻		4種類以上のサービスを計画していないため返戻	同左	
542	返戻		給付管理票に予防(介護)サービスが記載されているため返戻	同左	
543	返戻		給付管理票に一致する事業所番号の記載がないため、支援事業所に確認してください(サービス種類・計画単位数も併せて確認してください)	同左	
544	返戻		給付管理票に一致する事業所番号とサービス種類の組合せの記載がないため、支援事業所に確認してください(計画単位数も併せて確認してください)	同左	
545	返戻		給付管理票の計画単位数が請求明細書の計画単位数未満であるため、支援事業所に確認してください	同左	

「備考」欄 エラーコード=ABBO (エービービーゼロ)

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
	000000001	請	R6.4	17		800	A	証記載保険者番号：必須項目が未設定	ABBO

内容・・・(必須項目名)：必須項目が未設定

原因・・・指定された項目に正しい数値が入力（記入）されていません。

対応・・・指定された項目に正しい数値（又はアルファベット）を入力（記入）して、再請求して下さい。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カコ 知	給	R6. 4	21		5, 675	A	対象年月：無効もしくはサービス台帳に未登録	ADD1
990000 △△市	0000000001 カコ 知	給	R6. 4	21		5, 675	A	サービス事業所番号：無効もしくはサービス台帳に未登録	ADD1
990000 △△市	0000000001 カコ 知	給	R6. 4	21		5, 675	A	サービス種類：無効もしくはサービス台帳に未登録	ADD1

- 内容・・①ADD0 サービス事業所番号：無効もしくは事業所基本台帳に未登録
 ②ADD1 対象年月：無効もしくは事業所基本台帳に未登録
 サービスコード（サービス種類）：無効もしくはサービス台帳に未登録
 サービス事業所番号（支援事業所）：無効もしくはサービス台帳に未登録



ポイント！ 事業所台帳、事業所基本台帳、サービス台帳
 都道府県は国保連合会に以下のような事業所の情報を登録しています。
 事業所基本台帳・・・事業所番号、指定／基準該当等区分コード等を登録
 サービス台帳・・・事業所のサービス種類ごとの届出情報等を登録
 事業所基本台帳とサービス台帳を総称して「事業所台帳」と呼びます。

- 原因・・ADD0については、給付管理票作成時にサービス事業所の番号を誤って入力（記入）した為、都道府県が国保連合会へ登録している事業所台帳に該当するものがない場合、または、サービス事業所の番号が変更になっているのに前の番号を入力（記入）した等の場合にエラーになります。
 その他、請求明細書等を提出した事業所が、自事業所の番号を間違えた場合にエラーとなります。
 ADD1については、ADD0と同様入力（記入）誤り等でエラーになったものですが、入力（記入）した事業所は事業所台帳に登録されているが取り扱っているサービス（訪問介護・訪問看護等）が登録されていないことでエラーになったものです。
- 対応・・サービス事業所番号の入力（記入）に誤りがないか、番号が変更になっていないか等を確認し、誤りがあれば修正して再提出します。
 誤りが無い場合は、都道府県が国保連合会へ事業所を登録する際の誤りや登録漏れ、又は事業所が都道府県への申請の際にサービス種類の記入誤り等の可能性がありますので、都道府県へ照会して下さい。

「備考」欄 エラーコード=ADD1となる給付管理票の例 (この給付管理票を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」が国保連合会から送付されます。)

様式第十一 給付管理票 (令和6年4月分)

保険者番号		保険者名	
9 9 0 0 0 0		△△市	
被保険者番号		被保険者氏名	
0 0 0 0 0 0 0 0 0 1		フリガナ	加こ 知ゆ
		介護 太郎	
生年月日		性別	要支援・要介護状態区分等
明・大・昭 5年5月5日		男・女	事業対象者 要支援1・2 要介護1・②・3・4・5
居宅サービス・介護予防サービス・ 総合事業 支給限度基準額		限度額適用期間	
19705 単位/月		令和 6年1月	~ 令和 6年12月

作成区分	
① 居宅介護支援事業者作成 2. 被保険者自己作成 3. 介護予防支援事業者作成・地域包括支援センター作成	
居宅介護/介護予防 支援事業所番号	9 9 7 0 0 0 0 0 0 0
担当介護支援専門員番号	9 9 0 0 0 0 0 1
居宅介護/介護予防 支援事業者の事業所名	□□介護事業所
支援事業者の 事業所所在地及び連絡先	△△県△△市△△町1-2-3
委託 した場合	委託先の支援事業所番号 介護支援専門員番号

エラーの原因と対応

原因・・・
3行目の「サービス事業者の事業所名」と「事業所番号」に「C事業所」と入力(記入)するべきであったが、誤って「B事業所」と入力(記入)したため、ADD1エラーとなっています。

対応・・・
3行目のサービス事業所を「C事業所」と修正して再提出して下さい。

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業

サービス事業者の 事業所名	事業所番号 (県番号-事業所番号)	指定/基幹該当/ 地域密着型 サービス/ 総合事業識別	サービス 種類名	サービス 種類コード	給付計画単位数
A事業所	4 8 7 0 0 0 0 0 0 1	指定・基幹該当・ 地域密着・ 総合事業	訪問介護	1 1	2 3 1 0
B事業所	4 8 7 0 0 0 0 0 0 2	指定・基幹該当・ 地域密着・ 総合事業	通所介護	1 5	1 7 4 8
B事業所	4 8 7 0 0 0 0 0 0 2	指定・基幹該当・ 地域密着・ 総合事業	短期入所生活介護	2 1	5 6 7 5

事業所台帳
(都道府県が国保連合会に登録している事業所の情報)

事業所名	事業所番号	サービス種類コード
A事業所	4870000001	11 訪問介護
B事業所	4870000002	15 通所介護
C事業所	4870000003	21 短期入所生活介護

誤：B事業所
正：C事業所

国保連合会は、給付管理票に入力(記入)されている事業所番号が、事業所台帳(都道府県が国保連合会に登録している事業所の情報)に該当するか点検します。該当する事業所がない場合ADD0エラーとなります。

国保連合会は、給付管理票に入力(記入)されているサービスが事業所台帳(都道府県が国保連合会に登録している事業所の情報)のサービス種類コードに該当するか点検します。該当する事業所がない場合ADD1エラーとなります。

⇔ 突合を行う箇所
⋯ 国保連合会が点検時に見る箇所

「備考」欄 エラーコード=ADD2

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000	0000000001	請	R6.4	17		1,250	A	証記載保険者番号：当該保険者等情報が保険者台帳等に未登録	ADD2

内容・・・証記載保険者番号：当該保険者等情報が保険者台帳等に未登録

原因・・・保険者番号を誤って入力（記入）した（介護保険の保険者として登録されていない保険者番号等）場合にエラーとなります。

対応・・・保険者番号を確認、修正して再請求して下さい。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	R6.4	16		2,400	A	証記載保険者番号：有効期間外の保険者	ADDA

内容・証記載保険者番号：有効期間外の保険者

原因・サービス提供年月時点において、請求明細書に記載された保険者が市町村合併等により既に存在していない場合に発生します。

対応・サービス月の入力（記入）に誤りがないか確認して下さい。間違っていれば正しいサービス月を入力（記入）して再請求します。

サービス月の入力（記入）が正しい場合は、利用者に新しい（正しい）保険者番号、被保険者番号を確認して入力（記入）し再請求します。この時、保険者番号だけを正しくし、被保険者番号は元の番号で請求している例がありますが、多くの場合被保険者番号も新しくなります。保険者番号、被保険者番号両方を確認して下さい。

「備考」欄 エラーコード=AEE2

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	R6.4	11		4,564	A	サービス実日数：日数が期間を超過	AEE2

内容・・・サービス実日数：日数が期間を超過

原因・・・サービス開始年月日、中止年月日（入所年月日、退所年月日）から計算したサービス可能日数より「介護給付費請求明細書」のサービス実日数が多い場合にエラーとなります。

対応・・・介護給付費請求明細書のサービス開始年月日や中止年月日（入所年月日、退所年月日）を確認して、再請求して下さい。

「備考」欄 エラーコード=AEE2となる請求明細書の例 (この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」が国保連合会から送付されます。)

開始年月日	令和	6	年	4	月	2	1	日	中止年月日	令和		年		月		日			
中止理由	1.非該当 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保健施設入所 8.介護療養型医療施設入院 9.介護医療院入所																		
給付費明細欄	サービス内容	サービスコード					単位数	回数	サービス単位数				公費分回数	公費対象単位数	摘要				
	身体介護 1	1	1	1	1	1	1	2	4	4	1	0	2	4	4	0			
	身体介護 1・夜	1	1	1	1	1	2	3	0	5	3	9	1	5					
	身体介護 1・深	1	1	1	1	1	3	3	6	6	3	1	0	9	8				
給付費明細欄 (住所地特例対象者)	サービス内容	サービスコード					単位数	回数	サービス単位数				公費分回数	公費対象単位数	施設所在 保険者番号	摘要			
請求額集計欄	①サービス種類コード (②の名称)	1	1																
	③サービス実日数	1	6	日															
	④計画単位数		4	4	5	3													
	⑤限度額管理対象単位数		4	4	5	3													
	⑥限度額管理対象外単位数					0													
	⑦給付単位数 (④⑤のうち少ない数) +⑥		4	4	5	3													
	⑧公費分単位数																		
	⑨単位数単価	1	0	0	0	円/単位													
	⑩保険請求額		4	0	0	7	7								4	0	0	7	7
	⑪利用者負担額			4	4	5	3									4	4	5	3
	⑫公費請求額																		
	⑬公費分本人負担																		

サービスの「開始年月日」“令和6年4月21日”、「中止年月日」“空欄(5月以降もサービスを継続している)”なので、サービス可能日数は4月21日～30日の10日間となる。
しかし、「サービス実日数」に10日より多い日数が入力(記入)されているため、AEE2エラーとなります。

誤：16日
正：10日

エラーの原因と対応

原因・・・
請求額集計欄(集計情報)の「サービス実日数」に“10日”と入力(記入)するつもりであったが、誤って“16日”と入力(記入)したため、AEE2エラーとなります。

対応・・・
請求額集計欄(集計情報)の「サービス実日数」を“10日”と修正して再提出して下さい。

←→ 突合を行う箇所
←..... 国保連合会が点検時に見る箇所

「備考」欄 エラーコード=AEEA

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 夕唯	請	R6.4	11		4,620	A	開始年月日：年月日がサービス提供年月の期間外	AEEA

内容・・開始年月日、中止年月日、入所（院）年月日、退所（院）年月日：年月日がサービス提供年月の期間外

原因・・「介護給付費請求明細書」の開始年月日、入所（院）年月日にサービス提供年月よりも後の日付が入力（記入）されている場合や中止年月日、退所（院）年月日にサービス提供年月よりも前の日付が入力（記入）されている場合にエラーとなります。

対応・・介護給付費請求明細書の開始年月日、中止年月日、入所（院）年月日、退所（院）年月日を確認して、再請求して下さい。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	〇〇介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 A市	0000000001 カゴ 知	請	R6.4	17	1001	700	B	日数回数：明細が受給可能日数超過	AEFB
990000 A市	0000000001 カゴ 知	請	R6.4	17	1003	1,300	B	日数回数：明細が受給可能日数超過	AEFB
990000 A市	0000000001 カゴ 知	請	R6.4	17		2,000	B	サービス実日数：市町村認定の利用可能日数超過	AEF0



ポイント！ 受給者台帳

保険者（市町村）は国保連合会に以下のような受給者の情報を登録しています。

受給者台帳 ・ 被保険者番号、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間、
居宅サービス計画作成区分・作成事業所番号、住所地特例等を登録

- 内容・ ・ ①AEF0 サービス実日数、日数回数：市町村認定の利用可能日数超過
 ②AEFA 日数回数：集計値がサービス実日数超過
 ③AEFB 日数回数：明細が受給可能日数超過

- 原因・ ・ ①AEF0 利用者が月の途中で要介護の認定を受けた場合や、月の途中で資格を喪失した場合、当該月でのサービス可能日数より請求されたサービス日数が多い場合にエラーとなります。
 ②AEFA 「介護給付費請求明細書」の中で、明細情報（給付費明細欄）の日数・回数を集計した値が集計情報（請求額集計欄）のサービス実日数より大きい場合にエラーとなります。
 ③AEFB 「AEF0」と同じエラーですが、このエラーはサービスコード“17”「福祉用具貸与」又は“67”「予防福祉用具貸与」の場合のみ発生します。

- 対応・ ・ AEF0・AEFBについては、利用者の受給者証等で認定日、喪失日を確認して下さい。喪失日については、転居等で、保険者が変更になっていることがあります。また、保険者が喪失日を間違えていることもありますので、利用者に確認すると共に、必要があれば保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へも照会して下さい。

AEFAについては、「介護給付費請求明細書」明細欄の日数・回数、集計欄のサービス実日数を確認して下さい。

「備考」欄 エラーコード=AEF0、AEFBとなる請求明細書の例

(この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」が国保連合会から送付されます。)

被保険者	被保険者番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1									
	(フリガナ)	かご 知									
	氏名	介護 太郎									

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
	車いす貸与	1 7 1 0 0 1		3 0	7 0 0			12345-123456
	特殊寝台貸与	1 7 1 0 0 3		3 0	1 3 0 0			01234-567890

給付費明細欄 (住所地特例対象者)	サービス内容	単位数	回数	サービス	摘要

請求額集計欄	①サービス種類コード (②の名称)	1 7											
	③サービス実日数	3 0	日										
	④計画単位数		2 0 0 0										
	⑤限度額管理対象単位数		2 0 0 0										
	⑥限度額管理対象外単位数			0									
	⑦給付単位数 (④⑤のうち少ない数) + ⑥		2 0 0 0										
	⑧公費分単位数												
	⑨単位数単価	1 0 0 0	円/単位										
	⑩保険請求額	1 8 0 0 0											
	⑪利用者負担額	2 0 0 0											
	⑫公費請求額												
	⑬公費分本人負担												

受給者台帳 (保険者(A市)が国保連合会に登録している受給者の情報)			
保険者番号	被保険者番号	被保険者名	資格喪失日
990000	000000001	かご 知	20240426

※かご 知は4月26日にA市の介護保険資格を喪失
4月は、4月1日~4月25日までの25日間サービスを受けられる

エラーの原因と対応

原因・・・
利用者が月の途中で転居し、A市の介護保険資格を喪失したが、30日分請求したため、AEFB・AEF0エラーとなっています。

対応・・・
「回数」と「サービス実日数」を“25日”と修正して再請求して下さい。
残りの5日分は転居後の保険者番号・被保険者番号で請求して下さい。

←→ 突合を行う箇所
←..... 国保連合会が点検時に見る箇所

「備考」欄 エラーコード=AEFJ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	R6.4	51	1111	11,780	B	日数回数：サービス可能な日数を超過	AEFJ
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	R6.4	51	1111	11,780	B	サービス実日数：サービス可能な日数を超過	AEFJ

内容・・・日数回数、サービス実日数：サービス可能な日数を超過

原因・・・主な原因として以下のことが考えられます。

- ① 「介護給付費請求明細書」の中で、明細情報（給付費明細欄）の日数・回数を集計した値が、入所（院）年月日～退所（院）年月日（開始年月日～中止年月日）の日数より大きい場合。
- ② 「介護給付費請求明細書」の中で、集計情報（請求額集計欄）のサービス実日数が、入所（院）年月日～退所（院）年月日（開始年月日～中止年月日）の日数より大きい場合。

対応・・・「介護給付費請求明細書」明細欄の日数・回数、入所（院）年月日・退所（院）年月日、開始年月日・中止年月日を確認して下さい。

「備考」欄 エラーコード=AG06

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	R6.4	52	6100	480	B	資格:摘要が記載されていません。	AG06

内容・・・AG06 資格：摘要が記載されていません。

原因・・・所定疾患施設療養費等レコードの摘要欄に入力（記入）が必要なサービスを請求していますが、摘要欄が未入力（未記入）となっています。

対応・・・摘要欄に必要事項の入力（記入）が必要なサービスは「介護給付費請求書等の記載要領について（平成13年11月16日老老発31号 厚生労働省老健局老人保健課長通知）」に掲載されています。内容を確認して、入力（記入）または修正して再請求して下さい。

「備考」欄 エラーコード=AH01、AH02

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	99B0000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	R6.4	55	1001	7,210	B	資格:基本摘要情報が記載されていません。	AH01
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	R6.4	55	1021	7,110	B	資格:摘要種類コードにDPCコード(疾患コード)が記載されていません。	AH02

内容・・・①AH01 資格：基本摘要情報が記載されていません。

②AH02 資格：摘要種類コードにDPCコード（疾患コード）が記載されていません。

原因・・・①AH01 基本摘要欄に入力（記入）が必要なサービスを請求していますが、基本摘要欄が未入力（未記入）となっています。

②AH02 基本摘要欄に利用者状態等コードが入力（記入）されているにも係らず、DPCコード（疾患コード）の入力（記入）がない場合、エラーとなります。

対応・・・基本摘要欄に必要事項の入力（記入）が必要なサービスはP103～105に掲載しています。確認して、入力（記入）または修正して再請求して下さい。



ポイント！ 基本摘要情報とは、請求明細書様式第四の三、第四の四、及び第九の二の以下の部分となります。

基本摘要	摘要種類		内容
	0	1	
			DPCコード（6桁）
		110280	



ポイント！ 基本摘要情報に入力（記入）されているDPCコード（疾患コード）のフォーマットに誤りがある場合は「AB09エラー」、利用者状態等コードのフォーマットに誤りがある場合は「AB10エラー」と出力されます。

「備考」欄 エラーコード=ANNO (エーエヌエヌゼロ)

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	R6.4	11		1,350	B	様式番号：同月に同じ給付管理票（新規）を提出済	ANNO
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	R6.4	17		1,450	B	様式番号：同月に同じ給付管理票（新規）を提出済	ANNO
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	R6.4			2,800	B	様式番号：同月に同じ給付管理票（新規）を提出済	ANNO

1つの給付管理票につきサービス種類ごとのエラーと合計欄のエラーがセットで出力されます。

内容・様式番号：同月に同じ給付管理票（新規）を提出済

原因・該当の給付管理票と同一被保険者、同一サービス提供年月の給付管理票が既に国保連合会に登録されている場合にこのエラーとなり、原因として以下のことが考えられます。

- ① 伝送時に同一の給付管理票ファイルを複数回送信した場合。媒体（CD-R等）に同一の給付管理票ファイルを複数回登録した場合も同じ。
- ② 伝送で、一度給付管理票を送信したが、送信後に誤りに気づき訂正して再度送信した場合。媒体（CD-R等）も同様に、媒体に登録後、再度訂正したデータを登録した場合。
- ③ 月の途中で居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが変更となった場合。
この場合、制度上その月の末日時点の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターのみが給付管理票を提出することになりますが、変更前の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが誤って給付管理票を提出した場合にこのエラーになることがあります。（月の途中で保険者が変わったため居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが変わった場合等は、この条件に該当しません）
- ④ 他の利用者の保険者番号や被保険者番号を誤って入力（記入）した給付管理票と同一被保険者（入力間違いをした保険者番号、被保険者番号の被保険者）の正しい給付管理票を一緒に提出した場合。



ポイント！ エラーコード=ANNOは当月審査分における重複、エラーコード=ANNJは当月審査分と過去の審査で決定した分の重複です。

対応・①の場合は、既に正しい給付管理票が登録されていると思われます。この場合は再提出の必要はありません。

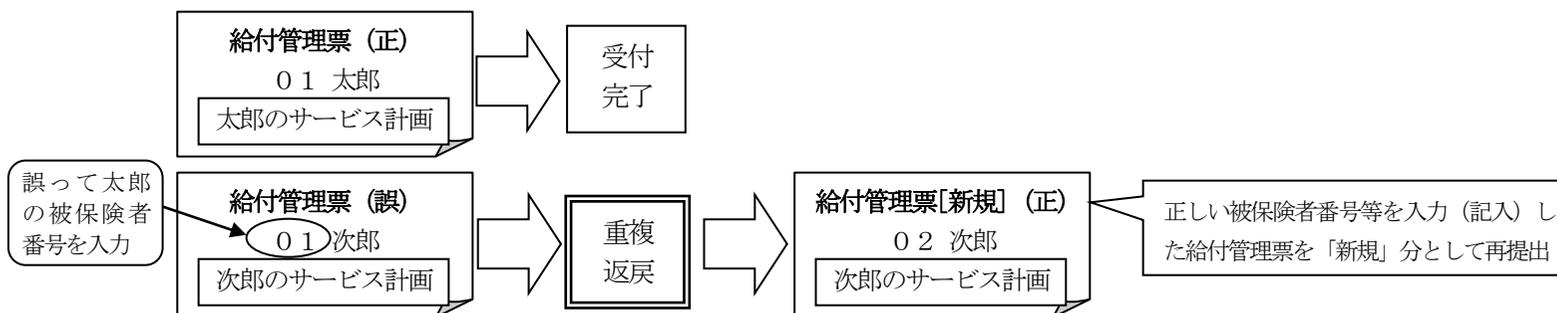
②の場合は、返戻となった給付管理票が正しいものか確認し、正しいものであれば登録された給付管理票は間違っているので翌月「修正」で提出します。返戻となった給付管理票が間違った給付管理票であれば、正しい給付管理票が登録されているので再提出の必要はありません。

③の場合は、月末時点の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが給付管理票を提出します。変更前の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターは給付管理票を提出できません。

④の場合で、返戻となった給付管理票が誤って被保険者番号等を入力（記入）したものであれば、正しい被保険者番号等を入力（記入）した給付管理票を「新規」分として次回再提出します。また、正しい給付管理票が返戻となり誤った給付管理票が登録された場合は、誤って登録された被保険者番号を入力（記入）した給付管理票を「取消」分として次回再提出します。取消されたことを確認後、正しい被保険者番号等を入力（記入）した給付管理票を「新規」分として再提出して下さい。

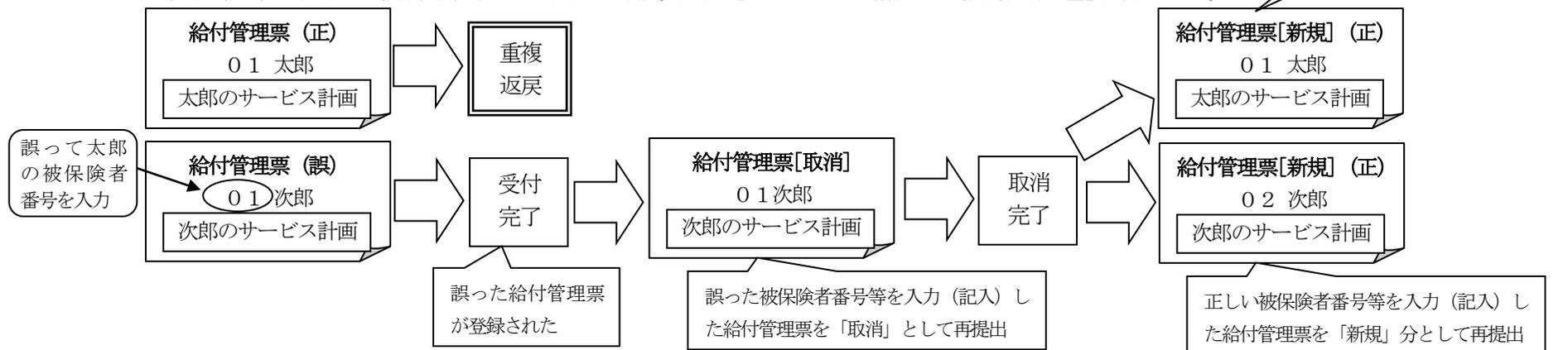
・返戻となった給付管理票が誤った被保険者番号等を入力（記入）したものである場合

太郎と次郎の給付管理票に同一の被保険者番号"01"を入力して提出。誤って太郎の被保険者番号を入力した次郎の給付管理票が重複返戻となった。



・返戻となった給付管理票が正しい被保険者番号等を入力（記入）したものである場合

太郎と次郎の給付管理票に同一の被保険者番号"01"を入力して提出。太郎のものとして正しく作成された給付管理票が重複返戻となった。



請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	R6.4	17		1,350	B	様式番号：同月に同じ請求明細書を提出済	ANN2
990000 △△市	0000000002 かこ ジ	請	R6.4	17		1,450	B	様式番号：同月に同じ請求明細書を提出済	ANN2

内容・様式番号：同月に同じ請求明細書を提出済

原因・同一月に同じ請求明細書が複数請求された場合にこのエラーとなり、主な原因として以下のことが考えられます。

- ① 伝送時に同一の請求書ファイルを複数回送信した場合。媒体（CD-R等）に同一の請求書ファイルを複数回登録した場合も同じ。
- ② 伝送で、一度請求明細書を送信したが、送信後に誤りに気づき訂正して再度送信した場合。媒体（CD-R等）も同様に、媒体に登録後、再度訂正したデータを登録した場合。
- ③ 他の利用者の保険者番号や被保険者番号を誤って入力（記入）した請求明細書と同一被保険者（入力間違いをした保険者番号、被保険者番号の被保険者）の正しい請求明細書を一緒に請求した場合。
- ④ 国保連合会で「保留」になっている請求明細書を再請求した場合。

対応・①の場合は、請求明細書は複数請求されても1件は登録される（支払される）ので、再請求の必要はありません。

②の場合、正しい請求明細書が返戻（この返戻一覧表に載っている）された場合は、間違っている請求明細書が登録されている（支払されている）ので、取下げ（過誤）の手続きをして、介護給付費過誤決定通知書で取下げ（過誤）が完了したのを確認後、再請求をして下さい。通常は取下げ（過誤）依頼をしてから介護給付費過誤決定通知書に載るまで2～3ヶ月かかります。

③の場合、正しい請求明細書が返戻された場合は、誤って入力（記入）した請求明細書は、正しい保険者番号、被保険者番号に修正して次回請求しますが、返戻された正しい請求明細書は誤って入力した請求明細書が登録されているため、取下げ（過誤）終了後再提出して下さい。

④の場合、保留期間中は、請求明細書を再請求する必要はありません。該当利用者の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターへ連絡をして、給付管理票を「新規」で国保連合会へ提出するように依頼して下さい。

「保留」の原因と対応については、「エラーコード=保留・返戻」（P87）を参照して下さい。

 ポイント！ エラーコード=ANN2は当月審査分における重複、エラーコード=ANN4、ANNMIは当月審査分と過去の審査で決定した分の重複です。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	R6.4	17		1,350	B	様式番号：過去に同じ請求明細書を提出済	ANN4
990000 △△市	0000000002 かこ ジ	請	R6.4	11		1,450	B	様式番号：過去に同じ請求明細書を提出済	ANN4
990000 △△市	0000000002 かこ ジ	請	R6.4	11		1,450	B	サービス種類：支援事業所に給付管理票の修正依頼が必要	ANNM

ANNMエラーはANN4エラーとセットで出力されます。

内容・**①ANN4 様式番号：過去に同じ請求明細書を提出済**
②ANNM サービス種類：支援事業所に給付管理票の修正依頼が必要

原因・**①ANN4** 前月以前に同じ介護給付費を請求し、支払が完了されている請求明細書がある場合にこのエラーが発生します。主な原因として以下のことが考えられます。

- (1) 既に請求支払が終わった請求明細書を、請求していないと思って月遅れで請求した場合。
- (2) 既に請求支払が終わった請求明細書の請求間違いに気づき、取下げ（過誤）の手続きをしないまま、再請求した場合。
- (3) 他の利用者の保険者番号や被保険者番号を誤って入力（記入）した場合。

②ANNM 前月以前に同じ介護給付費を請求し、給付管理票と突合審査を行った結果全額マイナス（0決定）しているのに再請求した場合。

対応・**①** (1) の場合、既に請求支払が終了していますので、再請求する必要はありません。

① (2) の場合、請求明細書の取下げ（過誤）の手続きをして、介護給付費過誤決定通知書で過誤になったのを確認後、再請求をして下さい。

通常は取下げ（過誤）依頼をしてから介護給付費過誤決定通知書に載るまで2～3ヶ月かかります。

① (3) の場合、正しい保険者番号、被保険者番号等を入力（記入）した請求明細書を再請求します。

②ANNM の場合、過去の審査で決定した請求明細書に誤りがなければ、再請求する必要はありません。該当利用者の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターへ連絡をして、給付管理票を「修正」で国保連合会へ提出するように依頼して下さい。



ポイント！ エラーコード=ANN2は当月審査分における重複、エラーコード=ANN4、ANNMは当月審査分と過去の審査で決定した分の重複です。

「備考」欄 エラーコード=ANN7

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	給	R6.4	17		1,350	B	様式番号：同月に市町村等による過誤調整を実施済	ANN7

内容・・様式番号：同月に市町村等による過誤調整を実施済

原因・・給付管理票の「修正」または「取消」を提出した月と同じ月に、「サービス種類」欄に表示されているサービスの請求明細書の過誤処理が行われているため返戻となりました。

対応・・同じ請求明細書に対する過誤と給付管理票の「修正」または「取消」は、同一の審査年月では実行できません。

本エラーが発生した場合、先に過誤調整がされた状態であるため、翌月以降に「修正」または「取消」の給付管理票を再提出してください。

「備考」欄 エラーコード=ANN9

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	給	R6.4	11		1,000	B	様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要	ANN9
990000 △△市	0000000001 かこ 知	給	R6.4	15		2,450	B	様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要	ANN9
990000 △△市	0000000001 かこ 知	給	R6.4			3,450	B	様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要	ANN9

1つの給付管理票につきサービス種類ごとのエラーと合計欄のエラーがセットで出力されます。

内容・・様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要

原因・・給付管理票を「修正」（給付管理票情報作成区分コード=2）として入力（記入）したものを提出しているが、修正の対象となる給付管理票が国保連合会に登録されていない場合。

給付管理票の提出漏れや、提出したが返戻されている、または単純な入力（記入）間違いが考えられます。

対応・・返戻された給付管理票の保険者番号・被保険者番号・サービス年月に誤りが無い場合は、「修正」ではなく「新規」（給付管理票情報作成区分コード=1）分として再提出します。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	給	R6.4	11		1,350	B	様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済	ANNJ
990000 △△市	0000000001 かこ 知	給	R6.4	17		1,450	B	様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済	ANNJ
990000 △△市	0000000001 かこ 知	給	R6.4			2,800	B	様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済	ANNJ

1つの給付管理票につきサービス種類ごとのエラーと合計欄のエラーがセットで出力されます。

内容・・様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済

原因・・前月以前に、該当の給付管理票と同一被保険者、同一サービス提供年月の給付管理票が既に国保連合会に登録されている場合にこのエラーとなります。主な原因として以下のことが考えられます。

- ① 今回請求した年月より前に、既に同一内容の給付管理票を提出していたが、誤って再提出した場合。
- ② 給付管理票を「修正」で提出しなければならないのに、「新規」分として提出した場合。
- ③ 他の利用者の保険者番号や被保険者番号を誤って入力（記入）した場合。

対応・・①の場合は、既に正しい給付管理票が登録されていると思われます。この場合は再提出の必要はありません。

②の場合は、「修正」の給付管理票を作成して提出します。

③の場合は、返戻となった給付管理票が誤って被保険者番号等を入力（記入）したものであれば、正しい被保険者番号等を入力（記入）した給付管理票を「新規」分として次回再提出します。反対に正しい給付管理票が返戻となり誤った給付管理票が登録された場合は、誤って登録された被保険者番号を入力（記入）した給付管理票を「取消」分として次回再提出します。取消されたことを確認後、正しい被保険者番号等を入力（記入）した給付管理票を「新規」分として再提出して下さい。具体例は“エラーコード=ANN0”の対応④を参照して下さい。



ポイント！ エラーコード=ANN0は当月審査分における重複、エラーコード=ANNJは当月審査分と過去の審査で決定した分の重複です。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	給	R6.4	11		1,350	B	サービス種類：給付管理票内でサービス情報が重複	ANNK

内容・・・サービス種類：給付管理票内でサービス情報が重複

原因・・・提出された給付管理票内に同じサービス種類・同じ事業所番号を2つ以上入力（記入）した場合にこのエラーとなります。

対応・・・同じサービス種類、同じ事業所番号の計画単位数を1つにまとめ、「新規」の給付管理票を作成して提出して下さい。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 加コ 知	請	R6.4	11		1,350	B	サービス種類：請求明細書内の情報が重複	ANNL
990000 △△市	0000000002 加コ ジ	請	R6.4	59	2111	5,000	B	明細行番号：請求明細書内の情報が重複	ANNL

内容・・・サービス種類、明細行番号：請求明細書内の情報が重複

原因・・・提出された介護給付費請求明細書内に同じ情報を2つ以上入力（記入）した場合にこのエラーとなります。主な原因として以下のことが考えられます。

- ① 「介護給付費請求明細書」の集計情報（請求額集計欄）に、同じサービス種類を2つ以上入力（記入）した場合。
- ② 「介護給付費請求明細書」の社会福祉法人等による軽減欄に、同じサービス種類を2つ以上入力（記入）した場合。
- ③ 「介護給付費請求明細書」の緊急時施設療養費欄、所定疾患施設療養費欄、特定診療費欄、特別療養費欄、緊急時施設診療費欄、特別診療費欄、特定入所者介護サービス費欄に、同じ明細行番号（レコード順次番号）を2つ以上入力（記入）した場合。

対応・・・同じサービス種類、同じ明細行番号の単位数を1つにまとめ、介護給付費請求明細書を再請求して下さい。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 A市	0000000001 かこ 知	請	R6.4	59	5511	43,350	B	負担限度額：市町村認定の負担限度額と相違	ASS6
990000 A市	0000000001 かこ 知	請	R6.4	59	5511	43,350	B	保険分請求額：市町村認定の負担限度額と相違	ASS6

内容・①ASS5 利用者負担額、保険分請求額：請求金額等計算値超過

②ASS6 負担限度額、保険分請求額：市町村認定の負担限度額と相違

原因・①ASS5 特定入所者介護サービス費の保険及び公費請求額と利用者負担額が審査により検算した値を超えている場合にエラーとなります。

②ASS6 保険者（市町村）が国保連合会に登録している利用者の特定入所者負担限度額（食費・居住費／第1段階～第3段階）と事業所が請求明細書に入力（記入）している負担限度額が異なる場合にエラーとなります。

ただし、「保険者が国保連合会に登録している負担限度額」>「請求明細書に入力（記入）されている負担限度額」の場合はエラーとなりません。また、認定内容が月途中で変更になった場合は月末時点の認定内容が基準となります。

<例>

4月 1日～4月12日 食費負担限度額300円

4月13日～ 食費負担限度額390円

⇒4月分全て食費負担限度額390円で請求することとなります。

対応・①の場合は、返戻（保留）一覧表の「内容」欄に表示されているエラー個所を見て、該当のエラー個所について計算が正しく行われているか確認し、請求明細書を訂正して再請求して下さい。

②の場合は、利用者の特定入所者認定内容を確認の上、請求が間違っていれば請求明細書を訂正して再請求して下さい。確認の結果、請求内容に誤りが無ければ、保険者が国保連合会に登録している内容が誤っている場合がありますので、該当保険者（市町村又は福祉事務所の介護保険担当係）へ照会して下さい。

「備考」欄 エラーコード=ASS6となる請求明細書の例 (この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」が国保連合会から送付されます。)

被保険者	被保険者番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 1
	(フリガナ)	かご 知
	氏名	介護 太郎

サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要						
I型医療院 I i 3	5 5 1 0 0 5	1 0 7 0	3 0	3 2 1 0 0									
受給者台帳 (保険者(A市)が国保連合会に登録している受給者の情報) <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <th>被保険者番号</th> <th>被保険者名</th> <th>負担限度額(食費)</th> </tr> <tr> <td>000000001</td> <td>かご 知</td> <td>390円</td> </tr> </table>								被保険者番号	被保険者名	負担限度額(食費)	000000001	かご 知	390円
被保険者番号	被保険者名	負担限度額(食費)											
000000001	かご 知	390円											
① 国保連合会は、保険者が国保連合会に登録している負担限度額を確認し、請求明細書の負担限度額と異なる場合は、「保険者が国保連合会に登録している負担限度額」に訂正します。													

サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額
介護医療院食費	5 9 5 5 1 1	1 4 4 5	3 0 0	3 0	4 3 3 5 0	3 4 3 5 0			9 0 0 0
合計					4 3 3 5 0				9 0 0 0
						保険分 請求額(円)		公費分 請求額	公費分本人負担月額
						3 4 3 5 0			

③請求明細書に入力(記入)されている保険分“34,350円”の方が再計算した保険分“31,650円”より大きいため、ASS6エラーとなります。

②訂正した負担限度額を元に国保連合会システムで再計算します。
 費用単価：1,445、負担限度額：390、日数：30、費用額：43,350、保険分：31,650、利用者負担額：11,700

エラーの原因と対応

原因・・・
 保険者が国保連合会に登録している利用者の特定入所者負担限度額と事業所が請求明細書に入力(記入)している負担限度額が異なっています。

請求明細書に入力(記入)されている保険分請求額“34,350円”の方が、負担限度額を訂正して再計算した請求額“31,650円”より大きいため、ASS6エラーとなっています。

対応・・・
 負担限度額、保険分、利用者負担額を修正して再請求して下さい。
 請求内容に誤りがない場合は、保険者が国保連合会に登録している内容に誤りがないか保険者へ照会して下さい。

⇔ 突合を行う箇所
 ⋯ 国保連合会が点検時に見る箇所

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 A市	0000000001 カコ 知	請	R6.4	51		22,599	B	保険単位数合計：記載された値が計算値を超過	ASSA
990000 A市	0000000001 カコ 知	請	R6.4	51		22,599	B	保険請求額：記載された値が計算値を超過	ASSA
990000 A市	0000000001 カコ 知	請	R6.4	51		22,599	B	保険利用者負担額：記載された値が計算値を超過	ASSA

内容・・保険単位数合計、保険請求額、保険利用者負担額：記載された値が計算値を超過

保険請求額、保険利用者負担額の値が、審査により検算した値を超えています。

原因・・このエラーについては、エラーとなった個所により様々な原因が考えられますので、「内容」欄に表示されている個所をみて原因を判断する必要があります。基本的には本会のシステムで、検算（例えば、サービス内容の単位数×回数 の合計値が正しく入力されているか）し、システムで検算した値より請求明細書の値が多い場合にエラーとなります。

対応・・返戻（保留）一覧表の「内容」欄の“記載された値が計算値を超過”の前に表示されているエラー個所をみて、該当のエラー個所について計算が正しく行われているか確認し、計算値等が誤っていれば修正して再請求します。

【備考】欄 エラーコード=ASSAとなる請求明細書の例（この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」が国保連合会から送付されます。）

被保険者	被保険者番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1
	(フリガナ)	加藤 如
	氏名	介護 太郎

①単位数×回数の合計値が誤っている。
(正) 732×30=21,960

サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要
福祉施設Ⅱ3	5 1 1 1 3 5	7 3 2	3 0	2 2 5 9 9			1
合計				2 2 5 9 9			

区分	保険分				公費分	
①単位数合計	2	2	5	9	9	
②単位数単価	1	0	0	0	円/単位	
③給付率	9	0	/100		/100	
④請求額 (円)	2	0	3	3	9	1
⑤利用者負担額 (円)	2	2	5	9	9	

②国保連合会システムで正しい単位数に訂正します。
(訂正前) 22,599
↓
(訂正後) 21,960
請求明細書に入力（記入）されている単位数合計“22,599”の方がシステムで計算した単位数合計“21,960”より大きいため、ASSAエラーとなります。

③単位数合計（訂正後）、単位数単価、給付率を基に国保連合会システムで再計算します。
単位数合計：21,960
単位数単価：10.00円
給付率：90%
請求額：197,640円
利用者負担額：21,960円

④請求明細書に入力（記入）されている請求額“203,391円”の方がシステムで計算した請求額“197,640円”より大きいため、ASSAエラーとなります。
同様に、利用者負担額“22,599円”の方がシステムで計算した利用者負担額“21,960円”より大きいため、ASSAエラーとなります。

エラーの原因と対応

原因・・・
請求明細書に入力（記入）されている請求額“203,391円”の方が、給付率を訂正して再計算した請求額“197,640円”より大きいため、ASSAエラーとなっています。

対応・・・
サービス単位数、単位数合計、請求額、利用者負担額を修正し、再請求して下さい。

↔ 突合を行う箇所
← 国保連合会が点検時に見る箇所

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	H000000001 かこ 知	請	R6.4	17		600	A	保険請求額：保険請求額>0は誤り（生保単独）	ATT5

- 内容・
- ①ATT5 保険請求額：保険請求額>0は誤り（生保単独）
 - ②ATT6 保険出来高請求額：保険出来高請求額>0は誤り（生保単独）
 - ③ATT7 食事提供費請求額：食事提供費請求額>0は誤り（生保単独）
 - ④ATT8 公費1給付率：公費1給付率0は誤り（生保単独）

原因・生活保護単独（介護保険との併用でない、被保険者番号がHで始まる）の分として請求した請求明細書について、請求額集計の各欄に金額の入力（記入）がある場合。

通常、生活保護単独の受給者の場合、請求額は全額（100%）が公費（生活保護）への請求になります。

対応・生活保護単独の受給者で正しい場合は、100%公費請求として公費1欄に入力（記入）し再請求します。

「備考」欄 エラーコード=ATTC

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	R6.4	11		1,040	A	公1給付率：公費給付率>90以外は誤り	ATTC

内容・・公1給付率：公費給付率>90以外は誤り

原因・・「公費1給付率」欄に90以下の入力（記入）をしているためエラーとなっています。

対応・・介護給付費請求明細書の「公費1給付率」欄は、“介護保険+公費1”の給付率を入力（記入）することになっています。

“介護保険+公費1”の給付率を確認し、修正をして再請求して下さい。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	R6.4	15	2241	8,405	B	サービス種類：サービス内容と要介護度不一致	10QF
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	R6.4	15	2241	8,405	B	サービス項目：サービス内容と要介護度不一致	10QF
								エラーが2つセットで出力されます。	

内容・・サービス種類、サービス項目：サービス内容と要介護度不一致

原因・・①「介護給付費請求明細書」に入力（記入）されたサービス内容のサービスコードが、被保険者欄に入力（記入）された要介護度では算定できない場合にエラーとなります。

このエラーとなるサービスは、要介護度によって異なるサービス単位が設定されています。該当被保険者の要介護度より重い要介護度のサービスコードの請求でも、軽い要介護度のサービスコードの請求でもエラーとなります。

②居宅介護支援、介護予防支援については、要介護度ごとにサービスコードが設定されているため、要介護度に合っていないサービスコードはエラーとなります。

対応・・①の場合は、請求明細書に入力（記入）されたサービスコードに誤りがないかを確認し、正しいサービスコードを入力（記入）して再請求して下さい。

②の場合は、要介護度に応じたサービスコードに修正して再請求します。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	R6.4	15		1,000	B	資格：体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。（高齢者虐待防止措置実施）	102P

内容・資格：体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。（高齢者虐待防止措置実施）

原因・サービス提供年月の1月を通じて事業所体制「高齢者虐待防止措置実施の有無」が「1：減算型」または「未設定」であり、減算対象の本体報酬が算定されていますが、高齢者虐待防止措置未実施減算の算定がないため、エラーとなります。

対応・該当の請求に対して、高齢者虐待防止措置未実施減算の算定を行い、再請求して下さい。

なお、高齢者虐待防止措置未実施減算の算定は不要であり、事業所体制の登録誤りである場合は、事業所体制「高齢者虐待防止措置実施の有無」を「2：基準型」に変更したうえで再請求してください。

ポイント！ エラーコードの設定

エラーコードは1項目に1つのみ設定可能なため、審査チェックにて複数のエラー条件に該当した項目については、先にチェックしたエラーコードが優先して出力されます。

例) 1つのサービスコードが複数の事業所体制チェックでエラーとなるケース

サービス台帳の届出内容が複数の減算型（栄養管理基準減算（102N エラー）、高齢者虐待防止措置未実施減算（102P エラー）、業務継続計画未策定減算（102Q エラー））に該当し、各減算が算定されていない場合、102N エラーが先に設定され、102N エラーを解消後に102P エラーが発生し、102P エラー解消後に102Q エラーが同様に発生する可能性があります。

減算型のエラーについては他の減算型のエラー条件にも該当していないかを併せてご確認ください。

「備考」欄 エラーコード=12P0 (イチニーピーゼロ)

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001	請	R6.4	17		1,000	B	証記載保険者番号：市町村の認定情報が未登録（受給者情報）	12P0
990000 △△市	0000000001	請	R6.4	17		1,000	B	被保険者番号：市町村の認定情報が未登録（受給者情報）	12P0

1つの請求明細書につき証記載保険者番号と被保険者番号のエラーがセットで出力されます。

内容・**証記載保険者番号、被保険者番号：市町村の認定情報が未登録**

原因・給付管理票や請求明細書に入力（記入）している保険者番号・被保険者番号と、保険者が国保連合会へ登録している保険者番号・被保険者番号を突合し、該当する被保険者がいない場合にこのエラーとなります。主な原因として以下のことが考えられます。

- ① 給付管理票や請求明細書の保険者番号・被保険者番号の入力（記入）誤りがある場合。
- ② 保険者（市町村）が国保連合会に登録している受給者情報に登録漏れや、誤りがある場合。

対応・給付管理票や請求明細書に入力（記入）した保険者番号・被保険者番号に誤りがないか確認（被保険者証からの転記誤り等も確認）し、①の場合は、正しい番号に修正して再提出します。

入力（記入）内容に誤りがなければ、該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に照会します。照会の結果②の場合は、保険者が国保連合会へ利用者の登録または修正を行った後に、同一内容の請求明細書等を再提出します。

「備考」欄 エラーコード=12P3

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	給	R6.4			23,820	B	証記載保険者番号：給管+償還合計が区分支給限度基準額超過	12P3
990000 △△市	0000000001 かこ 知	給	R6.4			23,820	B	給付管理票種別区分：給管+償還合計が区分支給限度基準額超過	12P3
990000 △△市	0000000001 かこ 知	給	R6.4			23,820	B	被保険者番号：給管+償還合計が区分支給限度基準額超過	12P3
990000 △△市	0000000001 かこ 知	給	R6.4			23,820	B	給付合計単位数日数：給管+償還合計が区分支給限度基準額超過	12P3
1つの給付管理票につき4つのエラーがセットで出力されます。									

内容・証記載保険者番号、給付管理票種別区分、被保険者番号、給付合計単位数日数：給管+償還合計が区分支給限度基準額超過

原因・給付管理票のサービス計画合計単位数 + 償還払いのサービス利用単位数 が、保険者が国保連合会に登録している“利用者の要介護度”に対する「支給限度基準額」を超えているためエラーとなっています。

対応・償還払いの単位数については、利用者又は該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へ確認することになりますが、このエラーの場合、給付管理票のサービス計画単位の合計が要介護度別の「支給限度基準額」を超えている場合がほとんどですので、最初に合計単位数と「支給限度額」をチェックして下さい。

「支給限度額」は、給付管理票に入力（記入）している要介護度ではなく、保険者が国保連合会に登録している要介護度で決定されます。そのため、給付管理票上では誤りが無い場合でもエラーとなることがありますので、利用者の要介護度も確認して下さい。

備考」欄 エラーコード=12P3となる給付管理票の例 (この給付管理票を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」が国保連から送付されます。)

様式第十一 給付管理票 (令和6年4月分)

保険者番号		保険者名	
9 9 0 0 0 0		△△市	
被保険者番号		被保険者氏名	
0 0 0 0 0 0 0 0 0 1		フリガナ かご 知 介護 太郎	
生年月日		性別	要支援・要介護状態区分等
明・大・㊦ 5年5月5日		㊦・女	事業対象者 要支援1・2 要介護1・㊦・3・4・5
居宅サービス・介護予防サービス 総合事業 支給限度基準額		限度額適用期間	
19705 単位/月		令和 5年1月	~ 令和 6年12月

作成区分	
① 居宅介護支援事業者作成 2. 被保険者自己作成 3. 介護予防支援事業者作成・地域包括支援センター作成	
居宅介護/介護予防 支援事業所番号	9 9 7 0 0 0 0 0 0 0
担当介護支援専門員番号	9 9 0 0 0 0 0 1
居宅介護/介護予防 支援事業者の事業所名	□□介護事業所
支援事業者の 事業所所在地及び連絡先	△△県△△市△△町1-2-3
委託 した場合	委託先の支援事業所番号 介護支援専門員番号

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業					
サービス事業者の 事業所名	事業所番号 (県番号-事業所番号)	指定/基準該当/ 地域密着型 サービス/ 総合事業識別	サービス 種類名	サービス 種類コード	給付計画単位数
A事業所	4 8 7 0 0 0 0 0 0 1	指定・基準該当・ 地域密着・ 総合事業	短期入所生活介護	2 1	2 3 8 2 0

受給者台帳
(保険者(A市)が国保連合会に登録している受給者の情報)

被保険者番号	被保険者名	要介護状態区分
000000001	かご 知	要介護2

保険者が国保連合会に登録しているかご 知の
要介護状態区分“要介護2”の支給限度基準額
19,705単位を超える23,820単位を
入力(記入)しているため、**12P3エラー**と
なります。

誤: 23820
正: 19705以内

合計	2 3 8 2 0
----	-----------

エラーの原因と対応

原因・・
要介護2の支給限度基準額19,705単位を超える23,820単位を入力(記入)しているため、**12P3エラー**となっています。

対応・・
単位数を支給限度基準額19,705単位以内になるよう修正して再提出して下さい。

ポイント! 支給限度基準額

要支援1 = 5,032単位
事業対象者 = (※)
要支援2 = 10,531単位
要介護1 = 16,765単位
要介護2 = 19,705単位
要介護3 = 27,048単位
要介護4 = 30,938単位
要介護5 = 36,217単位

※要支援1の支給限度基準額を目安とし、市町村が定める支給限度額(要支援2の支給限度額)を超えないものとする。

ポイント! 受給者台帳

次ページをご参照下さい。

⇔ 突合を行う箇所
⋯⋯⋯ 国保連合会が点検時に見る箇所

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000002
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	B支援事業所
-----------	--------

1頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	サ	R6.4	43		1000	B	支援事業所番号：市町村の認定情報と不一致（支援事業所）	12P4
990000 △△市	0000000001 かこ 知	サ	R6.4	43		1000	B	被保険者番号：市町村の認定情報と不一致（支援事業所）	12P4

内容・・支援事業所番号、被保険者番号：市町村の認定情報と不一致（支援事業所）

原因・・保険者（市町村）が国保連合会に登録している該当の受給者の“利用者の居宅支援事業所”の番号と請求明細書を提出した事業所番号が違っています。

対応・・請求した事業所が“利用者の居宅支援事業所”として、該当月以前に保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に届出をしているか確認して下さい。届出をしていなければ請求できません。

届出をしているにも関わらずエラーになった場合は、保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に問合せ下さい。保険者の国保連合会への登録が間違っていれば、保険者の修正が終了した後、再請求して下さい。



ポイント！ 受給者台帳

保険者（市町村）は国保連合会に以下のような受給者の情報を登録しています。

受給者台帳・・被保険者番号、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間、
居宅サービス計画作成区分・作成事業所番号、住所地特例等を登録

「備考」欄 エラーコード=12P5

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000002 かこゞ じ ち	給	R6.4	17		2,800	B	対象年月：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	12P5
990000 △△市	0000000002 かこゞ じ ち	給	R6.4	17		2,800	B	証記載保険者番号：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	12P5
990000 △△市	0000000002 かこゞ じ ち	給	R6.4	17		2,800	B	支援事業所番号：市町村の認定情報と不一致（支援事業所）	12P4
990000 △△市	0000000002 かこゞ じ ち	給	R6.4	17		2,800	B	被保険者番号：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	12P5
990000 △△市	0000000002 かこゞ じ ち	給	R6.4	17		2,800	B	計画作成区分：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	12P5
990000 △△市	0000000002 かこゞ じ ち	給	R6.4			2,800	B	対象年月：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	12P5
990000 △△市	0000000002 かこゞ じ ち	給	R6.4			2,800	B	証記載保険者番号：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	12P5
990000 △△市	0000000002 かこゞ じ ち	給	R6.4			2,800	B	支援事業所番号：市町村の認定情報と不一致（支援事業所）	12P4
990000 △△市	0000000002 かこゞ じ ち	給	R6.4			2,800	B	被保険者番号：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	12P5
990000 △△市	0000000002 かこゞ じ ち	給	R6.4			2,800	B	計画作成区分：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	12P5

1つの給付管理票につきサービス種類ごとのエラーと合計欄のエラーがセットで出力されます。

内容・・**計画作成区分等：市町村の認定情報と不一致（作成区分）**

原因・・①保険者（市町村）が国保連合会に登録している受給者台帳の“居宅サービス計画作成区分”と一致しません。

②保険者（市町村）が国保連合会に登録している受給者台帳の“利用者の居宅サービス計画作成区分”が“自己作成”となっています。

対応・・給付管理票を提出した居宅介護支援事業所が“利用者の居宅支援事業所”として、該当月以前に保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に届出をしているか確認して下さい。届出をしていなければ正当な給付管理票とは認められません。

届出をしているにも関わらずエラーになった場合は、保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へ照会して下さい。保険者の国保連合会への登録が間違っていれば、保険者の修正が終了した後、再提出して下さい。



ポイント！ 受給者台帳

保険者（市町村）は国保連合会に以下のような受給者の情報を登録しています。

受給者台帳・・被保険者番号、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間、
居宅サービス計画作成区分・作成事業所番号、住所地特例等を登録

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	R6.4	11		15,869	B	証記載保険者番号：市町村の認定変更が未決定	12PA
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	R6.4	11		15,869	B	被保険者番号：市町村の認定変更が未決定	12PA

1つの請求明細書につき証記載保険者番号と被保険者番号のエラーがセットで出力されます。

内容・**証記載保険者番号、被保険者番号：市町村の認定変更が未決定**

原因・保険者（市町村）が国保連合会に登録した最新の受給者情報の中で、要介護認定について「変更申請中」（更新申請中も含む）となっている被保険者の給付管理票や請求明細書が提出された場合に発生します。原因は下記の場合と考えられます。

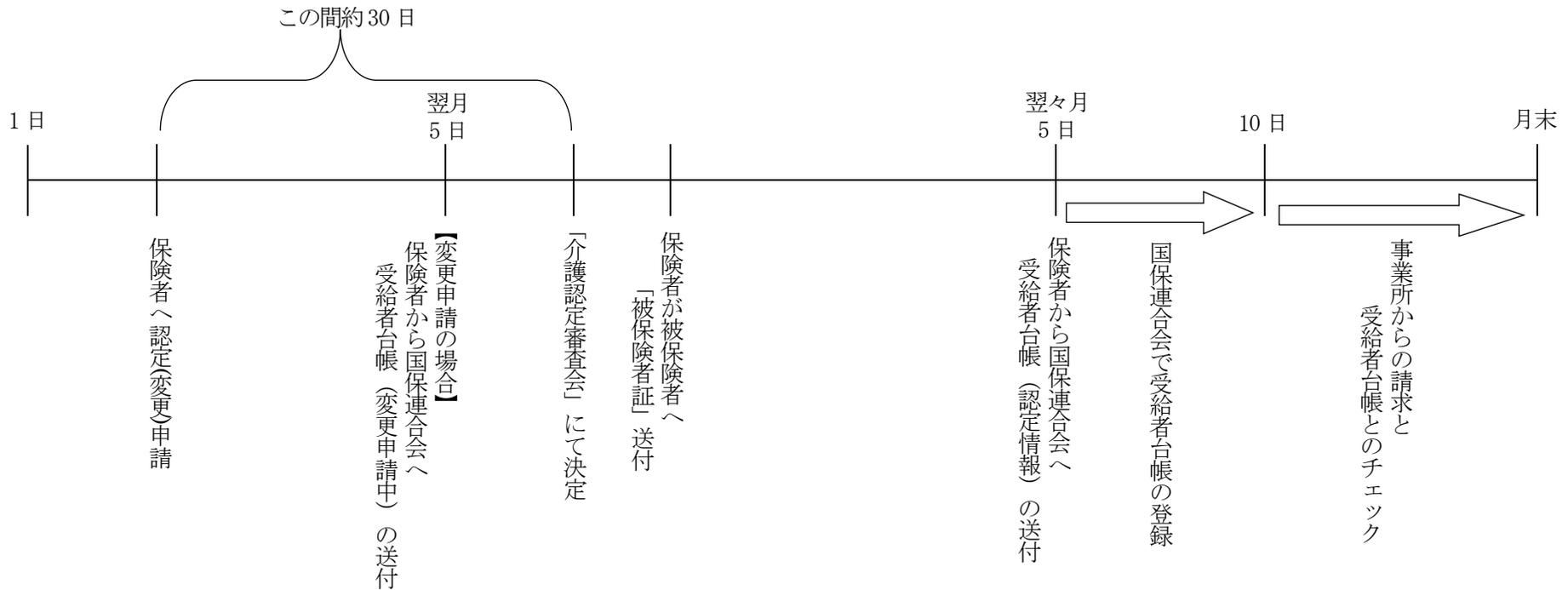
- ① 保険者が国保連合会に登録する情報に登録漏れや誤りがある場合。
- ② 保険者の国保連合会への受給者情報の登録期限（通常は前月末迄の異動情報を当月の4日迄に提出）と、事業者の請求書提出期限（通常は10日）に期日のズレがあるため、事業者は当月の請求迄に変更申請が確定（却下を含む）されていることを確認して請求明細書等を提出しても、エラーとなり返戻されることがあります。（この登録期限と請求書提出期限のズレによるエラーについては「12PA」だけでなく、受給者台帳とのマッチング（突合）によるエラー全般に該当します。）
- ③ 単に変更申請中であることを忘れていて請求した場合。
- ④ 平成17年10月サービス分以降については、従来からの「要介護認定」の変更申請に加え、「特定入所者」にかかる申請又は変更申請を行うようになりました。このため、「要介護認定」「特定入所者」のどちらか一方でも申請中であればエラーとなります。

対応・①②④については該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に照会します。変更申請（または更新申請）が確定（却下を含む）し、受給者情報に登録したことを確認の上再請求します。

③については変更申請確定後、再請求します。

保険者が変更申請（または更新申請）を受け付けてから確定するまで約30日かかります。この日数を考慮に入れて請求して下さい。また再提出時の注意点として、変更申請により要介護度が変更になっている場合がありますので、正しい要介護度で作成した請求明細書や給付管理票で再提出するようにして下さい。

 **ポイント！ 要介護の認定申請（変更申請）から受給者台帳への登録まで**



要介護認定の申請（変更申請）から認定の決定まで通常 30 日程度ですが、手続きの不備等があれば 30 日以上の日数がかかる場合があります。図のような場合は、認定（変更）申請の翌月に介護給付費を請求しても 12P0エラー（受給者台帳に該当する受給者情報が存在しません）、変更申請の場合は 12PAエラー（変更申請中の受給者です）になり返戻となります。要介護の認定申請・変更申請をした場合には、申請日・認定日等を確認して国保連合会に受給者台帳（認定情報）の登録が終了する月以降に請求して下さい。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	R6.4	59	5211	15,300	B	被保険者番号：市町村の特定入所者認定と相違	12PC
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	R6.4	59	5211	15,300	B	サービス種類コード：市町村の特定入所者認定と相違	12PC
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	R6.4	59	5211	15,300	B	サービス項目コード：市町村の特定入所者認定と相違	12PC
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	R6.4	59	5211	15,300	B	日数：市町村認定の利用可能日数超過	A E F 0

内容・・被保険者番号、サービス種類コード、サービス項目コード：市町村の特定入所者認定と相違

原因・・①「特定入所者」として申請していないか、該当者ではないのに「特定入所者」として請求明細書を提出した場合。

②保険者（市町村）が国保連合会に登録する受給者台帳の特定入所者認定の内容が誤っている場合。

対応・・確認の結果、①の場合は通常受給者として請求して下さい。「特定入所者」と確認できた場合は、②保険者の登録が誤っている場合がありますので、該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へ照会して下さい。

A E F 0（エーイーエフゼロ）は12PCエラーに関連して表示されることがあります。A E F 0単独エラーの場合についてはP44、45を参照して下さい。



ポイント！ 受給者台帳

保険者（市町村）は国保連合会に以下のような受給者の情報を登録しています。

受給者台帳・・被保険者番号、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間、特定入所者認定情報、住所地特例等を登録

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	給	R6.4	11		25,597	B	対象年月：認定有効期間外の被保険者	12PD
990000 △△市	0000000001 かこ 知	給	R6.4	11		25,597	B	証記載保険者番号：認定有効期間外の被保険者	12PD
990000 △△市	0000000001 かこ 知	給	R6.4	11		25,597	B	被保険者番号：認定有効期間外の被保険者	12PD

内容・・対象年月、証記載保険者番号、被保険者番号：認定有効期間外の被保険者

原因・・①保険者が国保連合会に登録している受給者台帳の要介護認定が有効期間切れの被保険者について、有効期間切れ後のサービス年月分を提出した場合。
例えば、登録されている受給者の情報では認定の有効期間が令和5年4月1日～令和6年3月31日となっている被保険者分に対し、令和6年4月サービス分を提出した場合等。

②保険者が国保連合会に登録する受給者台帳への登録漏れ、登録誤りがある場合。

対応・・入力（記入）誤りや利用者の被保険者証を確認し、入力（記入）内容が正しければ該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に照会し、②のケースであれば、保険者が国保連合会へ受給者情報の登録・修正を行った後に再提出して下さい。

確認の結果、①の場合は請求できないサービス分を請求していたことになるので、再提出は出来ません。



ポイント！ 受給者台帳

保険者（市町村）は国保連合会に以下のような受給者の情報を登録しています。

受給者台帳・・被保険者番号、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間、
居宅サービス計画作成区分・作成事業所番号、住所地特例等を登録

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	R6.4	15	2241	8,405	B	サービス種類：市町村認定の要介護度と相違	12QJ
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	R6.4	15	2241	8,405	B	サービス項目：市町村認定の要介護度と相違	12QJ

エラーが2つセットで出力されます。

内容・サービス種類、サービス項目：市町村認定の要介護度と相違

原因・請求明細書に入力（記入）されたサービス内容のサービスコードが、保険者（市町村）が国保連の受給者台帳に登録している該当被保険者の要介護度では算定できない場合で、以下の原因が考えられます。

- ①変更申請等により該当被保険者の要介護度の把握を誤っていたために入力（記入）したサービスコードが受給者台帳登録の要介護度と異なった場合。
- ②保険者（市町村）が登録した受給者台帳の要介護度に誤りがある場合。

なお、このエラーとなるサービスは、要介護度によって異なるサービス単位が設定されています。受給者台帳登録の要介護度より重い要介護度のサービスコードの請求でも、軽い要介護度のサービスコードの請求でもエラーとなります。

- ③居宅介護支援、介護予防支援については、要介護度ごとにサービスコードが設定されているため、要介護度に合っていないサービスコードはエラーとなります。

対応・最初に請求誤りがないかを確認し、誤りが無ければ該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へ受給者台帳に登録している要介護度を照会して下さい。

- ①の請求誤り、または保険者に照会の結果請求した要介護度に誤りがあった場合は、正しいサービスコードを入力（記入）して再請求します。
- ②の場合は、保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に受給者台帳の修正を依頼し、請求明細書は訂正無しで再請求します。
- ③要介護度に応じたサービスコードに修正して再請求します。また、月の途中で要介護度が変わった場合の請求方法は次ページのとおりです。



ポイント！ 月の途中に要介護状態区分が変更となった場合の請求方法について

〔例1〕令和6年4月10日に要介護3から要介護1へ変更となった場合の令和6年4月分のサービス計画費の請求

(正) 要介護1 (コード21)、居宅介護支援費 (I) (サービスコード43-2111) 1,086単位

(誤) 要介護3 (コード23)、居宅介護支援費 (I) (サービスコード43-2211) 1,411単位

間違って請求した場合は、「備考」欄“エラーコード=10QF”又は“エラーコード=12QJ”のエラーとなります。

〔例2〕令和6年4月10日に要介護1から要支援2へ変更となった場合の令和6年4月分のサービス計画費の請求

(正) 要支援2 (コード13)、介護予防支援費 (サービスコード46-2111) 442単位

(誤) 要介護1 (コード21)、居宅介護支援費 (I) (サービスコード43-2111) 1,086単位

間違って請求した場合は「備考」欄“エラーコード=12QA”と同時に“エラーコード=12P4”のエラーとなります。

【備考】欄 エラーコード=12SAとなる請求明細書の例（この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」が国保連合会から送付されます。）

被保険者	被保険者番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1
	(フリガナ)	カゴ 知
	氏名	介護 太郎

サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要
福祉施設Ⅱ3	5 1 1 1 3 5	7 3 2	3 0	2 1 9 6 0			1
合計							

① 保険者が国保連合会に登録している受給者台帳の給付率と、請求明細書の給付率が異なるため、12SAエラーとなります。なお、国保連合会は、保険者が登録している給付率に補正します。

区分	保険分	公費分
① 単位数合計	2 1 9 6 0	
② 単位数単価	1 0 0 0 円/単位	
③ 給付率	9 0 /100	
④ 請求額 (円)	1 9 7 6 4 0	
⑤ 利用者負担額 (円)	2 1 9 6 0	

受給者台帳
(保険者(A市)が国保連合会に登録している受給者の情報)

被保険者番号	被保険者名	保険給付率
000000001	カゴ 知	80%

② 補正した給付率を基に国保連合会システムで再計算します。
 単位数合計：21,960
 単位数単価：10.00円
 給付率：80%
 請求額：175,680円
 利用者負担額：43,920円

③ 請求明細書に入力（記入）されている請求額“197,640円”の方が再計算した請求額“175,680円”より大きいため、ASSAエラーとなります。

エラーの原因と対応

原因・・・
 受給者台帳の給付率と請求した給付率が相違することに伴い、請求明細書に入力（記入）されている請求額“197,640円”の方が、給付率を訂正して再計算した請求額“175,680円”より大きいため、エラーとなっています。

対応・・・
 給付率、請求額、利用者負担額を修正し、再請求して下さい。
 請求内容に誤りがない場合は、保険者が国保連合会に登録している給付率に誤りがないか保険者へ照会して下さい。

←→ 突合を行う箇所
 ←..... 国保連合会が点検時に見る箇所

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	R6.4	17		300	B	公費1負担者番号：当該公費負担者情報は同台帳に未登録	13PS

内容・・・公費1（公費2、公費3）負担者番号：当該公費負担者情報は同台帳に未登録

原因・・・原因として次のようなことが考えられます。

- ① 公費1（公費2）の負担者番号の入力（記入）に誤りがある場合。
- ② 介護保険では取り扱わない公費（他県でしか扱わない県単独事業等）の場合。
- ③ 公費ではないコードを記入した場合。

対応・・・①の場合は、正しいコードを入力（記入）して再請求して下さい。

②③の場合は、サービス提供者が所持している受給者証、受給券等に記載されている内容を確認して下さい。

「備考」欄 エラーコード=14QR

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	R6.4	53	2831	23,258	B	摘要：摘要欄は必須項目です	14QR

内容・・摘要：摘要欄は必須項目です

原因・・摘要欄に記入が必要なサービスを請求していますが、摘要欄が未入力（未記入）となっています。

対応・・摘要欄に必要な事項の入力（記入）が必要なサービスはP92～106に掲載しています。確認して、入力（記入）または修正して再請求して下さい。



ポイント！ 摘要欄に入力（記入）されている桁数が20桁を超えている場合は「ABB7エラー」、摘要欄が半角英数字でない場合は「ABBGエラー」と出力されます。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	R6.4	17	1001	4,500	B	資格:福祉用具商品コードのフォーマットに誤りがあります。	1407
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	R6.4	17	1003	3,400	B	摘要:(12345-123456):資格:福祉用具商品コードが登録されていません。	1408
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	R6.4	17	1005	2,050	B	摘要:(12345-123456):資格:適用期間外の福祉用具商品コードです。	1409

内容・・・①1407 資格：福祉用具商品コードのフォーマットに誤りがあります。

②1408 資格：福祉用具商品コードが登録されていません。

③1409 資格：適用期間外の福祉用具商品コードです。

原因・・・①1407 摘要欄に入力（記入）された福祉用具商品コードについて、「〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」の正しいフォーマットでない場合、エラーとなります。

②1408 摘要欄に入力（記入）された福祉用具商品コードについて、サービス提供年月時点で福祉用具商品コードマスタに存在しない場合、エラーとなります。

③1409 サービス提供年月時点で福祉用具商品コードマスタに存在する福祉用具商品コードについて、適用期間外の場合エラーとなります。

対応・・・公益財団法人テクノエイド協会のホームページに公表されている商品コード一覧を確認し、正しい福祉用具商品コードにて再請求します。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	R6.4	15		12,240	B	給付計画単位数日数：サービス種類の合計が支給限度基準額超過	15P6
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	R6.4			12,240	B	証記載保険者番号：給管+償還合計が区分支給限度基準額超過	12P3
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	R6.4			12,240	B	給付管理票種別区分：給管+償還合計が区分支給限度基準額超過	12P3
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	R6.4			12,240	B	被保険者番号：給管+償還合計が区分支給限度基準額超過	12P3
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	R6.4			12,240	B	給付合計単位数日数：給管+償還合計が区分支給限度基準額超過	12P3

内容・・給付計画単位数日数：サービス種類の合計が支給限度基準額超過

原因・・「サービス種類」欄に表示されているコードのサービスが種類別支給限度基準額を超えて設定されている場合にエラーとなります。

対応・・通常の保険者であれば、この“15P6”のエラーになれば、同時に“12P3”のエラーにもなります。対応は“エラーコード=12P3”を参照して下さい。

独自に「支給限度基準額」を定めている保険者であれば、“15P6”のエラーのみが表示されます。「サービス種類」欄に表示されているサービスの単位数が、保険者が定める「支給限度基準額」を超えていますので、給付管理票の単位数をチェックして下さい。

「備考」欄 エラーコード=返戻

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	000000001 かご 知	請	R6.4	21		4,436	C	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の修正依頼が必要	返戻

内容・・支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の修正依頼が必要

原因・・請求明細書と居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが提出した給付管理票の内容が不一致で、かつ、特定入所者介護サービス費の請求がある場合にこのエラーとなり、主な原因として以下のことが考えられます。

①請求明細書のサービス種類が給付管理票に入力（記入）されていない場合

②請求明細書を提出した事業所と給付管理票に記載されているサービス事業所番号が異なる場合

対応・・請求明細書の請求内容に誤りがなければ（サービス年月やサービスコード等に誤りがなければ確認）居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに連絡し、給付管理票に実績を入れてもらう必要（このとき給付管理票は「修正」で提出します）があります。請求明細書は返戻となっているので再請求しなければなりません。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	R6.4	15		10,043	C	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要	保留

内容・・支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要
サービス計画費に対応した給付管理票の提出が必要（支援事業所のサービス計画費の場合）

原因・・①保留 利用者の請求明細書は提出しているが、サービス計画をまとめた給付管理票の提出がない場合または給付管理票が返戻となっている場合に、このエラーとなります。給付管理票、請求明細書共に提出は1月単位ですので、同月の給付管理票の提出が無い場合です。国保連合会では、通常2ヶ月間請求情報を保留するようにしています。（この保留期間は、各県の国保連合会によって違います）保留されている期間中に、該当の給付管理票が提出されれば、提出された審査年月で保留となっていた請求明細書の支払が行われます。

②返戻 保留期間内に給付管理票が提出されなければ請求明細書は返戻となります。この場合、備考欄には“返戻”と表示されます。

対応・・①該当利用者の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターへ連絡をして、給付管理票を国保連合会へ提出するように依頼します。①の場合は、請求明細書を再請求する必要はありません。②の場合は、請求明細書を再請求する必要があります。

【例 1】 令和6年5月審査分で「保留」となり、給付管理票が提出されなかった場合

最初に保留となった翌々月に「返戻」となります。

【例 2】 令和6年5月審査分で「保留」となり、令和6年7月審査時に給付管理票が提出された場合



保留期間中に給付管理票が提出されれば、その月の審査対象になります。
（実際の支払は令和6年8月振込分です）

「備考」欄 エラーコード=返戻（査定でエラーがある場合）

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和5年10月審査分

令和5年10月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かご 知	請	R5.9	13		4,455	C	査定でエラーのあるもの	返戻

内容・・査定でエラーのあるもの

原因・・請求明細書と居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが提出した給付管理票の内容が不一致で、かつ、特別地域加算、小規模事業所加算、中山間地域等提供加算等を含む請求がある場合にこのエラーとなり、主な原因として以下のことが考えられます。

①請求明細書のサービス種類が給付管理票に入力（記入）されていない場合

②請求明細書を提出した事業所と給付管理票に記載されているサービス事業所番号が異なる場合

対応・・請求明細書の請求内容に誤りがなければ（サービス年月やサービスコード等に誤りがないか確認）居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに連絡し、給付管理票に実績を入れてもらう必要（このとき給付管理票は「修正」で提出します）があります。請求明細書は返戻となっているので再請求しなければなりません。

※「査定でエラーのあるもの」は、令和5年10月審査以前に出力されます。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かご 知	請	R6.4	13		4,455	C	給付管理票に一致する事業所番号の記載がないため、支援事業所に確認してください（サービス種類・計画単位数も併せて確認してください）	返戻

内容・・給付管理票に一致する事業所番号の記載がないため、支援事業所に確認してください（サービス種類・計画単位数も併せて確認してください）

原因・・請求明細書と居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが提出した給付管理票の内容が不一致（請求明細書を提出した事業所番号が給付管理票に入力（記入）されていない場合）で、かつ、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算、特別地域加算、小規模事業所加算、中山間地域等提供加算等を含む請求がある場合に、このエラーとなります。

対応・・請求明細書の請求内容に誤りがなければ（サービス年月、サービスコードや計画単位数等に誤りがなければ確認）、居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに連絡し、請求明細書を提出した事業所の実績を給付管理票に入れてもらう必要（このとき給付管理票は「修正」で提出します）があります。請求明細書は返戻となっているので再請求しなければなりません。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000	0000000001	請	R6.4	13		4,455	C	給付管理票に一致する事業所番号とサービス種類の組合せの記載がないため、支援事業所に確認してください（計画単位数も併せて確認してください）	返戻
△△市	かご 知								

内容・・給付管理票に一致する事業所番号とサービス種類の組合せの記載がないため、支援事業所に確認してください（計画単位数も併せて確認してください）

原因・・請求明細書と居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが提出した給付管理票の内容が不一致（請求明細書を提出した事業所番号とサービス種類コードの組み合わせが給付管理票に入力（記入）されていない場合）で、かつ、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算、特別地域加算、小規模事業所加算、中山間地域等提供加算等を含む請求がある場合に、このエラーとなります。

対応・・請求明細書の請求内容に誤りがなければ（サービス年月、サービスコードや計画単位数等に誤りがないか確認）、居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに連絡し、請求明細書に記載されたサービスコードに合わせた実績を給付管理票に入れる必要（このとき給付管理票は「修正」で提出します）があります。請求明細書は返戻となっているので再請求しなればなりません。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和6年5月審査分

令和6年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	R6.4	13		4,455	C	給付管理票の計画単位数が請求明細書の計画単位数未満であるため、支援事業所に確認してください	返戻

内容・・給付管理票の計画単位数が請求明細書の計画単位数未満であるため、支援事業所に確認してください

原因・・請求明細書と居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが提出した給付管理票の内容が不一致（請求明細書に記載の計画単位数または限度額管理対象単位数の小さい方の単位数が、給付管理票に記載の計画単位数を超過している場合）で、かつ、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算、特別地域加算、小規模事業所加算、中山間地域等提供加算等を含む請求がある場合に、このエラーとなります。

対応・・請求明細書の請求内容に誤りがなければ（サービス年月、サービスコードや計画単位数等に誤りがなければ確認）、居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに連絡し、請求明細書に記載された計画単位数（限度額管理対象単位数）に合わせた実績を給付管理票に入れる必要（このとき給付管理票は「修正」で提出します）があります。請求明細書は返戻となっているので再請求しなればなりません。